

平成 24 年度

大陸棚の延長に伴う課題の調査研究
報 告 書

平成 25 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

本報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施した平成24年度大陸棚の延長に伴う課題の調査研究事業の成果を取りまとめたものです。

平成6年に発効した国連海洋法条約では、海底及び海底下の天然資源に関する沿岸国の管轄権が及ぶ範囲を示す「大陸棚」について新たな規定を置きました。条約では、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えて延びている場合には、「大陸棚」を延長することができるとして定められていますが、そのためには、条約の規定にもとづき、必要な科学的データを添えて大陸棚限界委員会へ申請する必要があります。委員会は申請を審査した後、勧告を発出しますが、この勧告にもとづいて沿岸国が設定した「大陸棚」の外側の限界は最終的に拘束力を有するとされています

当財団では、大陸棚延長の重要性に鑑み、平成17年度から平成21年度までの5カ年にわたり、大陸棚延長に関する国際機関等において多面的な情報収集を行い我が国の申請に資するとともに、大陸棚に関する国内外の専門家を招いて講演会等を開催し、大陸棚延長に関する理解を深めることを目的として大陸棚の限界拡張に係る支援事業を実施しました。

平成22年度より、過去5カ年の支援事業で蓄積してきた各種の情報や知見を踏まえ、大陸棚延長申請をめぐる動きをはじめ、大陸棚延長を行う沿岸国はどのような海洋政策にもとづいて大陸棚延長を行い、延長した大陸棚をどのように活用しようとしているのかといった視点をも踏まえ、大陸棚の延長に伴う課題の調査研究事業を実施してきました。最終年度にあたる今年度は、大陸棚延長の最新動向に関する各種情報の収集・調査及び大陸棚に関する周知啓蒙を行うことを目的とし、海外調査による情報収集、セミナーの実施、大陸棚サイトの更新による情報発信を実施しました。平成25年1月には、今後の重要課題である大陸棚における資源開発に焦点をあてたセミナーを実施しました。

平成24年4月に、大陸棚限界委員会が日本の申請に対する勧告を採択したことを受け、日本の大陸棚における資源開発は今後、ますます重要となっていくものと思われます。また、世界各国の大陸棚延長をめぐる動きは、今後も活発さを増すことでしょう。本事業報告書および大陸棚サイト等の事業成果物が、こうした動きを正確に理解するための一助となれば幸いです。

本事業を実施するにあたり、ご指導・ご協力いただいた日本財団をはじめ内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部などの関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

海洋政策研究財団
理事長 今 義男

目 次

1. 事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業の実施内容	1
2. 国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長について	2
2.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義	2
2.2 大陸棚延長の手続	4
3. 各国の申請状況	5
3.1 助言が行われた申請	7
3.1.1 ロシアの申請	7
3.1.2 ブラジルの申請	10
3.1.3 オーストラリアの申請	12
3.1.4 アイルランドの申請	18
3.1.5 ニュージーランドの申請	20
3.1.6 フランス、アイルランド、スペイン、英国の共同申請	22
3.1.7 ノルウェーの申請	24
3.1.8 フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア）	27
3.1.9 メキシコの申請	29
3.1.10 バルバドスの申請	31
3.1.11 英国の申請（アセンション島）	34
3.1.12 インドネシアの申請	36
3.1.13 モーリシャス、セーシェルの共同申請	37
3.1.14 スリナムの申請	38
3.1.15 日本の申請	39
3.1.16 フランスの申請（フランス領アンティル及びケルグレン諸島）	45
3.1.17 フィリピンの申請	47
3.2 審査中の申請	47
3.2.1 ウルグアイの申請	47
3.2.2 クック諸島の申請	48

3.2.3 アルゼンチンの申請	49
3.2.4 ガーナの申請	49
3.2.5 アイスランドの申請	50
3.2.6 デンマークの申請.....	51
3.3 審査待ちの申請	52
3.3.1 ミャンマーの申請.....	52
3.3.2 イエメンの申請	55
3.3.3 英国の申請 (ハットン・ロッコール)	55
3.3.4 アイルランドの申請 (ハットン・ロッコール)	57
3.3.5 その他の申請 (24 件目から 65 件目まで)	60
3.4 予備的情報を提出した国 (申請期限の延長措置)	66
4. セミナーおよび専門家会議	
「大陸棚延長に伴う課題—今後の大陸棚における資源開発に向けて—」の開催	70
5. 海外調査の概要	74
5.1 第 29 回大陸棚限界委員会に関する情報収集	74
5.2 第 30 回大陸棚限界委員会に関する情報収集	84
5.3 第 7 回海洋法諮問委員会会議への参加と情報収集.....	98
6. 大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の更新	113
7. 成果と今後の課題	118
8. 謝辞.....	119
9. 事務局	119

附録

1. 大陸棚限界委員会（委員の構成）	123
2. 大陸棚延長のための手続	125
3. 国連海洋法条約 第 6 部「大陸棚」	127
4. 国連海洋法条約 附属書 II 「大陸棚の限界に関する委員会」	135
5. 第三次国連海洋法会議最終議定書 附属書 II 「大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明」	139
6. セミナー「大陸棚延長に伴う課題 —今後の大陸棚における資源開発に向けて—」講演資料	141

1. 事業の概要

1.1 事業の目的

1982年に採択され、1994年に発効した「海洋法に関する国際連合条約」（以下、国連海洋法条約または単に条約という）では、沿岸国周辺の海底及びその下の部分のうち、当該国が天然資源の探査・開発に関して排他的な権利を有する部分を大陸棚と呼んでいる。この大陸棚は、当該沿岸国の排他的經濟水域（領海の外にあって、領海基線から200海里までの海域）の外側であっても、陸地の自然延長の外縁まで設定することができる。設定に当たっては、沿岸国は自国周辺海域の海底の地形・地質等に関する科学的情報を、条約にもとづき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会（Commission on the Limits of the Continental Shelf）」（以下、大陸棚限界委員会またはCLCSという）に提出し、大陸棚限界委員会の勧告にもとづいて行う必要がある。

大陸棚について規定する条約第76条は、大西洋の単純な海底地形を前提として起草されたため、比較的簡明な記述ぶりとなっているが、現実の海底の地形や地質は極めて複雑で、陸地の自然延長であることを大陸棚限界委員会に認めてもらうための方法は簡単明瞭ではない。また、大陸棚限界委員会は「科学的・技術的ガイドライン」を1999年に策定し、委員会の審査に際しての指針を示したが、海底に関する科学的知見の増大や海洋探査技術の向上は続いている、同ガイドラインの想定を超えるほどである。

このような状況に鑑み、当財団では2005年度から2009年度までの5カ年にわたり、「大陸棚の限界拡張に係る支援事業」を実施し、大陸棚延長に関する国際機関等において多面的な情報収集・調査を行ってきた。

2010（平成22）年度より、過去5カ年の事業で蓄積してきた各種の情報や知見を踏まえ、大陸棚延長を行う沿岸国はどのような海洋政策にもとづいて大陸棚延長を行い、延長した大陸棚を開発利用しようとしているのかといった視点をも踏まえ、大陸棚に伴う諸問題の調査研究を実施している。今年度は、海外出張による調査研究、国連海洋法条約の実施機関としての大陸棚限界委員会の役割をテーマに据えたセミナーの実施、大陸棚サイトの更新による情報発信を実施した。

セミナー実施や大陸棚サイトの更新によって、大陸棚延長に対する一般の関心と理解を高めると同時に、我が国の国益をはじめ、我が国国民の海洋に対する関心と理解を高め、かつ、海洋・海事関係者の業務に寄与し、海洋政策立案にも資することを目指した。

1.2 事業の実施内容

平成24年度事業の実施内容は次のとおりである。

(1) 動向調査

大陸棚限界委員会など関係機関の最新の情報を収集するとともに、大陸棚延長に関する情報の分析を行った。

- ① 第29回及び第30回大陸棚限界委員会に関する情報収集

- ② 第7回海洋法諮問委員会会議への参加及び情報収集
- (2) セミナー「大陸棚延長に伴う課題-今後の大陸棚における資源開発に向けて-」の開催
大陸棚限界委員会が採択した勧告が増えるにつれ、大陸棚における資源開発が現実味を増してくるが、開発に向けて多くの課題があることを踏まえ、これらの課題について検討するセミナーを開催した。
- (3) 基礎資料作成
上記(1)の動向調査の結果、及び文献、資料等の調査結果を整理し、大陸棚延長に係る政策立案のための基礎資料として取りまとめるとともに、データベースの構築作業を行った。
- (4) ホームページでの情報発信
当財団ホームページに設置している「大陸棚サイト」を、最新情報を踏まえて更新した。
- (5) とりまとめ
上記(1)の動向調査の結果や(2)のセミナーの開催結果等を取りまとめ、本事業報告書を作成した。なお、本事業報告書に記載の各機関サイトのURLは、特に断りのない限り、2013年3月1日時点でアクセス可能なものである。

2. 国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長について

本事業報告書においては、上記1.2の実施内容につきとりまとめることを目的としているが、まず大陸棚延長に関し、国連海洋法条約の規定に沿って、簡単に述べることとする。
なお、国連海洋法条約中の大陸棚関連規定（第76条乃至第85条）及び同条約附属書IIに関しては、本事業報告書附録4及び5に掲載している。

2.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義

- (1) 国連海洋法条約では、次の2つの基準を採用して、大陸棚の定義を規定している（第76条1項）¹。
- ① 領海の外側の海底であって、陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部（continental margin）の外縁（outer edge）までの海底及びその下（自然延長基準または地形学・地質学基準）
 - ② 大陸縁辺部の外縁が200海里を超えない場合には、領海の外側であって、領海基線から200海里までの海底とその下（距離基準）
- (2) 上記(1)①の場合には、大陸縁辺部の外縁の具体的な位置を決める必要があり、そのために、国連海洋法条約では次の2つの方法が採用されている（第76条4項）。
- ① ある地点の堆積岩の厚さと大陸斜面の脚部からの距離との比が1%以上の点を用いて引いた線

¹ 島田征夫・林司宣（編）『海洋法テキストブック』（2005年、有信堂）、68頁。

② 大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて引いた線

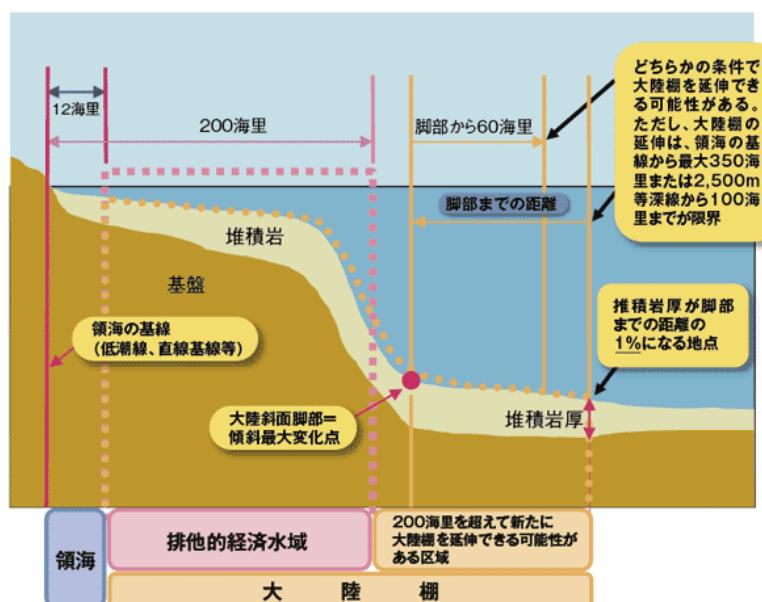
交渉当時、上記①は、アイルランドの提案にもとづくため、アイリッシュ・フォー・ミュラと呼ばれており、上記②は、提案者である米国の地質学者の名前にちなんで、ヘッドバーグ・フォーミュラと呼ばれている。いずれの方法も大陸斜面の脚部 (the foot of the continental slope) が基準となるため、その位置の決定が重要となる。大陸斜面の脚部は、反証のない限り、その大陸斜面の基部での勾配が最も変化する点とされており（第 76 条 4 項(b))、地形学的に決定される²。

- (3) 上記(2)のいずれかの方法にもとづき引かれた外縁線には、次の 2 つのうちのいずれかの制限が課される（第 76 条 5 項）。沿岸国は、2 つの中から自国の外縁線を引く上で有利な方を適用することができる。

- ① 領海基線から 350 海里を超えてはならない。
 ② 2500 メートル等深線から 100 海里を超えてはならない。

上記の制限は、沿岸国の大陸棚が広大なものとなり、深海の海底が必要以上に沿岸国に管轄下に入ることを制限するために導入された³。

以上の大陸棚の外縁の設定については、下図を参照のこと。



海洋法条約による大陸棚の定義（「海上保安レポート 2008」に掲載）

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2008/tokushu/p035.html>

² 「反証のない限り」とは、地形学的に信頼できる斜面の脚部を決められない場合には、地質学的・地球物理学的証拠（地下構造に関するもの等）を示すことによって斜面の脚部を決めるることを認めるという趣旨である。島田・林、前掲注 1、69-70 頁。いかなる地質学的・地球物理学的証拠が必要かについては、大陸棚限界委員会が 1999 年に採択した「科学的・技術的ガイドライン」（CLCS/11）において示されている。

³ 島田・林、前掲注 1、70-71 頁。

2.2 大陸棚延長の手続

- (1) 領海基線から 200 海里を超えて延びる大陸棚の外側の限界を画定するために、沿岸国は自国周辺の大陸棚の限界の詳細とその根拠となるデータ等を自国について条約が効力を生じてから 10 年以内に⁴、国連海洋法条約附属書Ⅱにもとづき設置された大陸棚限界委員会に提出して勧告を受ける（国連海洋法条約第 76 条 8 項、同条約附属書Ⅱ第 4 条）。
- (2) 大陸棚限界委員会は、個人の資格で職務を遂行する 21 名の地質学、地球物理学及び水路学の専門家で構成され、同委員会委員は国連海洋法条約締約国会合での選挙で、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って、選出される（同条約附属書Ⅱ第 2 条）。同委員会の委員の任期は 5 年であり再選可能とされている。なお、同委員会は 1997 年に設立され、日本からは 3 期連続で選出されている⁵。（大陸棚限界委員会委員の構成については、本事業報告書附録 1 を参照。）
- (3) 大陸棚限界委員会の任務は、次の 2 つとされている（国連海洋法条約附属書Ⅱ第 3 条）。
 - ① 200 海里を超える大陸棚の限界について沿岸国が提出するデータその他の資料を検討し、国連海洋法条約第 76 条及び第三次国連海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明⁶に従って勧告を行うこと。
 - ② 沿岸国の求めにより、申請のためのデータ作成に関して科学上・技術上の援助を行うこと。
- (4) 沿岸国は、大陸棚限界委員会の行った勧告にもとづいて自国の 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定する。沿岸国がこのようにして設定した大陸棚の限界は、最終的であり、かつ、拘束力を有する（第 76 条 8 項）。

⁴ 2001 年 5 月 14 日～18 日に開催された第 11 回国連海洋法条約締約国会合において、1999 年 5 月 13 日以前に条約が効力を生じた国については、大陸棚限界委員会への提出期限の 10 年間の始期を 1999 年 5 月 13 日とすることが決定された（決定内容は、締約国会合文書（SPLOS/72）に掲載されている）。これにより、日本を含め、多くの沿岸国の委員会への申請期限が 2009 年 5 月 12 日まで延長された。

また、2008 年 6 月の第 18 回締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、(1) 2009 年 5 月 12 日までに 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締切を満たしたものとする、(2) この予備的情報について大陸棚限界委員会は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない、との決定が行われた（決定内容は、締約国会合文書（SPLOS/183）に記載されている）。つまり、申請を行いたい国は、大陸棚の延長に関する大まかな情報を、完全な内容ではなくても、ひとまず 2009 年 5 月 12 日までに提出すれば、締切に間に合ったことにするというわけである。第 18 回締約国会合での議論内容については、平成 20 年度事業報告書 4.2.3(2) (b) を参照。

⁵ 1 期目は葉室和親氏、2 期目及び 3 期目は玉木賢策氏がそれぞれ選出された。玉木氏は第 3 期の任期途中、米国ニューヨークで 2011 年 4 月 5 日（現地時間）に逝去された。玉木委員の逝去に伴い、空席が生じたので、その空席を補充するための選挙が 2011 年 8 月 11 日に国連本部で行われ、日本から立候補した浦辺徹郎東京大学大学院理学系研究科教授が当選を果たし、委員を務めている。（大陸棚限界委員会委員長ステートメント（CLCS/72）、パラ 6 参照。）

⁶ 第三次国連海洋法会議の交渉において、スリランカより提出され、同国のように大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところに対し特別な扱いを求める修正提案にもとづき、同会議が採択したもの。同了解声明は、ベンガル湾南部の諸国（スリランカとインド）の大陸縁辺部の外縁の設定に関する勧告においては同了解声明の規定に従うことを大陸棚限界委員会に要請している。S. Nandan and S. Rosenne (eds.), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary*, Vol. II (Martinus Nijhoff, 1993), pp. 1019-1025. 了解声明の内容については、本事業報告書附録 6 を参照。

(5) なお、第76条10項において、第76条の規定は向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国との間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではないことが明記されている。

3. 各国の申請状況（2013年3月1日現在）

2001年12月にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに、65件の申請が大陸棚限界委員会（CLCS）に対して提出されている。このうち、2012年8月～9月に開催された第30回会合までに、CLCSは下記の17件（下記の表の^(*2)を参照）に対し、勧告を発出した。（3.1「勧告が行われた申請」を参照。）

勧告が行われた申請

勧告が行われた申請	申請提出日	勧告採択日 ^(*1)
1 ロシアの申請	2001年12月20日	第11回会合 2002年6月27日
2 ブラジルの申請	2004年5月17日	第19回会合 2007年4月4日
3 オーストラリアの申請	2004年11月15日	第21回会合 2008年4月9日
4 アイルランドの申請	2005年5月25日	第19回会合 2007年4月5日
5 ニュージーランドの申請	2006年4月19日	第22回会合 2008年8月22日
6 フランス、アイルランド、スペイン、英國の共同申請	2006年5月19日	第23回会合 2009年3月24日
7 ノルウェーの申請	2006年11月27日	第23回会合 2009年3月27日
8 メキシコの申請	2007年12月13日	第23回会合 2009年3月31日
9 フランスの申請	2007年5月22日	第24回会合 2009年9月2日
10 バルバドスの申請 ^(*2)	2008年5月8日	第25回会合、2010年4月15日
11 イギリスの申請	2008年5月9日	第25回会合、2010年4月15日
12 インドネシアの申請	2008年6月16日	第27回会合、2011年3月28日
13 モーリシャス、セーシェル共同申請	2008年12月1日	第27回会合、2011年3月30日
14 スリナムの申請	2008年12月5日	第27回会合、2011年3月30日
15 日本の申請	2008年11月12日	第29回会合、2012年4月19日
16 フランスの申請 (仮領アンティル・ケルゲレン諸島)	2009年2月5日	第29回会合、2012年4月19日
17 フィリピンの申請	2009年4月8日	第29回会合、2012年4月12日

^(*1) CLCSサイトより

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_submissions.htm

^(*2) バルバドスは、2010年4月に勧告を受領した後、2011年7月25日に、改定した申請を提出了。当該申請がCLCSにより審査された後、2012年4月13日に勧告が発出された。この勧告を含めると、CLCSが発出した勧告を18件とカウントすることができる。改定した申請の詳細については、本業報告書3.1.10 バルバドスの申請を参照。

CLCS 手続規則では、申請の審査は同時に 3 つの小委員会でしか行えないと規定されているが⁷、CLCS は申請数の増加を受けて、迅速かつ効率的な審査を行うために、この規定の例外として、4 つめの小委員会を設置する決定が第 23 回 CLCS 会合（2009 年 3 月～4 月に開催）において行われた。それ以降、審査の迅速化の観点から、4 つの小委員会が同時に審査を行う慣行が続いている。さらに、第 30 回 CLCS 会合（2012 年 8 月～9 月開催）において、審査のさらなる迅速化のために、それまで年 2 回だった会期を、年 3 回に増やし、合計で 21 週間審査を行うと同時に、6 つの小委員会が同時に審査にあたることを決定した⁸。

現在、審査が行われている申請は、下記の表にある 6 件である。（3.2「審査中の申請」を参照）

各国の申請を審査する小委員会の委員の構成、申請状況一覧については、本事業報告書附録 1 及び 2 を参照。

2013 年 3 月 5 日現在、CLCS が扱っている申請は次のとおり。

小委員会で審査中の申請	申請提出日	小委員会が設置された会合
ウルグアイの申請	2009 年 4 月 7 日	第 27 回会合（2011 年 3 月～4 月）
クック諸島の申請	2009 年 4 月 16 日	第 28 回会合（2011 年 8 月～9 月）
アルゼンチンの申請	2009 年 4 月 21 日	第 30 回会合（2012 年 8 月～9 月）
ガーナの申請	2009 年 4 月 28 日	第 30 回会合（2012 年 8 月～9 月）
アイスランドの申請	2009 年 4 月 29 日	第 30 回会合（2012 年 8 月～9 月）
デンマークの申請	2009 年 4 月 29 日	第 30 回会合（2012 年 8 月～9 月）

65 件の申請のうち、審査が終了した申請（上記の 17 件）と、審査中の申請（上記の 6 件の申請）を除いた残りの 42 件の申請は、審査を受けるため順番を待っている状況である。（3.3「審査待ちの申請」を参照）。

なお、申請は、国が提出した順に、審査の順番待ちの行列に並ぶ。小委員会での審査が終了すると、新たに小委員会が設置され、次の申請の審査が始まる。これらの手続については、CLCS 手続規則の規則 51 に規定されている。

以下では、各国の申請の概要（エグゼクティブ・サマリーと呼ばれており、CLCS のサイトで公開されている）に記載されている内容を 23 件目の申請まで述べるとともに、現在の審査状況等について説明する。24 件目のフィジーの申請から 65 件目の韓国についてはエグゼクティブ・サマリーに記載されている内容を基に、各申請の概要を見るにとどめる。

⁷ CLCS 手続規則（CLCS/40/Rev.1）、規則 51、4bis。

⁸ 第 30 回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント（CLCS/76）、パラ 10～17。

3.1 励告が行われた申請

3.1.1 ロシアの申請

2001年12月20日、ロシアは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した⁹。ロシアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、カナダ、デンマーク、日本、ノルウェー及び米国がそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した¹⁰。

2002年3月25日～4月12日に開催された第10回CLCS会合の会期中に、ロシアの代表がプレゼンテーションを行い、CLCSはロシアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した¹¹。その後、小委員会は同年6月10日～14日に再度集まり、6月14日に勧告案をCLCSに提出し、CLCSは第11回会合において当該勧告案にいくつかの修正を加えた上で採択した¹²。ロシアに対する勧告の概要については、第57回国連総会会期中に提出された「海洋と海洋法」に関する事務総長報告書補遺(A/57/57/Add.1)に収録されており、以下のとおりである。

- ① バレンツ海及びベーリング海におけるロシアの申請のうち、バレンツ海についてはノルウェーとの、ベーリング海については米国との海洋境界画定条約がそれぞれ発効した場合に、当該境界線を示す海図及び座標データをCLCSに対し提出するよう勧告した¹³。
- ② オホーツク海については、その北部海域について、より精密な根拠にもとづく部分申請(well-documented partial submission)を行うよう勧告した。また、CLCSは、当該部分申請は、南部海域における国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼさないと述べており、さらに、当該部分申請を行うためにロシアは(境界画定に関し)日本との合意に至るため最善の努力を尽くすよう勧告した。
- ③ 中央北極海については、CLCSの勧告に含まれる所見にもとづいて申請書の改定を行うように勧告した。

⁹ 国連海洋法条約附属書II第5条に大陸棚限界委員会の事務局は国連事務総長が提供することが規定されている。沿岸国より申請が提出された場合、国連事務総長がその受領を確認し、全国連加盟国への通知を行う(CLCS手続規則第49条及び第50条。同規則最新版はCLCS/40に収録されている)。

¹⁰ これら5カ国からの意見表明の内容は国連事務総長により全国連加盟国に通知されており、また、いずれも国連サイト内の大陸棚限界委員会の下記のページにおいて閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_rus.htm

¹¹ 第10回CLCS会合に関する委員長ステートメント(CLCS/32)、パラ7～20。

¹² 第11回CLCS会合に関する委員長ステートメント(CLCS/34)、パラ18～33。

¹³ ロシアとノルウェーとのバレンツ海における大陸棚境界画定は交渉中であることがノルウェーよりの口上書において述べられている。(両国間の海洋境界画定合意については、本項目(3.1.1 ロシアの申請)の本文の記述を参照。)

また、ロシアと米国とのベーリング海における海洋境界画定条約は1990年6月1日に当時のソ連と米国との間で署名されているが、ロシア議会が承認していないことが、米国よりの口上書において述べられている。前掲注10参照。

以上のとおり、ロシアの申請は、4つの海域に関するものであったが、いずれの海域における大陸棚延長申請についても CLCS は、近隣諸国との境界画定のための交渉を行う必要性や、より精緻な根拠にもとづく申請を行う必要性を指摘している¹⁴。

なお、2007年8月2日にロシアの有人潜水調査船2艇が、北極点周辺の海底を探査し、海底にロシア国旗を立てたとの報道があった¹⁵。この海底探査は、ロシアの CLCS への再申請の提出に向け、ロモノソフ海嶺がロシアの領土と地質的に連続していることについての科学的データの収集のために行なわれたものと言われており、ロシアがいつ再申請を行うかが注目される¹⁶。一方、地球温暖化によって北極の氷が溶けるにつれ、北極周辺国による地下資源の開発権の主張が活発化している。こうした状況を受け、2008年5月に、グリーンランドで北極周辺の5カ国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア及び米国）による外相級会合が開催され、北極周辺における大陸棚延長については既存の法的枠組みである国連海洋法条約にもとづいて行うことを確認する旨のイルリサット宣言（Ilulissat Declaration）が採択された¹⁷。

また、2010年4月27日、ロシアのメドベージェフ大統領とノルウェーのストルテンベルグ首相がオスロで会談し、北極海及びバレンツ海において両国の主張が重複していた海域の海洋境界画定について基本合意したと発表した。これに基づき、同日付で、ロシアのラブロフ外相とノルウェーのストーレ外相が共同声明¹⁸を発表した。共同声明では、両国間の係争海域についてほぼ等分されるよう境界線を引くこと、国連海洋法条約にもとづく大陸棚の外側の限界の設定について両国間で協力すること等が推奨されており、これにもとづいて、具体的に境界線を定める条約が結ばれることになった。そして同年9月15日、ロシアのラブロフ外相とノルウェーのストーレ外相が、バレンツ海及び北極海における海洋境界画定及び協力に関する条約に署名した。この条約により、バレンツ海及び北極海における大陸棚及び排他的経済水域について境界が画定された。この条約は、両国の議会が

14 ロシアの申請と勧告内容について、井内由美子・臼井麻乃「北極海沿岸国による大陸棚延長申請の動向」『北極海季報』第4号(2010年)、19-23頁を参照。また、北極における大陸棚の限界設定及び境界画定について、深町朋子「北極における領有・境界問題の展開—陸地と大陸棚を中心にして—」『国際法外交雑誌』第110巻3号(2011年)、37-47頁。

15 英国 BBC ニュース・オンライン版 (2007年8月2日付)

<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/6927395.stm>

朝日新聞 2007年8月22日朝刊(14版)、2面の記事。「時々刻々・北極 争奪戦 ロシア 海底に国旗資源確保へロシア先手」

Daniel Cressey, Russia at forefront of Arctic land-grab, Nature 448, 520-521 (2 August 2007).

16 Daniel Cressey, Geology: The next land rush, Nature 451, 12-15 (3 January 2008).

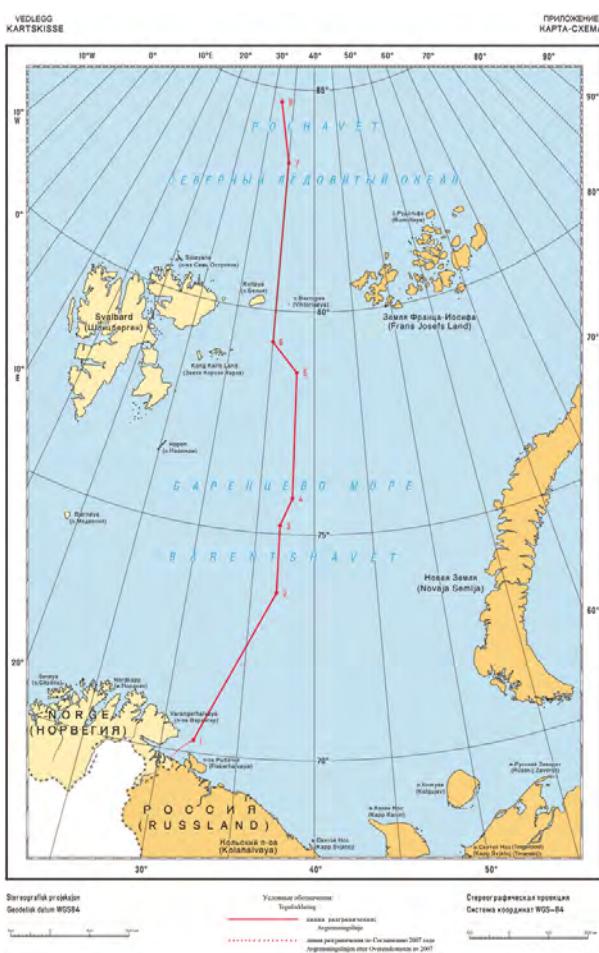
17 イルリサット宣言の全文は下記のデンマーク外務省ホームページに掲載されている。

<http://www.ambottawa.um.dk/en/servicemenu/news/theilulissatdeclarationarcticocceanconference.htm>

18 http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/Whats-new/news/2010/statement_delimitation.html?id=601983

承認すれば、発効する。条約文は、ノルウェー外務省サイト¹⁹に掲載されている。両国が合意した海洋境界については、下記の図を参照。

また、2013年2月28日、ロシアは、オホーツク海に関する再申請を提出した。この再申請に関するエグゼクティブ・サマリーにおいて、ロシアは、2002年の勧告においてCLCSにより指摘されたことに妥当な考慮を払った上で、再度、オホーツク海に関する部分申請を提出する旨述べている。ロシアの再申請に関するCLCSサイトのページには、この再申請が2013年7月15日から8月30日に開催予定の第32回CLCS会合の仮議題に含められる予定である旨記載されている²⁰。



ロシアとノルウェーが合意したバレンツ海における海洋境界²¹

19 <http://www.regjeringen.no/en/dep/smk/press-center/Press-releases/2010/treaty.html?id=614254>

20 CLCSサイトには、2001年の申請とは別のページに、再申請のページが下記のとおり設けられており、エグゼクティブ・サマリーも掲載されている。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_rus_rev.htm

21 ノルウェー外務省サイトに掲載。前掲注(19)参照。

3.1.2 ブラジルの申請

2004年5月17日、ブラジルは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。ブラジルの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国が自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した²²。同年8月30日～9月3日に開催された第14回CLCS会合においてブラジルはプレゼンテーションを行い、CLCSはブラジルの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した²³。小委員会は、その後、2005年4月4日からの第15回CLCS会合の期間中及び同年8月22日から26日にも開催された²⁴。

2005年3月にブラジルが自国の申請への追加データを提出したところ、CLCSは、一般的問題として、沿岸国がCLCSに申請を提出した後、小委員会が検討を行っている最中に追加的なデータを提出することは国連海洋法条約及びCLCS手続規則に照らして認められるのかという点について、国連法律顧問に対し法的見解を求めた。国連法律顧問は概要以下の法的意見を発出した²⁵。

- ① 国連海洋法条約及びCLCS手続規則上、申請国が、修正や追加のデータを後から提出することを禁止する規定は存在しない。よって、申請国が、誠実に(*in good faith*)、既提出の資料を再度チェックした際に瑕疵や計算間違いが判明したということであれば、後からデータを提出できる。
- ② 申請国が最初に提出したデータ及び後から提出したデータが、第76条の要件を満たしているかを審査するのは、国連海洋法条約に規定されているCLCSのマンデートに鑑み、CLCSである。他方、申請国は、後からデータを提出することにより、CLCSによる審査にかかる時間が不合理なまでに遅滞することのないよう、誠実に、かつ注意深く行動するよう求められる。
- ③ 申請国が後から提出したデータが、もともと提出していたデータから大幅に乖離している場合、新たに提出された大陸棚限界についても、もともと提出されていたものと同様、公開性が与えられるべきであるが、もともとのデータと、新たな

²² 米国は、ブラジルの申請のエグゼクティブ・サマリーに含まれている堆積物の厚さのデータの一部に関し、他の公的データとの齟齬があること、及びブラジルがビトリア・トリンダージ海嶺としている部分に関し、他の公的データでは海嶺ではなく海山列として扱われていることを述べた。

ブラジルのエグゼクティブ・サマリー及び米国発の書簡については、以下のサイトより閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm

CLCSは、CLCSが申請国以外から表明された見解を考慮しうるのは、近隣諸国との紛争またはその他の未解決の領土もしくは海洋に関わる紛争の時のみであるとして、米国の見解を考慮しないことを決定した。(CLCS/42, para.17)

²³ 第14回CLCS委員長ステートメント(CLCS/42)、パラ11～25。

²⁴ 第15回CLCS委員長ステートメント(CLCS/44)、パラ12及び第16回CLCS委員長ステートメント(CLCS/48)、パラ14。

²⁵ この法的意見は、国連法律顧問発大陸棚限界委員会委員長宛2005年8月25日付書簡として発行されている(CLCS/46)。

データがどれくらい違っているのかについて、適切に検討できるのは CLCS だけである。もし、CLCS が、大幅な差違が存在すると考えれば、申請国に対し、エグゼクティブ・サマリーへの追加を事務総長に提出するよう要請することを検討することができる。これまでの国家実行によると、エグゼクティブ・サマリーが事務総長によって公開されると他国は自らの意見を口上書の形で述べており、CLCS は、このような新たな国家実行を考慮し、追加的なエグゼクティブ・サマリーが公開された後で他国が意見を表明するための時間的枠組みについても検討することができる。

以上の法的意見が示されたことを受け、CLCS は第 16 回会合において、当該法的意見に留意し、かつ当該法的意見に従って行動することを決定するとともに、追加提出されたデータがもともとの申請から大幅に乖離している場合には、当該追加データはエグゼクティブ・サマリーへの追加または訂正として公開されるべきであるという点で合意し、その旨をブラジルに伝えた²⁶。その後、ブラジルは 2006 年 3 月 1 日にエグゼクティブ・サマリーへの追加を、国連事務総長を通じて CLCS に提出し、同追加は国連サイト内の CLCS のページ上で公開された²⁷。

2006 年 3 月 20 日より 4 月 21 日まで開催された第 17 回 CLCS 会合において、同年 3 月 20 日より小委員会が開催され、21 日よりブラジル代表団との協議が行われた。本小委員会のカレラ委員長はブラジル代表団に対し、小委員会で提起された質問について同年 7 月 31 日までに回答を提出することを要求した。ブラジルからは、同期日までに新しい地震探査及び測深データを提出するとの報告があった²⁸。

ブラジルは同年 7 月 26 日に小委員会の質問に対する回答と新たなデータを提出し、8 月 21 日から 9 月 15 日に開催された第 18 回 CLCS 会合において、小委員会は 3 日間に渡ってブラジル代表団との会合をもち、その中でブラジル代表団はさまざまなプレゼンテーションと新たなデータに関する説明を行った。同会合期間中に小委員会は勧告の草案に着手し、その後の会期間会合での小委員会における審査と第 19 回 CLCS 会合期間中の 2007 年 3 月 19 日から 23 日までの小委員会における審査が行なわれた後、同月 27 日、小委員会は全体委員会に対し勧告案を提出した。²⁹

CLCS 全体委員会は、同年 3 月 27 日、ブラジル代表団との会合を持ち、ブラジル代表団からの説明を聞いた。ブラジル代表団ははじめにサルデンベルグ大使（ブラジル国連常駐代表）が、ブラジルの提出したデータ及び解釈の一貫性と正当性を強調する説明を行い、

²⁶ 第 16 回 CLCS 会合委員長ステートメント (CLCS/48)、パラ 19。

²⁷ http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submit_bra.htm#New:

²⁸ 第 17 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/50)、パラ 14 及び 15。

²⁹ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/54)、パラ 11～パラ 14。

次に各担当者が 4 つの海域（アマゾン海底扇状地、東部赤道地域、ビトリア・トリンダージ海嶺、サンパウロ海台及び南部地域）について技術的説明を行った³⁰。

ブラジル側の説明を聞いた後、CLCS 全体委員会はブラジルの申請に対する勧告案について審議を行い、賛成 15、反対 2（棄権なし）で勧告案を採択した³¹。

2011 年 2 月 15 日付でブラジル政府発 CLCS 宛の書簡が発出され、ブラジルは今後、改訂された申請を行う予定であるので、2007 年 4 月 4 日付の勧告の要約が公表されないと希望する旨伝えた。これに対し、CLCS は、第 27 回会合（2011 年 3 月～4 月開催）において、手続規則にもとづいて行動することを決定すると同時に、ブラジルに対する勧告の要約の扱いについては次回会合に先送りすることとした³²。

第 28 回会合（2011 年 8 月～9 月開催）において、ブラジルの申請を審査した小委員会のカレラ委員長が、勧告要約の改訂版について説明を行い、これにもとづき審議した結果、CLCS は、勧告の要約を採択した。この要約は、手続規則にもとづき、ブラジルと国連事務総長に送付され、国連事務総長によって公表されることになる³³が、ブラジルに対する勧告の内容は、2012 年 3 月 31 日現在、公表されていない³⁴³⁵。

3.1.3 オーストラリアの申請

2004 年 11 月 15 日、オーストラリアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。オーストラリアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国、ロシア、日本、東ティモール、フランス、オランダ、ドイツ及び

³⁰ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/54)、パラ 15～パラ 21。ブラジル代表団との会合は、「全体委員会において、小委員会が勧告案についての説明を行った後で、かつ、全体委員会が当該勧告案を審査し採択する前に、申請を行った沿岸国は自国の申請に関するいかなる事項についてもプレゼンテーションを行うことができる」との CLCS 手続規則の改正が行なわれたことにもとづいて実施された。この改正手続規則については、第 18 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/52)、パラ 41 を参照。

³¹ 第 19 回 CLCS 会合におけるブラジルの申請の審査については、平成 19 年度事業報告書 4.1 を参照。

³² 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 59。

³³ 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 55。

³⁴ 他方、2010 年 9 月 3 日に海洋資源に関するブラジル省庁間委員会により発行された官報に掲載されている同年 8 月 26 日付の決議第 3 号において、ブラジル海軍大臣の下部にある連邦機関が、ブラジルが CLCS に申請した海底エリア（約 148,000 平方マイル）を特別の保護下に置いた旨、米国議会図書館のオンライン刊行物「グローバル・モニター」によって 2010 年 9 月 10 日付で報じられている。同決議によれば、当該海底エリアにおいて、ブラジル政府は、いかなる外国政府または企業も、倉汁政府の許可なしに開発を行ってはならない旨定めているという。“Brazil: Maritime Border Expanded,” written by Eduard Soares, Global Legal Monitor, http://www.loc.gov/lawweb/servlet/lloc_news?disp3_l205402228_text

³⁵ ブラジル政府のこの措置を、国連海洋法条約の規定を無視しており観念上も実際上も影響力があるとの立場から論評するものとして次を参照。

Lipschutz, Kari, Brazil's Maritime Claim: A Threat to UNCLOS? (2011). Yale Journal of International Affairs, Vol. 6, No. 1, 2011; SOAS School of Law Research Paper No. 08/2011. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1895744>

インドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した³⁶。

2005年4月の第15回CLCS会合においてオーストラリア代表が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCSはオーストラリアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した³⁷。

その後、小委員会は同年6月27日～7月1日に会期間会合を開催、また同年8月29日～9月16日の第16回CLCS会合期間中にも小委員会を開催した。第17回CLCS会合前の会期間中に、小委員会での審査を促進するための補完データがオーストラリアより提出された。

2006年3月20日から4月21日まで開催された第17回CLCS会合期間中にオーストラリア代表団と4会合がもたれ、小委員会からオーストラリア代表団に対し8海域についての予備的見解（preliminary views）に関するプレゼンテーションが行われた³⁸。第18回CLCS会合前の会期間中に、小委員会は9海域目のケルゲレン海台（Kerguelen Plateau）の審査を進めると同時に、第17回会合で行われた小委員会によるプレゼンテーションに対するオーストラリアからの回答を受け取った。

2006年8月21日～9月15日に開催された第18回CLCS会合では、小委員会は9海域目の予備的考察（preliminary consideration）について、オーストラリア代表団に文書で提出し、期間中に小委員会はオーストラリア代表団と3会合をもつた³⁹。

2007年3月5日より開催された第19回CLCS会合では、小委員会とオーストラリア代表団は2会合をもち、最初の会合でオーストラリア代表団は小委員会の予備的考察に対する更なるコメントを示す広範なプレゼンテーションを行った。2回目の会合でオーストラリア代表団は、自国の見解に関する包括的なプレゼンテーションを行った。この2回のプレゼンテーションの後、小委員会は勧告案を作成した。3月28日、小委員会は勧告案を全体委員会に提出し、ブレッケ小委員会委員長より勧告案についてのプレゼンテーションを行った。同日、オーストラリア代表団からの要請を受け、全体委員会と同代表団との会合が開催され、同代表団より申請に関する全体的なプレゼンテーションが行われた⁴⁰。プレ

³⁶ 米国、ロシア、日本、オランダ、ドイツ及びインドの見解は、オーストラリアの申請には南極近辺の大陸棚部分が含まれているが、南極条約第4条において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認するとともに、当該大陸棚部分についてCLCSがいかなる行動もとらないよう求めることをオーストラリア自身が要請していることに留意するというものである。他方、東ティモールの見解は、オーストラリアの申請が、自国とオーストラリアとの海洋境界画定に影響を及ぼさないことを確認するというものであり、フランスの見解は、ケルゲレン海台とニューカレドニア地域に関するオーストラリアの申請に関し、自国とオーストラリアとの大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった。

オーストラリアのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_aus.htm

³⁷ 第15回CLCS会合に関する委員長ステートメント(CLCS/44)、パラ20～31。

³⁸ 第17回CLCS委員長ステートメント(CLCS/50)、パラ19～21。

³⁹ 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ12。

⁴⁰ 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ23～パラ32。このような全体委員会での代表団によるプレゼンテーションは、CLCS手続規則附属書IIIセクションVIの改正が行われたこと

ゼンテーションを聞いた後、全体委員会は、小委員会が作成した勧告案を検討したが、結局、更なる検討を行う必要があるため勧告案の採択を次回会期まで延期することを決定した⁴¹。

2007年8～9月に開催された第20回CLCS会合で、8月28日にオーストラリア代表団からの要請により、全体委員会において会合が持たれた。同年6月の選挙で新たに選出されたCLCS委員のために、オーストラリア代表団は第19回会合で行ったものと同じプレゼンテーションを行った。全体委員会では、小委員会により提出された勧告案について海域毎の詳細な検討が行われたが、重要な論点についての協議が継続していることから、勧告の採決は、またも次回CLCS会合に延期されることになった⁴²。

そして、2008年3月～4月に開催された第21回会合において、CLCSはオーストラリアに対する勧告をようやく採択した。採択は投票により行われ、賛成14票、反対3票、棄権1票によって採択された⁴³。

勧告の要約版は2008年10月7日付で、大陸棚限界委員会のオーストラリアの申請のページに掲載された。勧告の要約版は、まず、勧告が依拠した一般原則について述べ、続いて個々の海域ごとに大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定を行い、勧告内容を述べ、勧告した外側の限界を図示する、という構成になっている。

CLCSによる勧告採択を受け、オーストラリア政府は2008年4月21日に記者会見を行い、勧告を歓迎する旨述べるとともに、勧告によって延長することができる海域について説明を行った。ファーガソン(Ferguson)資源・エネルギー大臣が声明を発表するとともに、会見を開き、勧告を歓迎すると述べた。ファーガソン大臣の声明の内容は、以下のとおりである⁴⁴。

- ① 追加的な250万平方キロメートルの海底に対するオーストラリアの管轄権を確認したCLCSの判断を歓迎する。
- ② CLCSの判断は、9つの海域におけるオーストラリアの大陸棚の外側の限界の位置、及び200海里を超える大陸棚の大部分に対するオーストラリアの権利を確認している。

を受けて可能となったものである。当該改正については、第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ41を参照。オーストラリアより行われたプレゼンテーションの概要は、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

⁴¹ 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ33。第19回CLCS会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

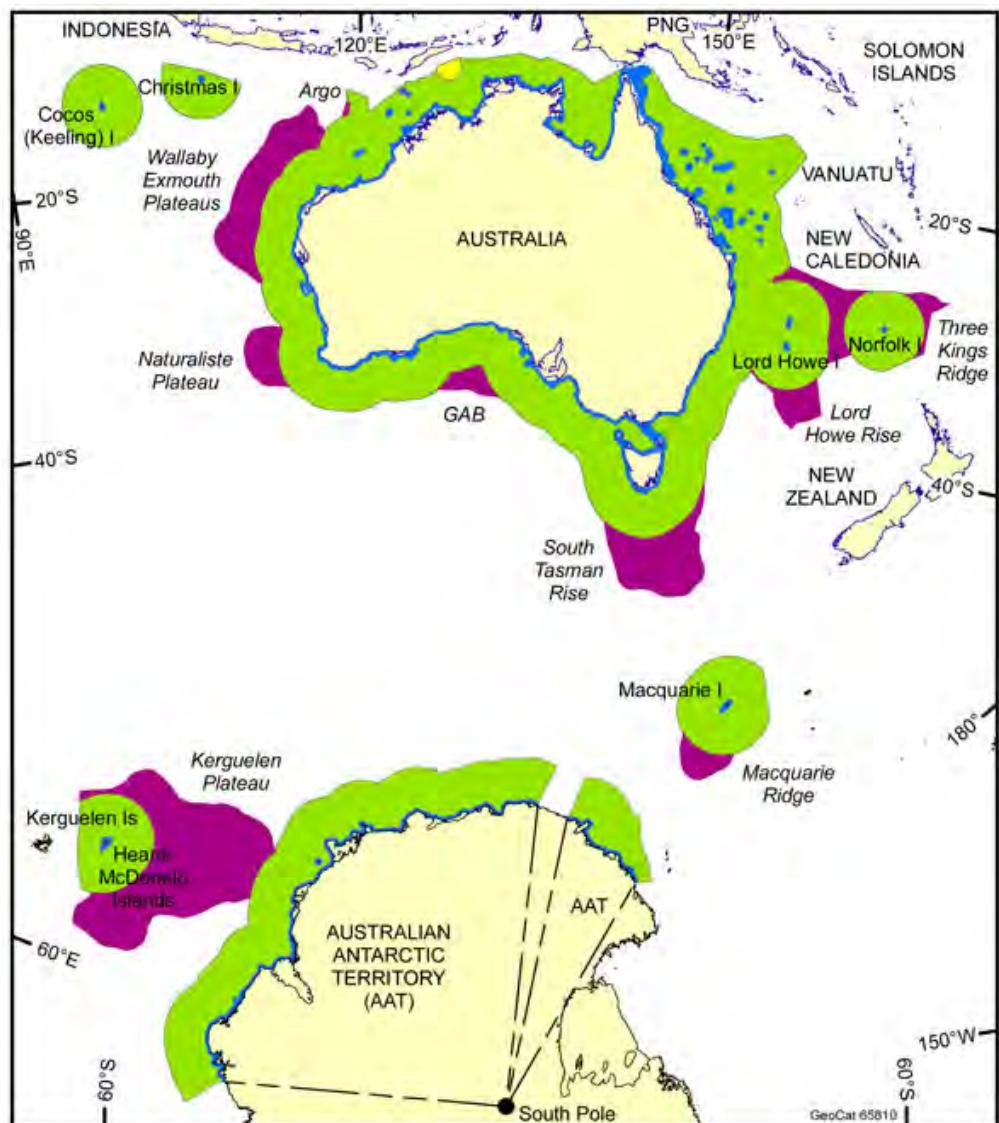
⁴² 第20回CLCS委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ19～21。第20回CLCS会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

⁴³ 第21回CLCS委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ9～11。第21回CLCS会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

⁴⁴ 下記のオーストラリア資源・エネルギー省のメディア・リリースのページに掲載されている。
<http://minister.ret.gov.au/TheHonMartinFergusonMP/Pages/UNCONFIRMSAUSTRALIA%20%99SRIGHTSOVEREXTRA.aspx>

- ③ CLCS の判断が意味するのは、オーストラリアは今や 250 万平方キロメートルの新たな大陸棚に対する管轄権を有している、ということである。この面積はフランス 国土の約 5 倍、ドイツ国土の約 7 倍、ニュージーランド国土の約 10 倍に相当する。これにより、オーストラリアは、大陸棚上に存在する、または大陸棚の海底下に存在する、石油資源、ガス資源及び生物資源（薬への利用が可能な微生物等）といったものへの権利を得たのである。
- ④ CLCS の判断は、オーストラリアの沖合にある潜在的資源に対する大きな後押しであるとともに、海底にある海洋環境を保全する我々の能力に対する大きな後押しでもある。
- ⑤ オーストラリア政府は、CLCS の勧告にもとづき、オーストラリアの大陸棚の外側の限界を公布する（proclaim）ための行動を早急に取るだろう。
- ⑥ CLCS への申請を準備した、オーストラリア地球科学局、外務貿易省及び司法省の 15 年間以上に及ぶ努力を賞賛する。

また、オーストラリアの申請に際して中心的役割を果たしたオーストラリア地球科学局 (Geoscience Australia) のホームページには、CLCS の勧告によって認められた延長大陸棚の部分を示す地図が掲載されている（次図を参照）。



AUSTRALIA'S CONTINENTAL SHELF CONFIRMED BY THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF

- | | |
|--|--|
| | Territorial sea and internal waters |
| | Area of Australia's continental shelf beyond 200 M as confirmed by the Commission on the Limits of the Continental Shelf |
| | Areas of marine jurisdiction within 200 M of Australia and its external territories |
| | Joint Petroleum Development Area under Timor Sea Treaty 2002 |

オーストラリア 地球科学局 (Geoscience Australia) のホームページに掲載されている地図

http://www.ga.gov.au/oceans/mc_lols_Map.jsp

- | | | | |
|--|-----------------------------|--|--|
| | オーストラリアの領海及び内水 | | CLCS により認められた、オーストラリアの 200 海里を超える大陸棚 |
| | オーストラリアの 200 海里以内の管轄権が及ぶエリア | | ティモール海条約にもとづく(東ティモールとオーストラリアとの)共同石油開発エリア |

さらに、2011年9月6日付で、オーストラリア地球科学局のホームページに、大陸棚限界委員会の勧告によって認められた延長大陸棚の部分を示すより詳細な地図(Australia's Maritime Jurisdiction Map)が各海域ごとに掲載された⁴⁵。

なお、インドネシアは、大陸棚限界委員会の勧告に対して、2009年8月7日付で国連事務総長宛口上書を提出しており、その中で、勧告に含まれているアルゴ海域の大陸棚の限界のうちの一点が、インドネシア・オーストラリア間の1997年条約⁴⁶で規定されている一点と一致しているが、同条約は未発効であるため、国連海洋法条約第76条10項にもとづき、勧告に含まれている同点は法的効果を有しない旨述べている⁴⁷。

その後、オーストラリアは、大陸棚限界委員会の勧告に基づき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第76条9項にもとづき、海図と関連情報を国連事務総長に寄託した。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課ウェブサイトの寄託海図のページに掲載されている⁴⁸。同ページに、オーストラリアは2012年11月2日に海図と関連情報を寄託した旨の国連事務総長発の通知文書が掲載されている。

⁴⁵ <http://www.ga.gov.au/marine/jurisdiction/map-series.html>

⁴⁶ 条約文は、国連海事海洋法課のサイトの下記ページに掲載されている。

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/TREATIES/AUS-IDN1997EEZ.pdf>

⁴⁷ インドネシアの口上書は、前掲注(33)の大陸棚限界委員会のページに掲載されている。

⁴⁸ <http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/AUS.htm>

3.1.4 アイルランドの申請

2005年5月25日、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。アイルランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマークとアイスランドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した⁴⁹。

アイルランドの申請は、近隣諸国との帰属係争地域について交渉が継続中であるため、帰属について争いのないポーキュパイン深海平原地域の大陸棚に関する部分的申請 (partial submission) であり、この点はアイルランドが提出したエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられており、国連事務総長より各国への通知の中でも述べられている。

2005年8月29日～9月16日に開催された第16回CLCS会合においてアイルランドはプレゼンテーションを行い、CLCSはアイルランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、2006年1月23日～27日に会期間会合を開き、アイルランド代表団と5会合をもった。2006年3月20日～4月21日まで開催された第17回CLCS会合では、アイルランド代表団と4会合をもち、協議を行った。第18回CLCS会合では、全体委員会において本小委員会のジャファー委員長より勧告案が提示されたが、全委員が勧告案と小委員会の分析の詳細な検討を必要とし、第19回CLCS会合へと持ち越された⁵⁰。

2007年3月～4月に開催された第19回CLCS会合において、全体委員会は小委員会の勧告案を投票にかけ、賛成14、反対2、棄権2で勧告を採択した⁵¹。

この勧告採択を受け、アイルランド政府の大陸棚延長プロジェクトを管轄しているノエル・デンプシー通信・海洋・天然資源大臣は2007年4月22日付プレス・リリースにおいて、勧告を受け取ったことによりアイルランドは申請を出したポーキュパイン深海平原エリアにおいて200海里を超える大陸棚の外側の限界を設定することができる旨述べており、また同プレス・リリース中にはアイルランドの国土面積の80パーセントにあたる56,000平方キロメートルが延長大陸棚となる旨の記述がある⁵²。

⁴⁹ デンマークの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対するCLCSの勧告が、デンマークが将来行う大陸棚延長申請に対して、また、デンマーク領フェロー諸島とアイルランドとの間のハットン・ロック区域の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。

アイスランドの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対するCLCSの勧告が、将来アイスランドが行うハットン・ロック区域の大陸棚延長申請に対して、また、アイスランドとアイルランドとの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。

アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_irl.htm

⁵⁰ 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ15及び17

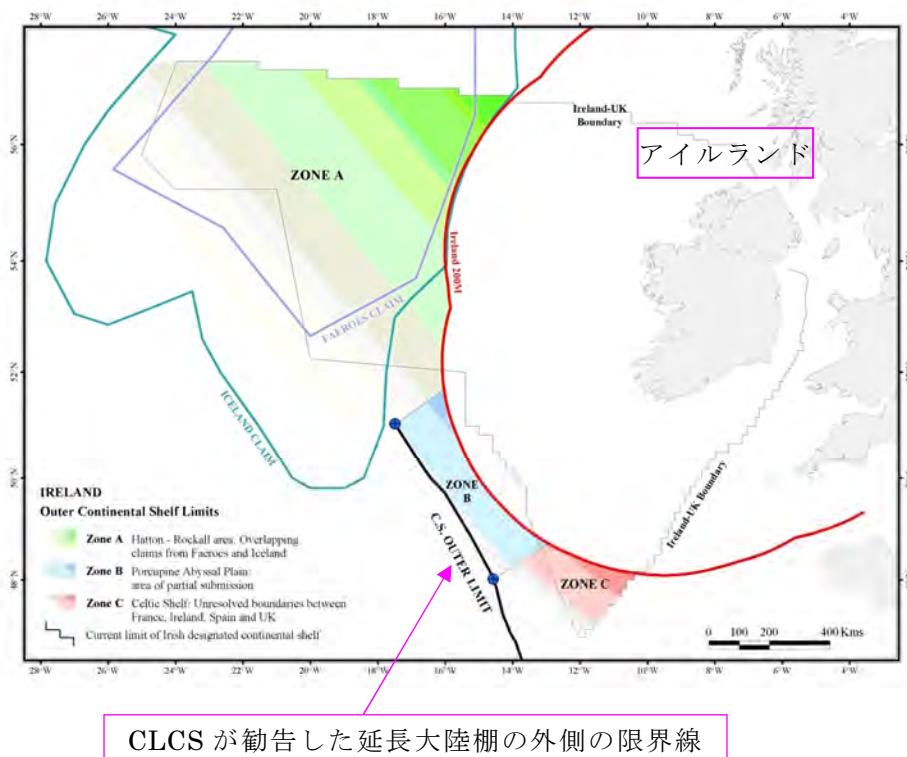
⁵¹ 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ37。第19回CLCS会合におけるアイルランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

⁵² 同プレス・リリースはアイルランド通信・海洋・天然資源省の下記サイトで閲覧可能。
<http://www.dcenr.gov.ie/Press+Releases/2007/Ireland+Extends+Continental+Shelf+Waters+by+56000+Sq+Kilometres.htm>

勧告の要約版については、2008年10月7日付で、CLCSのアイルランドの申請についてのサイトに掲載された。(アイルランドへの勧告の要約版は、申請海域が小さいこともあり、大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定についてそれぞれ詳細な説明を行った上で、勧告内容を述べている。)

その後、アイルランドは、CLCSの勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第76条9項にもとづき、2009年10月26日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託した。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ⁵³に掲載されている。

なお、平成22年度の大陸棚事業では、2011年2月9日、アイルランドのピーター・クロッカ一氏らを招聘して、大陸棚セミナー「大陸棚延長と海洋政策—勧告に基づく限界設定の先例に学ぶー」を開催し、アイルランドの大陸棚延長申請の過程や勧告後の国内での対応について解説していただいた。(詳細は、平成22年度事業報告書4.を参照。)



デンプシー アイルランド通信・海洋・天然資源大臣発表の
プレス・リリース（2007年4月22日付）に掲載されている図より

⁵³ <http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/IRL.htm>

3.1.5 ニュージーランドの申請

2006年4月19日、ニュージーランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。ニュージーランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、フィジー、フランス、日本及びオランダがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した⁵⁴。

ニュージーランドの申請は、南極海を除く海域についての部分的申請であることが明確に示されると同時に、南極海海域における大陸棚延長申請は後日提出する予定であることをニュージーランドの申請提出と同時に提出した口上書において言及している⁵⁵。

2006年8月の第18回CLCS会合においてニュージーランド代表団が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCSはニュージーランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、同年11月13日から17日にかけて会期間会合を開いた⁵⁶。この会合において、ニュージーランドの南東海域について予備的審査が行われ、小委員会は第19回CLCS会合前にニュージーランドより包括的な回答を受け取り、2007年3月19日から27日まで申請内容及び新たな資料について審査を行った。小委員会は、同年4月9日から13日にかけて審査を継続し、ニュージーランド代表団と多くの会合をもった。その中で、ニュージーランド代表団は、小委員会からの質問に対する回答についてプレゼンテーションを行った。また、小委員会は西海域に関して及び南東海域における懸案事項に関して、予備的見解を提示した⁵⁷。

2007年8月から開催された第20回CLCS会合の前に、小委員会は、第19回会合の際に提示した予備的見解及び質問事項に対する包括的な回答をニュージーランド代表団から受け取った。第20回CLCS会合では、申請内容及び新たな資料の審査は9月4日、10日、12日及び14日に小委員会において継続され、ニュージーランド代表団と小委員会との会合が開かれ、小委員会から出された予備的見解及び質問事項に対する回答についてニュージーランド代表団はプレゼンテーションを行った⁵⁸。

⁵⁴ フィジーの見解は、ニュージーランドの申請のエクゼクティブ・サマリーに含まれている Kermadec Ridge、Havre Trough 及び Colville Ridge における大陸棚の境界画定協議がニュージーランドと継続中であることについて述べている。

フランスの見解は、Three Kings Ridgeについて、南太平洋のフランス領諸国の大陸棚に影響を及ぼす可能性があることについて述べている。

日本及びオランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認している。

ニュージーランドのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nzl.htm

⁵⁵ この口上書は上記サイトにおいて閲覧可能。

⁵⁶ 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ20,21及び24。

⁵⁷ 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ38。第19回CLCS会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

⁵⁸ 第20回CLCS委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ22~25。第20回CLCS会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

小委員会は 2008 年 1 月 21 日～25 日に会期間会合を開き、検討を行い、その結果を同年 1 月 25 日付でニュージーランドに対し、予備的見解として送付し、ニュージーランドは、同年 3 月 13 日付で返答を出した。その後、3 月 24 日から始まった小委員会会合において、小委員会は勧告案をとりまとめ、同案の概要についてニュージーランドに対してプレゼンテーションを行った。第 21 回 CLCS 会合期間中の 4 月 3 日に小委員会は全体委員会に対して勧告案を提出し、同勧告案を説明するためのプレゼンテーションを行った。同日、ニュージーランド代表団の要請にもとづき、全体委員会にニュージーランド代表団が出席し、同代表団は小委員会の見解について異論はない旨述べた⁵⁹。

2008 年 8 月～9 月に開催された第 22 回 CLCS 会合において、全体委員会は、勧告案について検討を行い、投票の結果、賛成 13 票、反対 3 票、棄権 3 票で勧告案を採択した。⁶⁰
(勧告の要約版については、2008 年 10 月 14 日付で、CLCS サイトのニュージーランドの申請に関するページに掲載された。)

これを受け、ニュージーランドのクラーク首相は、2008 年 9 月 22 日に CLCS の勧告を歓迎する旨のプレス声明を発表し、次のように述べている⁶¹。

- ① CLCS によって、約 170 万平方キロメートルの延長大陸棚に対してニュージーランドが権利を有することが確認された。
- ② この面積はニュージーランドの国土の 6 倍以上に相当する。
- ③ 今回得られた成功は、ニュージーランドの科学者や政府関係者の 10 年以上に及ぶ努力の成果である。

また、ニュージーランド外務貿易省もホームページにおいて、CLCS は 2008 年 9 月 12 日に勧告を行い、ニュージーランドが申請した延長大陸棚の 98 パーセント以上を認めたと述べている⁶²。

また、勧告全文も同省のホームページに掲載されており⁶³、ニュージーランドの大陸棚延長に対する一貫した公開性を反映していると言えよう。

⁵⁹ 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 12～18。第 21 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

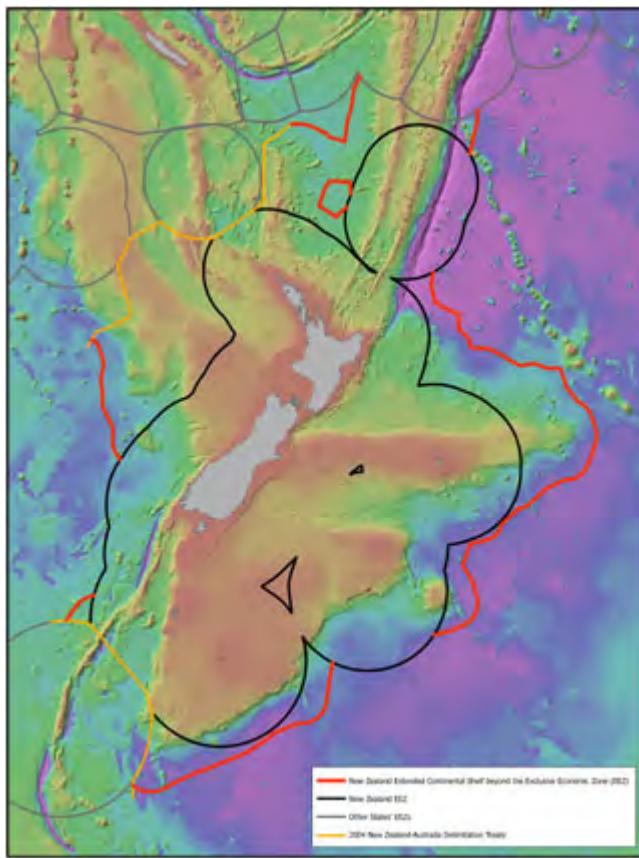
⁶⁰ 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 8～11。第 22 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

⁶¹ <http://www.beehive.govt.nz/release/un+recognises+nz+extended+seabed+rights>

⁶² <http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php>

⁶³ <http://www.mfat.govt.nz/downloads/global-issues/cont-shelf-recommendations.pdf>

なお、平成 20 年度事業の一環として、ニュージーランドの大陸棚延長申請のための準備や申請後の審査について、同国の専門家であるレイ・ウッド氏の講演会を開催した。この講演会の内容については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 3.を参照。



ニュージーランド外務貿易省サイトに掲載されている図

<http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php>

上の図において、黒線は、ニュージーランドの 200 海里排他的経済水域（EEZ）を示しており、赤線は、CLCS によって認められた 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を示している。また、灰色の線は、他の 200 海里排他的経済水域を示しており、黄色の線は、ニュージーランドとオーストラリアとの海洋境界画定条約によって定められた境界線を示している。

3.1.6 フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請

2006 年 5 月 19 日、フランス、アイルランド、スペイン及び英国（以下、4 カ国）は、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。4 カ国の共同申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知され、エグゼクティブ・サマリーが公表された⁶⁴。他国からの口上書は提出されていない。

4 カ国の共同申請は、ケルト海とビスケー湾の 4 カ国が境界を接する海域の大陵棚について 4 カ国が共同し、かつ協力して行う一つの申請であると同時に部分的申請であることが英語、フランス語、スペイン語の 3 カ国語で提出されたエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられている。

⁶⁴ 4 カ国共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_frbires.htm

2006年8月の第18回CLCS会合においてフランス、アイルランド、スペイン及び英國からそれぞれ代表が立ち、申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCSは4カ国共同申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した⁶⁵。2007年1月22日から2月2日にかけて会期間会合が行われ、小委員会は4カ国代表団と4回の会合をもった。

2007年3月の第19回CLCS会合において、小委員会は3月14日に4カ国代表団に対し、申請の審査から得られた小委員会の見解と全般的結論について、包括的なプレゼンテーションを行った。これに対し、4カ国代表団は、小委員会の見解と結論について、プレゼンテーションを行い、とりあえずの反応を示した。これらの会合後、4カ国代表団は3月23日に小委員会より要請された追加資料を提出した。小委員会は、提出された追加資料の審査を行い、勧告案の最終調整に入ることになった⁶⁶。

第19回CLCS会合から第20回CLCS会合までの会期間及び2007年8月～9月の第20回CLCS会合において、審査は継続された。

この4カ国共同申請は初めての共同申請であることを踏まえ、小委員会は、第20回CLCS会合の会期中に、全体委員会に対し、共同申請に関する一般原則について検討することを求めた。これを受け、全体委員会で議論された後、「共同申請の結果得られる延長大陸棚の総面積は、各国が個別に申請した結果得られるであろう延長大陸棚の面積の合計より多くはなりえない。共同申請においても沿岸国は個別に、大陸斜面脚部、適用したフォーミュラ、制限線及び外側の限界について設定する必要がある。」との決定を行った。⁶⁷

この決定について、2008年3月～4月の第21回CLCS会合において、4カ国を代表して英國のウィルソン氏が懸念を表明した。同会期中に、小委員会は、4カ国側に対し、科学的及び技術的に申請を検討した結果についての小委員会としての見解を示した⁶⁸。

その後、2008年6月17日に4カ国側から、改定した大陸棚の外側の限界が提出されたのを受けて、同年8月～9月の第22回CLCS会合において、小委員会はこの改定された限界について検討を行った⁶⁹。

小委員会は、2009年3月の第23回CLCS会合において、勧告案を作成し、全体委員会に提出した。全体委員会において、4カ国代表団がプレゼンテーションを行った後、全体委員会は勧告案を検討し、3月24日に勧告をコンセンサスで採択した⁷⁰。

⁶⁵ 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ26～28。

⁶⁶ 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ39～40。第19回CLCS会合における4カ国共同申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

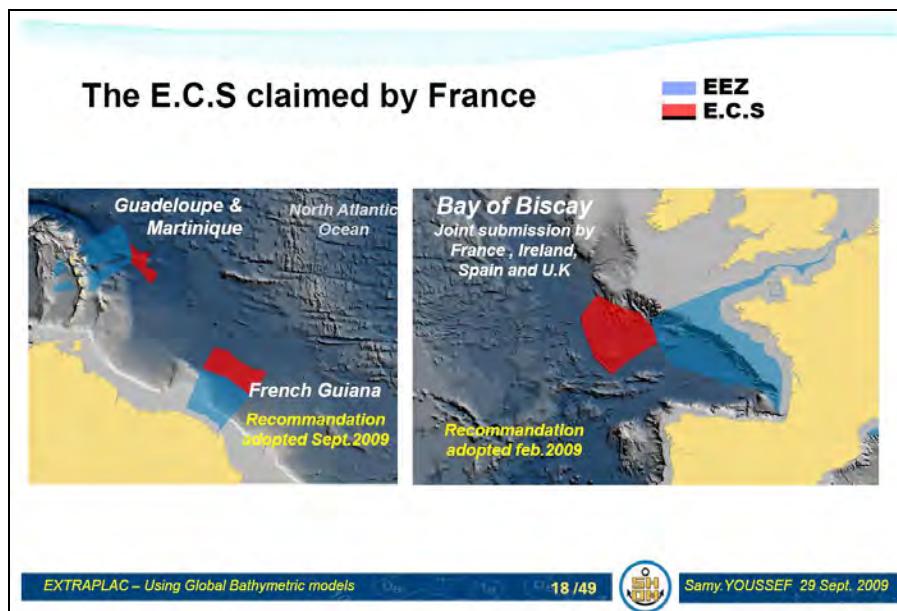
⁶⁷ 第20回CLCS委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ28。なお、この点は、改正手続規則(CLCS/40/Rev.1)附属書III、パラグラフ9.1.(a)において反映されている。

⁶⁸ 第21回CLCS委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ19～20。

⁶⁹ 第22回CLCS委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ12～14。

⁷⁰ 第23回CLCS委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ8～14。詳細については、平成21年度事業報告書5.1を参照。

勧告の要約版は、CLCS サイトの 4 カ国共同申請のページに掲載されている⁷¹。勧告が示した延長大陸棚の範囲については下図を参照



フランス大陸棚延長プロジェクト（EXTRAPLAC）のYoussef 氏及びRoest 氏が 2009 年 9 月の GEBCO の会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/

(右側の図における赤い部分がビスケー湾の 4 カ国共同申請に対する勧告が発出されたエリアを示している。)

3.1.7 ノルウェーの申請

2006 年 11 月 27 日、ノルウェーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ノルウェーの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマーク、アイスランド、ロシア及びスペインがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した⁷²。

⁷¹ 前掲注(64)参照。

⁷² デンマークとアイスランドの見解は、デンマーク領フェロー諸島、アイスランド及びノルウェー間で 2006 年 9 月 20 日に画定したバナナホールの南部分に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。また、デンマークはグリーンランドと同意の上、バナナホールの CLCS の審査及び勧告が、将来ノルウェー、デンマーク及びグリーンランドの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことに言及している。

一方、ロシアの見解は、バレンツ海におけるノルウェーとの協議が継続中であり、審査の対象と成りえないことを述べている。

スペインの見解は、ノルウェー領スバルバル諸島から伸びる可能性のある大陸棚について、1920 年のパリ協定によりスペインに権利があることを述べている。

ノルウェーのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの口上書は、CLCS サイトで閲覧可能である。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm

ノルウェーの申請は、北極海の西ナンセン海盆、バレンツ海のループホール及びノルウェー海のバナナホールの3海域のみについての申請であり、他の海域については後日申請を行うことに言及している⁷³。

ノルウェーの申請は、2007年3月～4月の第19回CLCS会合において取り上げられ、4月2日にノルウェー外務省法務局長ファイフ氏よりプレゼンテーションが行われた。上記4カ国から提出された口上書について、同氏はノルウェーの立場を説明した。また、プレゼンテーションの後のCLCS委員よりの質問に対し、ノルウェー代表団は、今回ノルウェーが提出した申請のデータや情報には、機密情報は含まれていない旨述べた。ノルウェーからのプレゼンテーションの後、全体委員会は小委員会の構成を決定し、設置した。小委員会の委員長にはシモンズ氏（オーストラリア）が選出された。第19回会合中に小委員会は計6回の会合を開き、ノルウェー代表団との質疑応答も行った。小委員会からの質問に対し、第19回会合期間中にノルウェー側より書面で回答が提出したものもあったが、第20回会合までの間に（すなわち会期間中に）書面を提出して回答したものもあった。また、ノルウェー代表団の専門家によって、ノルウェーが申請に際して用いたGISソフトウェアであるGeoCapの使用方法について、小委員会メンバーに対し説明及びトレーニングがなされた⁷⁴。

2007年8月～9月の第20回CLCS会合において、小委員会は引き続き審査を進め、ノルウェー側より提出された書面での回答やデータの分析を行った。

2008年3月～4月に開催された第21回CLCS会合期間中、ノルウェー小委員会は、ノルウェー代表団に対し、いくつかの海域について予備的見解（preliminary views）を示した⁷⁵。この予備的見解に対し、同年7月にノルウェー代表団より、詳細な返答が送られ、これを受けて同年8月～9月に開催された第22回CLCS会合期間中、小委員会において更に検討が行われた⁷⁶。

2009年3月に開催された第23回CLCS会合期間中に、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、3月27日にCLCSはノルウェーに対する勧告を行った⁷⁷。

CLCSサイトに公開されている勧告の要約版によると、CLCSは、近隣諸国との交渉によって画定される部分については関係国間で解決されるべきであると述べた上で、ノルウェー側の提出した外側の限界について肯定的な勧告を行っている。

⁷³ ノルウェーは他に、2009年5月4日に、南極大陸沖のブーベ島及び南極大陸において領有権を主張している地域（ドローニング・モード・ランド）を基点とする大陸棚延長申請を提出している。

⁷⁴ 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ41～54。第19回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

⁷⁵ 第21回CLCS委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ24～28。第21回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成20年度事業報告書4.1を参照。

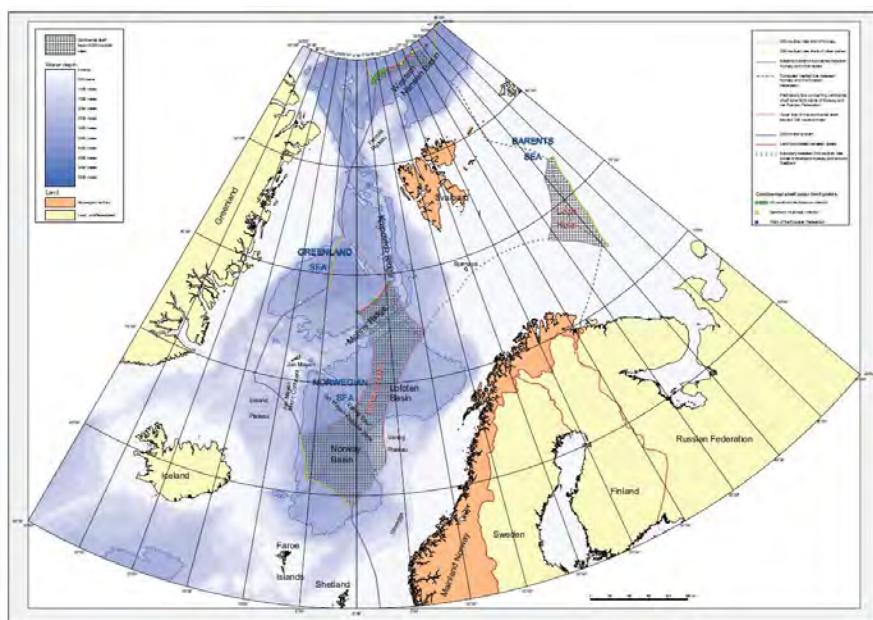
⁷⁶ 第22回CLCS委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ15～18。第22回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成20年度事業報告書4.3を参照。

⁷⁷ 第23回CLCS委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ15～19。第23回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成21年度事業報告書5.1を参照。

勧告を受け、ノルウェーのストーレ外務大臣は、2009年4月15日にノルウェーの大陸棚の範囲が決定した歴史的な出来事として、プレス声明を発表し次のように述べている⁷⁸。

- ① CLCSの勧告は、極北(High North)⁷⁹の約235,000平方キロメートルの海域において、ノルウェーに重要な権利と責任をもたらした。
- ② 勧告は、ノルウェーに大陸棚の外側の限界の境界画定の根拠を定めた。

なお、バレンツ海に関するロシアとノルウェーの海洋境界画定合意については、本事業報告書「3.1.1 ロシアの申請」における記述を参考のこと。



ノルウェーのエグゼクティブ・サマリーに掲載されている地図（申請海域の全体図）
斜線が引かれている部分が、ノルウェーが200海里を超えて延長申請をした大陸棚エリアを示している。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm

⁷⁸ 下記のノルウェー外務省サイト（英語版）に掲載されている。

http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/press/News/2009/shelf_clarified.html?id=554718

⁷⁹ ノルウェー政府は、ノルウェー本土より北の極北(High North)エリアを、漁業資源及びエネルギー資源の豊富さの観点から、最も重要な戦略的エリアと位置づけている。下記ノルウェー外務省サイト参照。

<http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/high-north.html?id=1154>

3.1.8 フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア）

2007年5月22日、フランスは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出した。フランスの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、バヌアツ、ニュージーランド及びスリナムはそれぞれ自国の見解を表明する口上書ないし書簡を出した⁸⁰。

フランスは、本申請は、フランス領ギアナ及びニューカレドニアのみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている。

バヌアツは、2007年7月11日付のバヌアツ外相発CLCS委員長宛書簡を送付し、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分に関する申請が、バヌアツの領土であるマシュー島及びハンター島を侵害するものであると述べ、バヌアツ首相発フランス大統領宛の抗議の書簡を添付した。これを受け、フランスは、2007年7月18日付のフランス首相発国連海事海洋法（DOALOS）課長宛書簡の中で、バヌアツからの抗議について検討したわけではないが留意の上、CLCS手続規則附属書Iにもとづき、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分についてはCLCSが審査を行わないよう要請すると述べている。したがって、ニューカレドニアについては、南西部のみが委員会の審査対象となることになった。

フランスの申請は、2007年8月～9月の第20回CLCS会合において取り上げられ、フランス代表のジェマルシェ氏（フランス海洋事務局長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で、バヌアツからの異議申立てを受け、ニューカレドニアの南東部分についてはCLCSが審査を行わないよう要請したが、このことはバヌアツの立場を承認したものと解釈されるべきではない旨述べた。プレゼンテーションの後、CLCS全体委員会は、フランスの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長にはカレラ氏（メキシコ）が選出された。

小委員会は、フランス代表団よりの要請に応じ、第20回会合期間中にフランス代表団との会合を開き、以下の点を確認した。

- ① CLCSは第18回会合において、申請の審査は、同時に3つの小委員会でしか行えないことを決定したので、現在、他の3小委員会が各国の申請の審査を行っていることから、フランスの申請の正式な審査は第21回CLCS会合まで持ち越すこととする。
- ② 申請の書類は、機密保持の観点から取扱いに注意をして事務局により保管される。

⁸⁰ フランスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書または書簡は、以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra.htm

ニュージーランドは、自国が既に申請を行った部分（スリーキングス海嶺）とフランスの申請した部分に重複があり、将来境界画定を行う必要がありうることを踏まえ、UNCLOS第76条10項にもとづきCLCSがこの点に影響を及ぼさずに審査することの確認を行っている。

スリナムは、スリナムとフランスとの間で一部地域について大陸棚境界画定交渉を継続中であるので、CLCSの審査及び勧告が影響を及ぼさないことを確認している。

- ③ 小委員会は、第 21 回 CLCS 会合までの会期中に会合及び技術的説明を求める要請は行わない。

フランス代表団は、上記の説明に関して承諾した。

また、小委員会は、以下の 3 つのワーキング・グループを作ることに合意した。

- ① 測地学と水路学に関するワーキング・グループ（アスティス氏、カルンギ氏、ルイ氏及びカレラ氏により構成）
- ② 地質学と地球物理学に関するワーキング・グループ（ブレッケ氏、カルンギ氏、オドウロ氏、パク氏及びカレラ氏により構成）
- ③ クオリティ管理に関するワーキング・グループ（ブレッケ氏、オドウロ氏及びカレラ氏により構成）⁸¹

小委員会の各委員は、2008 年 4 月の第 21 回 CLCS 会合開催前の会期間中に、予備的検討を進め、第 21 回 CLCS 会合において小委員会会合が開かれた⁸²。2008 年 8 月～9 月の第 22 回 CLCS 会合においても、引き続き小委員会は審査を行った。

2009 年 3 月～4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って、小委員会としては勧告案を全体委員会に提出する用意があると伝えたところ、フランス代表団側から勧告案について更なる検討を行ってほしいとの希望が出されたため、次回会合まで延期されることになった⁸³。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って議論した後、全体委員会に勧告案を提出した。9 月 2 日に全体委員会はコンセンサスで勧告を採択した⁸⁴。

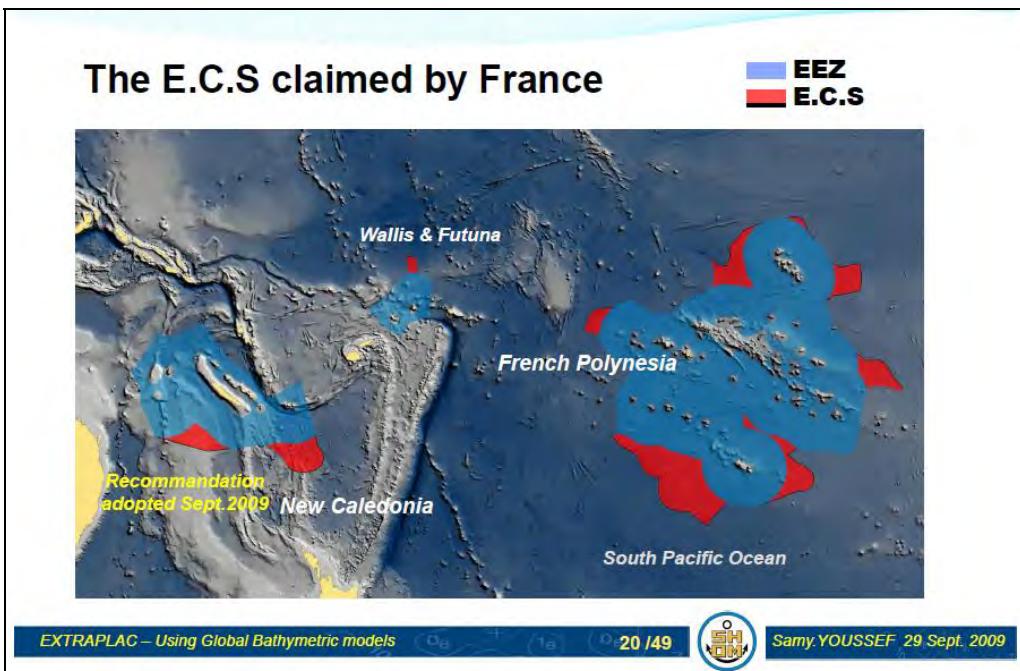
勧告の要約版が、CLCS サイトに掲載されている。（勧告が示した延長大陸棚の範囲については次項の図を参照。）

⁸¹ 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ 37～50。第 20 回 CLCS 会合におけるフランスの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

⁸² 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 29～30。

⁸³ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 20～21。

⁸⁴ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 8～13。詳しくは、平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。



フランス大陸棚延長プロジェクト（EXTRAPLAC）のYoussef氏及びRoest氏が2009年9月のGEBCOの会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/

ニューカレドニア海域の延長大陸棚は、上の図の左側、New Caledoniaと示されている赤いエリア。フランス領ギアナ海域の延長大陸棚については、本事業報告書3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」に記載の図を参照。

3.1.9 メキシコの申請

2007年12月13日、メキシコは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出した。メキシコの申請が提出されたことは国連事務総長により、全国連加盟国に通知された。これまで、他国よりの口上書は提出されていない。

メキシコは、この申請は、メキシコ湾における2つの延長可能エリアのうち西側エリア(Western Polygon)のみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている⁸⁵。

メキシコの申請は、2008年3月～4月の第21回CLCS会合で取り上げられ、メキシコ代表のエルナンデス氏(メキシコ外務省法律顧問)がプレゼンテーションを行い、申請内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

- ① 今回申請を行ったメキシコ湾の西側エリアについては2000年6月9日に署名された米国との境界画定条約にもとづくものである。
- ② 東側エリアについては、後の段階で申請を行う予定である。

⁸⁵ メキシコのエグゼクティブ・サマリーは、次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mex.htm

③ メキシコが提出した申請のうち、第2部の主文書及び第3部の補助的な科学的・技術的データは機密情報であり、第2部はCLCS委員が国連本部以外で検討するために持出すこともできるが、第3部はCLCS手続規則附属書IIに従い厳密に機密情報として取り扱われるべきであり、指定されたGISラボ室の外に持ち出されではならないものである。

プレゼンテーションの後、CLCS全体委員会は、メキシコの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長には玉木氏（日本）が選出された⁸⁶。

2008年9月の第22回CLCS会合期間中に、小委員会は初めての会合を開き、審査を開始した。小委員会は、メキシコの申請の形式や要件が揃っているが等を確認した後、水路学、地質学及び地球物理学の各ワーキング・グループを作り、詳細な検討を行うこととした。また、メキシコ代表団に対して質問状を送付した。小委員会の各委員は、会期間中に検討を行った⁸⁷。

2009年3月の第23回CLCS会合期間中に、小委員会が全体委員会に勧告案を提出し、3月31日に全体委員会は勧告を採択した⁸⁸。勧告の要約版は、CLCSサイトに掲載されている。

その後、メキシコは、CLCSの勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第76条9項にもとづき、2009年6月8日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託た。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ⁸⁹に掲載されている。

なお、当財団の平成22年度大陸棚事業において、2011年2月9日、メキシコのガロ・カレラ氏らを招聘して、大陸棚セミナー「大陸棚延長と海洋政策—勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ—」を開催し、メキシコの申請の過程や勧告後の国内での対応について解説していただいた。（詳細は、平成22年度事業報告書4.を参照。）

⁸⁶ 第21回CLCS委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ31～39。第21回CLCS会合におけるメキシコの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

⁸⁷ 第22回CLCS委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ20～21。第22回CLCS会合におけるメキシコの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

⁸⁸ 第23回CLCS委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ22～26。

⁸⁹ <http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/MEX.htm>

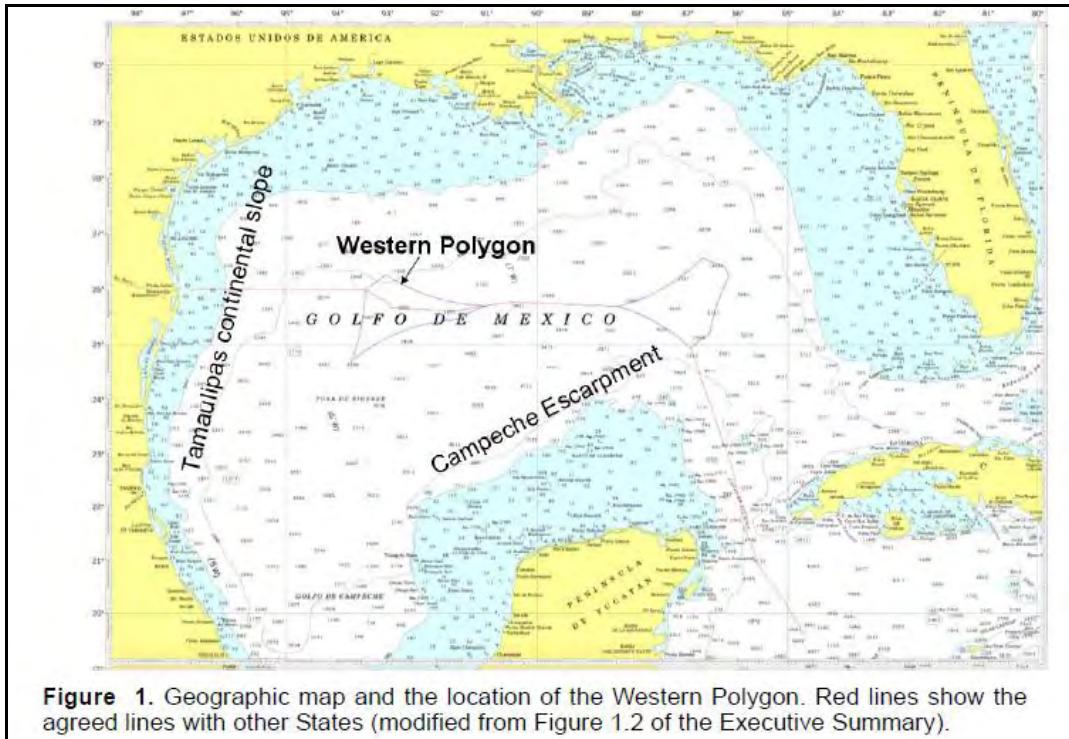


Figure 1. Geographic map and the location of the Western Polygon. Red lines show the agreed lines with other States (modified from Figure 1.2 of the Executive Summary).

勧告の要約版に掲載されている図

Western Polygon と示されている部分に、メキシコの申請エリアが含まれている。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mex07/summary_recommendations_2009.pdf

3.1.10 バルバドスの申請

2008年5月8日、バルバドスは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出した。バルバドスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、スリナム、トリニダード・トバゴ及びベネズエラがそれぞれ自国の見解を示す口上書を提出した⁹⁰。

バルバドスは、エグゼクティブ・サマリーの中で⁹¹、近隣諸国に関し、申請海域のうち北部海域においてはフランス⁹²と、南部海域においてはガイアナ及びスリナムと、それぞ

⁹⁰ スリナムは、2008年8月6日付のスリナム外相発国連事務総長宛の口上書において、スリナムは、バルバドスの申請及び大陸棚限界委員会の勧告は、スリナムが将来行う大陸棚延長申請及び近隣諸国との海洋境界画定に影響を及ぼすものではない旨述べている。

トリニダード・トバゴは、2008年8月11日付のトリニダード・トバゴ代表部発国連事務総長宛の口上書において、①バルバドスはエグゼクティブ・サマリーの中で、仲裁裁判所が行った裁定の効果について言及しているが、それはバルバドスのみの意見であり、トリニダード・トバゴの意見ではない、②トリニダード・トバゴは大陸棚延長申請を行うことを検討中であり、申請予定エリアには、バルバドスが提出した申請エリアと重複する部分があるため、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することに反対はしないが、トリニダード・トバゴの申請を提出する権利をはじめとする国連海洋法条約にもとづく全ての権利を留保する旨述べている。

ベネズエラは、2008年9月12日付のベネズエラの外務大臣発国連事務総長宛の口上書において、ベネズエラが国連海洋法条約加盟国でないにもかかわらず、慣習国際法にもとづき、バルバドスのエグゼクティブ・サマリーの中で「南部海域」と言わされている地域の大陸棚に対してベネズエラは権利を有するのであり、大陸棚限界委員会の行動がベネズエラと大西洋近隣諸国との間の境界画定に影響を及ぼさない旨述べている。

⁹¹ バルバドスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_brb.htm

れ、互いに沿岸 200 海里を超える海域において延長大陸棚が重複する海域があるが、いずれの国とも、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することについて異議を申し立てないことにつき合意している旨述べている。また、トリニダード・トバゴとの間では、国連海洋法条約にもとづいて設置された仲裁裁判所によって 2006 年 4 月に両国間の海域の境界画定が行われた旨述べている⁹³。

バルバドスの申請は、2008 年 8 月～9 月の第 22 回 CLCS 会合において取り上げられ、バルバドス代表のレオナルド・ナース氏（バルバドス大陸棚プロジェクト管理チーム長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

- ① CLCS 委員からは助言を受けていない。
- ② バルバドスは、近隣諸国であるフランス、スリナム及びガイアナ（Guyana）と協議を行い、その結果、延長大陸棚の設定は境界画定に影響を及さないことを前提として、この 4 カ国間ではお互いの大陸棚延長申請に関し異議を申立てないことについて合意している。
- ③ トリニダード・トバゴは口上書の中で、バルバドスの申請を CLCS が審査することに関しては異議を申し立てていない。

続いて、ゴードン氏（バルバドス国営石油会社シニア・マネジャー）が申請の科学的・技術的側面についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、質疑応答が行われ、その中で、バルバドス代表団は、申請文書の機密性（confidentiality）については後ほど連絡すると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを投票により決定した（賛成 11 票、反対 5 票、棄権 2 票）⁹⁴。

その後、2009 年 3 月～4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合において、小委員会が設置され、審査が開始された⁹⁵。同年 8 月～9 月に開催された第 24 回会合において、小委員会はバルバドス代表団と 3 回の会合を持ち、その中で小委員会から懸案事項についてのプレゼンテーションが行われた。これを受け、バルバドス側から延長大陸棚の定点を改訂す

⁹² バルバドスの西側には、セントビンセント・グレナディーン、セント・ルシア、マルティニーク（フランス領）がある。

⁹³ バルバドス対トリニダード・トバゴ海域画定仲裁裁判所判決文は、常設仲裁裁判所（PCA）のホームページの中に掲載されている。http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1152

⁹⁴ 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 22～27。第 22 回 CLCS 会合におけるバルバドスの申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.3 を参照。

⁹⁵ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 27～30。詳しくは、平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

る表が提出され、小委員会は引き続き審査を継続することを決定した。同年 11 月に開催される会期間会合で小委員会が一般的結論を示して勧告案を準備する見通しとなった⁹⁶。

2010 年 3 月～4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、検討された結果、4 月 15 日に勧告がコンセンサスで採択された⁹⁷。勧告の要約版は、CLCS のサイトに掲載されている⁹⁸。

2011 年 7 月 25 日、バルバドスは国連事務総長を通じ、CLCS に対して、改定した申請 (revised submission) を提出した。バルバドスが改定した申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、改定した申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。

バルバドスは、改定した申請のエグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている。「大陸棚限界委員会から勧告を受け取った後、バルバドスは大陸縁辺部の外縁のうち一点について更なる検討を行い、委員会と意見のやりとりを行った後、委員会から『本件を扱うのに最も適切な方法は改定した申請を提出することである』と助言する旨の書簡（2011 年 4 月 21 日付）を受け取った。したがって、この書簡にもとづいて、バルバドスは改定した申請を提出する。」⁹⁹

CLCS は、バルバドスから改定した申請が提出されたことを受け、2011 年 8 月～9 月に開催された第 28 回 CLCS 会合において議題として取り上げ検討した。そして、CLCS が第 26 回会合において改定された申請は審査の行列待ちの列にかかわらず、優先的に扱われる決定していたことを踏まえ、改定した申請を審査するための小委員会（小委員会メンバーは最初のバルバドスの申請を審査した小委員会と同じ）を設置した¹⁰⁰。小委員会の検討後、第 29 回 CLCS 会合期間中の 2012 年 4 月 13 日に、全体委員会は勧告を採択した¹⁰¹。勧告の要約版は、CLCS のサイトの中の、改定された申請のページに掲載されている¹⁰²。

⁹⁶ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 14～15。詳しくは、平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

⁹⁷ 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 8～11。平成 22 年度事業報告書 5.1.2. を参照。

⁹⁸ 前掲注(88)参照。

⁹⁹ 改定した申請に関しては、CLCS ホームページ上、バルバドスの最初の申請とは別のページ（下記 URL）に掲載されている。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_brb_10rev2011.htm

¹⁰⁰ 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 49～52。本事業報告書 5.2. を参照。

¹⁰¹ 第 29 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/74)、パラ 11～15。

¹⁰² 前掲注(99)参照。

3.1.11 英国の申請（アセンション島）

2008年5月9日、英国は、国連事務総長を通じCLCSに対して、英國の海外領土である南大西洋上のアセンション島を基点とする大陸棚の限界延長申請を提出した。英國が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された¹⁰³。オランダ¹⁰⁴及び日本¹⁰⁵から、自国の見解を示す文書が提出されている。

英國は、エグゼクティブ・サマリーの中で、この申請はアセンション島の大陸棚のみに関する部分申請である、また、この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。また、英國は、このアセンション島の他に英國が行う予定の申請に関して述べた口上書を提出している。この口上書において、英國は以下の点を述べている。

- ① 2009年5月の提出期限より前に、アセンション島の他にもいくつかの部分申請を行う予定である¹⁰⁶。
- ② 南極に関しては、南極条約及び国連海洋法条約により共有されている原則と目的を想起した上で、また、南極条約にもとづく南極の特別な法的・政治的地域を考慮した上で、南極地域の大陸棚に関し限界延長申請を行うかどうかは、各国に委ねられている。

申請する場合、(i)CLCSによって一定期間審査されないが南極地域の申請を行うか¹⁰⁷、または(ii)南極地域の大陸棚を含まない形で部分申請を行い、後の段階で南極地域の申請を行うかであり、(ii)の場合は国連海洋法条約附属書II第4条及び締約国会合の決定により定められている提出期限があるにもかかわらず、申請することができると考える。

- ③ 以上から、英國が今後行う部分申請には、南極地域の大陸棚に関する申請は含めないが、後の段階で申請を行うことができる¹⁰⁸。

103 英国のエグゼクティブ・サマリー及び2カ国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr.htm

104 オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点が英國の今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書3.1.5参照。

105 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを想起した上で、英國による申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けることはない旨強調している。

106 2009年5月までに、英國は、ハットン・ロッコール海域、フォークランド海域について申請を提出した。平成21年度事業報告書3.3.6及び3.3.8参照。

107 この方式で南極地域に関する申請をCLCSに提出したのが、オーストラリアである。（平成21年度事業報告書3.1.3「オーストラリアの申請」参照。）

108 ニュージーランドとフランスも同じ理由で、南極地域に関する申請の権利を留保している。（本事業報告書3.1.5「ニュージーランドの申請」及び3.3.4「フランスの申請」参照。）

2008年8月～9月に開催された第22回大陸棚限界委員会の会期中に、英國の代表がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。英國のウィルソン代表（英国外務省法律顧問）は、次のように述べている。

- ① CLCS委員からは助言を受けていない。
- ② アセンション島は、経済活動を営みながら人間が活動し生存してきた長い継続的な歴史に鑑みて、国連海洋法条約第121条にもとづく島としての要件を満たしている。
- ③ 英国が申請に用いられたデータの一部はCLCS手続規則附属書IIにもとづき機密情報として取り扱われるべきである。

プレゼンテーションの後、CLCS全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請と同様、英國の本申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを決定した¹⁰⁹。

2009年3月～4月に開催された第23回CLCS会合において、小委員会が設置され、審査が開始された¹¹⁰。同年8月～9月に開催された第24回会合において、小委員会は英國代表団と3回会合を持ち、その中で小委員会から申請のいくつかの点及びそれに関する一般原則の問題についてプレゼンテーションが行われた。これを受け、英國側から、早ければ同年11月1日に回答を行う旨通知があった。同年11月7日～11日に会期間会合が開催され、引き続き審査が継続されることとなった¹¹¹。

2010年3月～4月に開催された第25回CLCS会合において、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、英國代表団と全体委員会との会合が開かれ、英國が第76条に関するプレゼンテーションを行った後、全体委員会で検討された結果、4月15日に勧告がコンセンサスで採択された¹¹²。勧告の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている¹¹³。なお、英國代表団メンバーであったリンゼイ・パーソン氏は、2010年10月に開催された海洋法諮問会議（ABLOS）において、アセンション島を起点とする申請についてのCLCSによる審査について、英國とCLCSとの間に第76条の解釈をめぐって重大な相違があった旨述べている¹¹⁴。

また、英國は、2011年1月11日付で事務総長宛口上書を発出し、CLCSの勧告について失望（disappointment）を表明すると述べると共に、事務局に対し、この口上書及びイギリスが2010年4月12日に大陸棚限界委員会会合において行ったプレゼンテーションを要約したペーパーを大陸棚限界委員会のサイトに掲載するよう要請した。これを受け、

¹⁰⁹ 第22回CLCS委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ28～34。第22回CLCS会合における英國の申請の審査については、平成20年度事業報告書4.3.3を参照。

¹¹⁰ 第23回CLCS委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ33～38。平成21年度事業報告書5.1を参照。

¹¹¹ 第24回CLCS委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ16。平成21年度事業報告書5.3を参照。

¹¹² 第25回CLCS委員長ステートメント（CLCS/66）、パラ12～19。本事業報告書5.1.2を参照。

¹¹³ 前掲注(103)参照。

¹¹⁴ 平成22年度大陸棚事業報告書5.3を参照。

CLCS は、2011 年 3 月～4 月に開催された第 27 回会合において、この英国からの口上書に留意した上で、勧告が国連海洋法条約第 76 条及び条約附属書 II に厳格にもとづいて作成されたことを確認すると同時に、条約附属書 II 第 8 条に、沿岸国が委員会の勧告について意見を異にする場合、合理的な期間内に、改定した申請または新たな申請を行うことができる旨規定されていることを想起する旨、委員長ステートメントで述べた¹¹⁵。

3.1.12 インドネシアの申請

2008 年 6 月 16 日、インドネシアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。インドネシアが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。インドが、第 23 回 CLCS 会合の会期中に自国の見解を表明する文書を事務総長に提出した¹¹⁶。

インドネシアは、エグゼクティブ・サマリーの中で¹¹⁷、この申請はスマトラ島北西部の大陸棚のみについてのものである（部分申請）、また、この部分申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。

2009 年 3 月～4 月の第 23 回 CLCS 会合において、インドネシア代表団はプレゼンテーションを行い、他のエリア（スンバ南部及びパプア北部）については後で提出する予定であると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS は、非公開会合を開き、申請数の増加に鑑み迅速かつ効率的な審査を行うため、手続規則に規定されている一般原則（3 つの小委員会のみが同時に申請を検討する¹¹⁸）の例外として、インドネシア小委員会を設置すると決定し、小委員会メンバーを選出した。小委員会は第 23 回 CLCS 会合期間中に検討を開始した¹¹⁹。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合において、小委員会はインドネシア代表団と 3 回の会合をもち、検討を行った¹²⁰。

2010 年 3 月～4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、引き続き審査が継続され、インドネシアから新たに提出された資料を小委員会が検討した¹²¹。同年 8 月～9 月に開催された第 26 回会合において、小委員会は全体委員会に勧告案を提出し、全体委員会による検討の結果、採択は次回会合に持ち越されることになった¹²²。

¹¹⁵ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 67。

¹¹⁶ インドの見解は、インドとインドネシアの大陸棚の主張には重複の可能性があるが、二国間で解決されるべき問題であり、インドネシアによる申請は二国間の境界画定問題に影響を及ぼすべきではない、というものである。

¹¹⁷ インドネシアのエグゼクティブ・サマリー及びインドの口上書は以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_idn.htm

¹¹⁸ CLCS 手続規則 (CLCS/40/Rev.1)、規則 51、4bis

¹¹⁹ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 39～47。平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

¹²⁰ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 17。平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

¹²¹ 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 20。平成 22 年度事業報告書 5.1 を参照。

¹²² 第 26 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 8～11。平成 22 年度事業報告書 5.2 を参照。

2011年3月～4月に開催された第27回CLCS会合において、CLCSは勧告を採択した。採択は投票により行われ、賛成11票、反対2票及び棄権2票によって採択された¹²³。勧告の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている¹²⁴。

3.1.13 モーリシャス及びセーシェルの共同申請

2008年12月1日、モーリシャス及びセーシェルは、国連事務総長を通じCLCSに対して共同申請を提出した。この2カ国が共同申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。

2カ国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている¹²⁵。

- ① この申請は、2カ国による共同申請であると同時に、マスカレン海台(Mascarene Plateau)海域に関する部分申請であり、この他の海域についてはモーリシャス、セーシェルがそれぞれ個別に、後の段階において申請を提出する予定である。
- ② この申請の準備に際して、CLCSの現委員であるロゼット委員(セーシェル出身)、ブレッケ委員(ノルウェー出身)、ガロ・カレラ委員(メキシコ出身)より、また、過去にCLCS委員であったチャン・チム・ユク氏(モーリシャス出身)及びヒンツ氏(ドイツ出身)より支援を受けた。

2カ国代表団は、2009年3月～4月の第23回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。その中で、2カ国とも、それぞれ別の海域において、更なる申請を提出する予定であると述べた。この時点で、4つの小委員会が審査を行っていたので、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会は設置されなかった¹²⁶。

2009年8月～9月の第24回CLCS会合では、4つの小委員会のうち2つが勧告案を全体委員会に提出するまでは、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会を設置しないことが決定された¹²⁷。

2010年3月～4月に開催された第25回CLCS会合において、る小委員会が設置され、審査が開始され、同年8月～9月に開催された第26回CLCS会合においても審査は継続された¹²⁸。

¹²³ 第27回CLCS委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ8～9。本事業報告書5.2を参照。

¹²⁴ 前掲注(112)参照。

¹²⁵ モーリシャス・セーシェル共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_musc.htm

¹²⁶ 第23回CLCS委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ60～66。平成21年度事業報告書5.1を参照。

¹²⁷ 第24回CLCS委員長ステートメント(CLCS/64)、パラ29～30。平成21年度事業報告書5.3を参照。

¹²⁸ 第25回CLCS委員長ステートメント(CLCS/66)、パラ23。平成22年度事業報告書5.1を参照。
第26回CLCS委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ13。平成22年度事業報告書5.2を参照。

2011年3月～4月に開催された第27回CLCS会合において、小委員会から勧告案が全体委員会に提出され、CLCSは勧告をコンセンサスで採択した¹²⁹。勧告の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている¹³⁰。

なお、コモンウェルス事務局のホームページに、2011年5月6日付で、モーリシャスとセーシェルは396,000平方キロメートルというドイツの面積に匹敵する大陸棚を国連の大陸棚限界委員会から認められたことを紹介する記事を掲載しており、その中で、セーシェルのジェームズ・ミシェル大統領とモーリシャスのナビンチャンドラ・ラムグーラム首相がそれぞれ、勧告について、インド洋の島嶼小国が協力して大きな成果を得たことを評価したと紹介している¹³¹。

3.1.14 スリナムの申請

2008年12月5日、スリナムは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出した。スリナムが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。フランス、トリニダード・トバゴ及びバルバドスが自国の見解を示す口上書を提出している¹³²。

スリナムは、エグゼクティブ・サマリーの中で、近隣諸国の立場に関して、以下のように述べている¹³³。

- ① スリナムの東側に隣接するフランス（フランス領ギアナ）と協議した結果、フランスはスリナムの申請に対して異議を申立てないことにつき合意している。
- ② 西側に隣接するガイアナとスリナムとの間の200海里までの排他的経済水域間の境界画定は行われており、200海里を超える部分については行われていないが、ガイアナと協議を行った結果、今回の申請について異議を申立てないことにつきガイアナより合意を得られた。
- ③ 西側に位置するバルバドス、トリニダード・トバゴ及びベネズエラとも協議を行い、いずれの国よりも、異議を申立てないことにつき合意を得られた。
- ④ したがって、スリナムの申請に関して紛争は存在しない。

申請海域については、スリナム・ガイアナ海盆及びデメララ海台における大陸縁辺部に沿って大陸斜面脚部を設定し、そこから延長大陸棚を設定したと述べている。また、現在

129 第27回CLCS委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ12～13。本事業報告書5.1を参照。

130 前掲注(125)参照。

131 <http://www.thecommonwealth.org/news/236405/050511unseabed.htm>

132 スリナムのエグゼクティブ・サマリー及び3カ国からの口上書は以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_sur.htm

133 フランス及びトリニダード・トバゴは口上書で、CLCSの勧告がスリナムと自国との間の境界画定に影響を及さない限り、CLCSがスリナムの申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない旨述べている。バルバドスは、自国が申請した海域と、スリナムが申請した海域との間に潜在的な重複があるので、CLCSの行動は境界画定に影響を及さない旨述べている。

の CLCS 委員からは助言を受けておらず、第 1 期 CLCS 委員を務めたヒンツ氏（ドイツ出身）より助言を得たと記してある。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合において、スリナム代表団はプレゼンテーションを行った。CLCS は、手続規則第 51 条 4 項 ter.にもとづき¹³⁴、将来の会合において設置される小委員会においてスリナムの申請が審査されることを決定した。2010 年 3 月～4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、スリナムの申請を審査する小委員会が設置され、同年 8 月～9 月に開催された第 26 回 CLCS 会合において小委員会は審査を開始した¹³⁵。

2011 年 3 月～4 月に開催された第 27 回 CLCS 会合において、小委員会から勧告案が全体委員会に提出され、CLCS は勧告案に修正を加えた上でコンセンサスで採択した¹³⁶。勧告の要約版は、CLCS のサイトに掲載されている¹³⁷。

3.1.15 日本の申請 *1

*1 日本が申請を提出するまでの大陸棚調査・準備体制については、平成 20 年度事業報告書「2.2.13 日本の申請」の項を参照のこと。また、平成 21 年度事業報告書 4. 「講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長 - 日本の申請の紹介 - 」の開催」も参照のこと。

(1) 申請の提出

2008 年 11 月 12 日、日本は、CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。日本が申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。米国、中国、韓国及びパラオが自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出している¹³⁸。

¹³⁴ 手続規則第 51 条 4 項 ter.は、申請は受領された順に行列に並び、申請を審査中の 3 つの小委員会のうちの 1 つが勧告案を全体委員会に提出した後で、行列の先頭に並んでいる國の小委員会が審査を開始する旨規定している。

¹³⁵ 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 24。本事業報告書 5.1 を参照。
第 26 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 14～15。本事業報告書 5.2 を参照。

¹³⁶ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 17～20。本事業報告書 5.1 を参照。

¹³⁷ 前掲注(127)参照。

¹³⁸ 日本のエグゼクティブ・サマリー並びに米国、中国、韓国及びパラオが提出した口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm

米国の見解は、①日本が提出したエリア（母島及び南鳥島を基点として延長される部分並びに南硫黄島を基点として延長される部分）と、パハロス島（米国領）を基点として延長されうる部分とが、潜在的に重複する可能性があることに留意する、②米国は、CLCS の勧告が米国の大陸棚延長または日米間の境界画定に影響を及さない限りにおいて、CLCS が日本の申請を審査し、勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

中国の見解は、沖ノ鳥島は利用可能な科学的データにもとづくと UNCLOS 第 121 条 3 に言うところの岩であるので、日本の申請に沖ノ鳥という岩が含まれているのは UNCLOS と合致しておらず、

日本は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

- ① この申請は本州の南方及び南東の7つの海域（九州－パラオ海嶺南部海域（KPR）、南硫黄島海域（MIT）、南鳥島海域（MTS）、茂木海山海域（MGS）、小笠原海台海域（OGP）、沖大東海嶺南方海域（ODR）、四国海盆海域（SKB））に関するものである。
- ② この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないが、母島及び南鳥島を基点とする海域並びに南硫黄島を基点とする海域には、米国が大陸棚延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本のCLCSへの申請と、これに対するCLCSの審査及び勧告は、日米間の200海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。米国政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCSが日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。
- ③ また、沖ノ鳥島を基点とする海域には、パラオが大陸棚延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本のCLCSへの申請と、これに対するCLCSの審査及び勧告は、日本とパラオとの間の200海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。パラオ政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCSが日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。

日本が申請した7つの海域の全体図については、本項の最後に掲載している。

(2) CLCSによる審査過程

2009年3月～4月の第23回CLCS会合において、日本代表団は申請内容についてのプレゼンテーションを行った。その後、CLCSは非公開会合を開き、小委員会によって日本の申請を検討することを決定したが、この時点で審査を行っている4つの小委員会のいずれかが勧告案を全体委員会に提出するまで、小委員会を設置しないことを決定した。また、中国及び韓国の口上書については、CLCSは条約第121条の法的解釈に関する問題について何らの役割も有していないことを認識し、小委員会を設置することになった時点での

沖ノ鳥という岩を基点としたEEZ及び大陸棚は設定しえないし、まして大陸棚延長を行う権利はない、したがって沖ノ鳥という岩を基点とした延長大陸棚部分について勧告することはCLCSの任務の範囲内ではなく、CLCSは当該部分についていかなる行動もとらないよう要求する、というものである。

韓国の見解は、沖ノ鳥島はUNCLOS第121条3項に規定されている岩であり、大陸棚延長を行うことができない、沖ノ鳥島の大陸棚限界設定に伴う法的地位は科学的または技術的事項ではなく、第121条の解釈及び適用という事項であり、これはCLCSの権限の範囲外であるので、CLCSが日本の申請に関して行動をとる際、沖ノ鳥島に関する部分を除外するよう要請する、というものである。

パラオの見解は、パラオ九州海嶺においてパラオと日本の大陸棚が重複する可能性に留意するが、UNCLOS附属書II及びCLCS手続規則に鑑み、パラオは、CLCSが日本の申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

の時点までの何らかの進展があればそれを考慮に入れた上でこの問題について再度検討することを決定した¹³⁹。

2009年8月～9月の第24回CLCS会合において、フランスの仏領ギニア及びニューカレドニアに関する申請についての勧告が採択されたことを受けて、日本の申請を検討する小委員会が設置された。中国及び韓国の口上書について、CLCSは、ワーキング・グループを設置して検討した結果、CLCSによる申請の検討は条約第76条及び附属書IIのみに関するものであり、条約の他の部分には影響を及ぼさないことを確認し、小委員会に対し、日本の申請全体について検討するよう小委員会に指示することを決定した。同時に、中国及び韓国の口上書に言及されている海域に関して小委員会が準備する勧告案については、CLCS全体委員会が決定を行うまで、いかなる行動もとらないことを決定した。

小委員会は、9月8日に、日本代表団と最初の会合をもち、日本代表団によって申請に関する説明を行うプレゼンテーションが行われた¹⁴⁰。

2010年3月～4月に開催された第25回CLCS会合、同年8月～9月に開催された第26回CLCS会合及び2011年3月～4月に開催された第27回CLCS会合においても、小委員会において審査が継続された¹⁴¹。

2011年8月～9月に開催された第28回CLCS会合において、小委員会が日本の申請に対する勧告案を提出し、全体会合において検討が行われたが、採択には至らず、次回会合で引き続き審議されることとなった¹⁴²。

(3)勧告の採択

2012年3月～4月に開催された第29回CLCS会合において、日本の申請に対する勧告案が再度、検討された結果、日本の申請に対し、九州一パラオ海嶺南部海域（KPR）に関する部分を除く、6海域に関して勧告案が採択された。KPRに関する勧告案については、第24回CLCS会合における決定にかんがみ、「行動をとる」か否かについて投票を行うため、この問題が実質事項か手続事項かが議論された結果、議長により、3分の2の多数を必要とする実質事項と裁定され¹⁴³、投票に付された結果、出席し、かつ投票した委員16名中、「行動をとる」ことに賛成が5票、反対が8票、3名が棄権との結果になり、多数がとれなかつたため、日本、中国および韓国がそれぞれ意見を表明している問題が解決する時まで「行動をとらない」とこととなつた。

¹³⁹ 第23回CLCS委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ48～59。平成21年度事業報告書5.1を参照。

¹⁴⁰ 第24回CLCS委員長ステートメント(CLCS/64)、パラ18～28。平成21年度事業報告書5.3を参照。

¹⁴¹ 第25回CLCS委員長ステートメント(CLCS/66)、パラ21～22及び第26回CLCS委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ12を参照（また、平成22年度事業報告書5.1及び5.2も参照）。第27回CLCS委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ10～11及び本事業報告書5.1を参照。

¹⁴² 第28回CLCS委員長ステートメント(CLCS/72)、パラ11～15及び平成23年度事業報告書5.2を参照。

¹⁴³ CLCS手続規則、規則37。

勧告の要約版は、CLCS のウェブサイト¹⁴⁴に掲載されている。勧告で認められた海域を示す図は、日本の総合海洋政策本部のウェブサイトにおいて閲覧できるものを本項の最後に掲載している。

(4) 勧告採択後の動き

勧告が採択されたことを受けて、2012年4月28日、日本の外務省は外務報道官談話を発表し、勧告の詳細については、現在精査しているが、日本が申請した7海域のうち6海域について勧告が出されており、その6海域の一つである四国海盆海域について沖ノ鳥島を基点とする大陸棚延長が認められていることを評価する旨述べた¹⁴⁵。

また、日本政府は2012年6月12日の閣議で、沖ノ鳥島を基点とする大陸棚延長を申請した四国海盆海域の大部分を含む日本の大陸棚延長の勧告が大陸棚限界委員会によって行われたことを高く評価している、九州一パラオ海嶺南部海域（KPR）については早期に勧告が行われるよう努めていく考え方である旨の答弁書を決定した（佐藤正久参議院議員提出大陸棚延伸に関する質問に対する答弁書、内閣参質180第132号¹⁴⁶）。

このように、日本政府は、CLCS の勧告を評価する立場をとっているが、中国政府及び韓国政府は、四国海盆海域に関する勧告は沖ノ鳥島を起点とした大陸棚延長を認めていないという見解を表明している。以下には、中国の反応について記載する。中国外交部は2012年4月28日の記者会見において、報道陣からの日本の外務報道官談話に関する中国の立場如何との質問に対し、劉為民報道官が、現時点ではCLCS の勧告が発表されていないので答えられないが、中国の沖ノ鳥礁に関する立場は一貫しており、同礁を起点とする大陸棚を有することはできない旨述べた¹⁴⁷。また、同年5月16日の記者会見では洪磊報道官が、SKBは沖ノ鳥島からの大際棚延長ではない旨述べた¹⁴⁸。6月初旬、CLCS サイトに勧告の要約版が掲載された後には、中国外交部劉為民報道官は、6月8日の記者会見において、中国はCLCS が公表した要約版に留意している、日本が沖ノ鳥礁を基点として主張しているKPRについてはCLCS が勧告を行わなかったことにも留意している旨述べた¹⁴⁹。

以上のとおり、SKBが沖ノ鳥島を基点とした海域か否かについて、日本と中国は見解を異にしている。この点については、公開されている勧告の要約版の中に、沖ノ鳥島を起点として大陸棚の延長を認めると明確に言及しているパラグラフは見出されず、解釈の余地

¹⁴⁴ 前掲注(138)参照。

¹⁴⁵ 外務報道官談話「我が國の大際棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告について」（2012年4月28日付）http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/24/dga_0428.html

¹⁴⁶ <http://www.sangjin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/180/touh/t180132.htm>

¹⁴⁷ 中華人民共和国外交部サイト（英語版）

<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/2535/t928749.htm>

¹⁴⁸ 同上、<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/2511/t933023.htm>

¹⁴⁹ 同上、<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/2511/t940154.htm>

がある¹⁵⁰。しかし、CLCSの任務は、200海里を超える大陸棚延長に関して沿岸国が提出した科学的・技術的データを検討し勧告を行うことである点¹⁵¹にかんがみれば、大陸棚延長の起点とされた陸地領土について認定する権限は有していないことを想起すべきである。

また、九州一パラオ海嶺南部海域（KPR）については、この海域における日本の延長範囲と重複しうるのは地理的位置の関係上、パラオのみであり、同国がCLCSによる審査に異議を申し立てないと口上書で明示していたにもかかわらず、CLCSは、小委員会が作成した勧告案について行動をとらなかった。すなわち、条約第76条10項並びにCLCS手続規則の規則46及び同附属書Iで規定されているところの、CLCSが影響を与えるべきではない境界画定の問題あるいは未解決の領土または海洋の紛争というカテゴリーに該当しないことが確認されていたにもかかわらず、中国と韓国の口上書を考慮した上で、行動をとらなかったものと思われる¹⁵²。

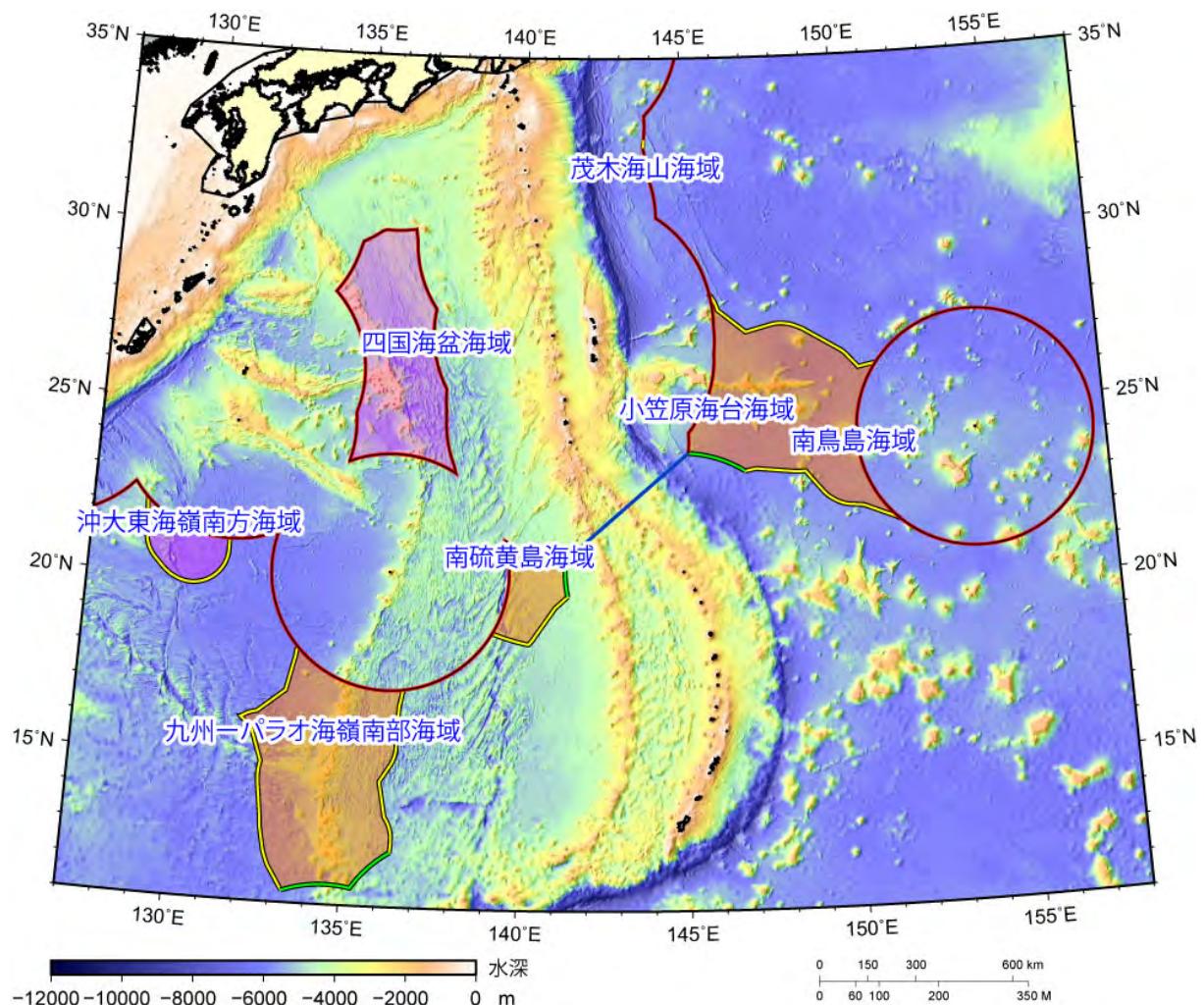
上述のとおり、日本政府は、九州一パラオ海嶺南部海域（KPR）については早期に勧告が行われるよう努めていく考え方である旨の立場を表明していることから、今後、KPRについて、どのような進展があるか注目される。また、KPR以外の、勧告によって延長が認められた海域については、いつの時点で、勧告に基づく大陸棚の限界を設定した上で、条約第76条9項にもとづく海図と関連情報の寄託を国連事務総長に対して行うか注目される。この寄託準備作業と並行して、大陸棚における資源開発に向けた法整備及び環境醸成がどのように進められていくのかについても、注視すべきであろう。

150 この点に係る勧告要約版の解釈については解釈の余地があることについて、以下を参照。加地良太「沖ノ鳥島を起点とする大陸棚限界延長申請への勧告—国連大陸棚限界委員会の審査手続と中国・韓国の口上書—」立法と調査No.335（2012年）、11-14頁。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012/pdf/20121203003.pdf
井内由美子、臼井麻乃「大陸棚限界委員会の任務と実行—島に関する国家間の見解の相違への対応を例として—」島嶼研究ジャーナル第2巻1号（2012年）109-116頁。

151 国連海洋法条約附属書II第3条1項。

152 Kwiatkowskaは、CLCSはKPRについて勧告を行うことについて国連海洋法条約にもとづき正当な理由を有していたと述べている。B. Kwiatkowska, "Submissions to the UN CLCS in cases of Disputed and Undisputed Maritime Boundary Delimitations or Other Unresolved Land or Maritime Disputes of Developing States" (2012), p.77. Available at <http://www.uu.nl/nilos/onlinepapers>



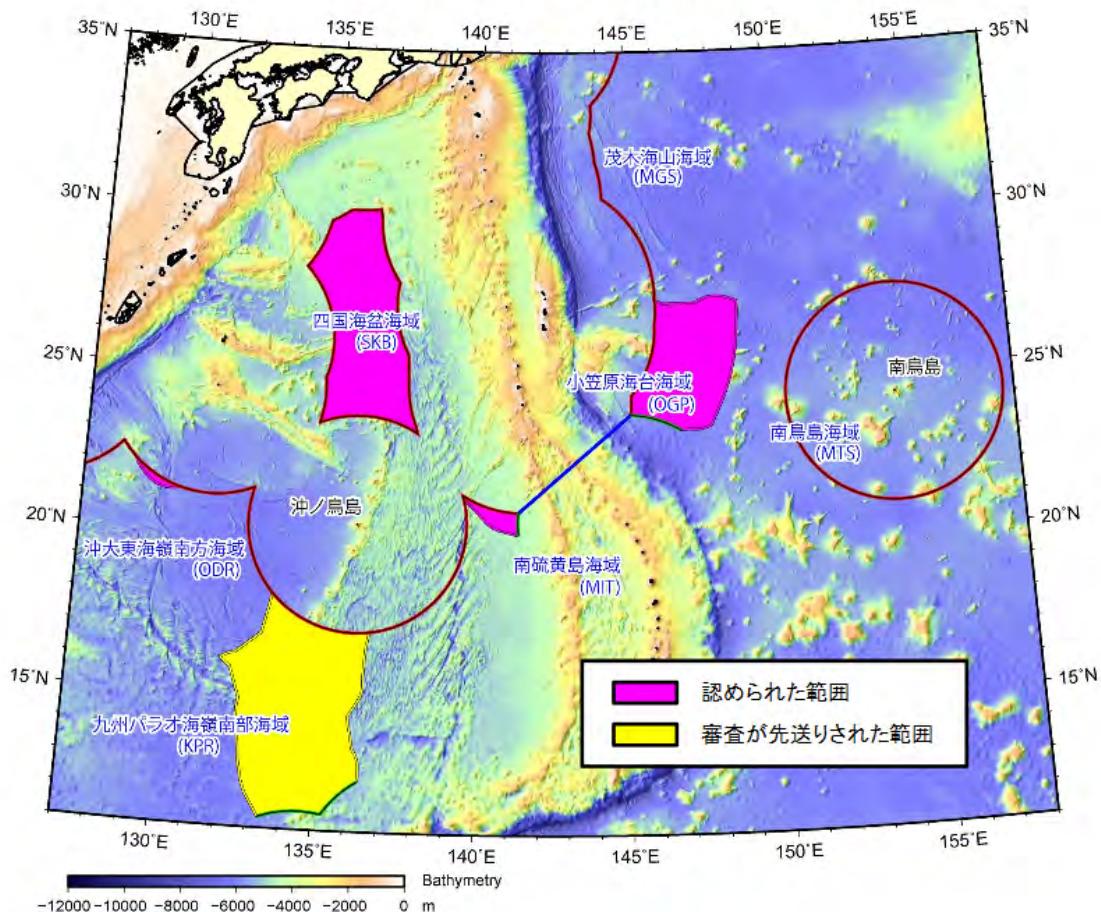
- | |
|--|
| ■ 日本の200海里を超える大陸棚の範囲
(相対国の大陸棚と重複の可能性なし) |
| ■ 日本の200海里を超える大陸棚の範囲
(相対国の大陸棚と重複の可能性あり) |

オレンジ色で示す海域については、相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があり、我が国と当該国の双方が必要に応じ、協議の上、延長された大陸棚の境界画定を行う必要があります。

出典：総合海洋政策本部ホームページに掲載の「大陸棚の限界」の図

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/jpn_es.html

我が国の延長大陸棚



出典： 第9回総合海洋政策本部会合（2012年5月25日開催）における配付資料（資料4）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai9/siryou4.pdf>

3.1.16 フランスの申請（フランス領アンティル及びケルゲレン諸島）

2009年2月5日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された¹⁵³。オランダ¹⁵⁴及び日本¹⁵⁵が自国の見解を示す

¹⁵³ フランスのエグゼクティブ・サマリー及び2カ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra1.htm

¹⁵⁴ オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点がフランスの今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書 3.1.5 参照。

¹⁵⁵ 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを想起した上で、フランスによる申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けることはない旨強調している。

文書を提出している。フランス単独での申請は、2007年のニューカレドニア及びフランス領ギアナに関する申請に続き、これで2件目となる。

フランスはエグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている。

- ① この申請は部分申請であり、フランスの他の大陸棚に関しては後の段階で提出する予定である。
- ② アンティルの申請部分はカリブ海の沈み込み帯（subduction zone）の縁辺部に位置しており、この部分に関しては、バルバドスの大陸棚と重複する可能性があるが、バルバドスとの合意があるので、今回のフランスの申請をCLCSが審査することは妨げられない。
- ③ ケルゲレン¹⁵⁶に関しては、いずれの国との紛争の主題ともなっていない。

また、フランスは、申請文書と共に提出した口上書において以下の点を述べている。

- ① 南極条約により与えられた南極の特別な法的及び政治的地位を考慮し、フランスは、南極に隣接するエリアの大陸棚の限界が設定されていないことに留意する。これまで関係国は、CLCSが審査しないが南極地域の情報を提出するか¹⁵⁷、または、南極地域を除く部分申請を行い、南極地域についてはUNCLOS附属書II第4条及び締約国会合の決定にもかかわらず後の段階で申請できる¹⁵⁸、とのいずれかの立場をとっている。
- ② フランスは今回、CLCSの規則に従い、南極に隣接するエリアの大陸棚を含まない部分申請を提出する。当該エリアについては、後の段階で提出されうる。

このフランス領アンティル及びケルゲレン諸島に関するフランスの申請は、2009年8月～9月に開催予定の第24回CLCS会合の議題に含まれる予定であったが、フランスはプレゼンテーションを行わないことにしたため、議題に含まれなかつた。2010年3月～4月に開催された第25回CLCS会合において、フランスはプレゼンテーションを行つた。同年8月～9月に開催された第26回CLCS会合において小委員会が設置され、今後の作業計画について協議された¹⁵⁹。小委員会は、第27回及び第28回CLCS会合において審査を行つた¹⁶⁰。

¹⁵⁶ ケルゲレン諸島はインド洋南縁部に位置する同名の主島と300あまりの火山性小岩島群からなる。地理的には南極大陸に連なる海台の上にある。八木宏樹「インターネットでみる仏領ケルゲレン諸島(iles Kerguelen)（インド洋・南極域）の概要」http://www.sfjo-lamer.org/program_10_2004.pdf

¹⁵⁷ この立場をとって、南極エリアに関する情報を含めて申請を提出したのがオーストラリアである。本事業報告書3.1.3「オーストラリアの申請」参照。

¹⁵⁸ この立場をとっているのが、ニュージーランド及び英国である。本事業報告書3.1.5「ニュージーランドの申請」及び3.2.2「英國の申請（アセンション島）」参照。

¹⁵⁹ 第25回CLCS委員長ステートメント(CLCS/66)、パラ25。平成22年度事業報告書5.1を参照。
第26回CLCS委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ52。平成22年度事業報告書5.2を参照。

¹⁶⁰ 詳しくは、平成23年度大陸棚事業報告書5.を参照。

2012年3月～4月に開催された第29回CLCS会合において、小委員会から勧告案が全体委員会に提出され、CLCSは勧告案を採択した¹⁶¹。勧告の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている¹⁶²。

3.1.17 フィリピンの申請

2009年4月8日、フィリピンは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出了。フィリピンが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された¹⁶³。現在のところ、他国からの口上書は提出されていない。

フィリピンは、エグゼクティブ・サマリーの中で、本申請はフィリピンのルソン島東側にあるベンハムライズ（Benham Rise）エリアについてのみの部分申請であり、将来他のエリアについて申請を行う権利を有している旨述べている。

フィリピンは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2011年3月～4月に開催された第27回CLCS会合においてフィリピンの申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された¹⁶⁴。2011年8月～9月に開催された第28回CLCS会合においても審査を継続した¹⁶⁵。

2012年3月～4月に開催された第29回CLCS会合において、小委員会から勧告案が全体委員会に提出され、CLCSは勧告案を採択した¹⁶⁶。勧告の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている¹⁶⁷。

3.2 審査中の申請

3.2.1 ウルグアイの申請

2009年4月7日、ウルグアイは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出了。ウルグアイが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。アルゼンチンが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している。

161 第29回CLCS委員長ステートメント(CLCS/74)、パラ22～27。本事業報告書5.1を参照。

162 前掲注(153)参照。

163 フィリピンのエグゼクティブ・サマリーは下記のCLCSサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_phl_22_2009.htm

164 第27回CLCS委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ44～45及び47～48。平成23年度大陸棚事業報告書5.1を参照。

165 第28回CLCS委員長ステートメント(CLCS/72)、パラ18。平成23年度大陸棚事業報告書5.2を参照。

166 第29回CLCS委員長ステートメント(CLCS/74)、パラ32～35。本事業報告書5.1を参照。

167 前掲注(153)参照。

ウルグアイは、エグゼクティブ・サマリーの中で、ウルグアイ本土の沖合に延長する大陸棚の外側の限界について説明しており、北側はブラジルと、南側はアルゼンチンとの境界とそれぞれ接すると述べており、また、いずれの国とも海洋境界に関する未解決の紛争は現時点では存在しないと述べている¹⁶⁸。

ウルグアイは、2009年8月～9月に開催された第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2011年3月～4月に開催された第27回CLCS会合においてウルグアイの申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された¹⁶⁹。2011年8月～9月に開催された第28回CLCS会合¹⁷⁰、2012年3月～4月に開催された第29回CLCS会合¹⁷¹及び同年7月～8月に開催された第30回会合¹⁷²においても審査が継続された。

3.2.2 クック諸島の申請

2009年4月16日、クック諸島¹⁷³は、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出した。クック諸島が申請を出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。ニュージーランドが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している¹⁷⁴。

クック諸島は、エグゼクティブ・サマリーの中で、本申請はマニヒキ海台（Manihiki Plateau）海域についての部分申請である旨述べている¹⁷⁵。

クック諸島は、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2011年8月～9月に開催された第28回CLCS会合にお

168 ウルグアイのエグゼクティブ・サマリー及びアルゼンチンからの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_ury_21_2009.htm

169 第27回CLCS委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ43～46。平成23年度大陸棚事業報告書5.1を参照。

170 第28回CLCS委員長ステートメント(CLCS/72)、パラ17。平成23年度大陸棚事業報告書5.2を参照。

171 第29回CLCS委員長ステートメント(CLCS/74)、パラ28、本報告書5.1を参照。

172 第30回CLCS委員長ステートメント(CLCS/76)、パラ39、本報告書5.2を参照。

173 クック諸島は国連加盟国ではなく、ニュージーランドとの間で自由連合制をとっている自治領である。クック諸島は、国連海洋法条約を1982年12月10日に署名し、1995年2月15日に批准しており、条約当事国地位を有しているので、大陸棚延長申請を行う権利を有している。クック諸島のエグゼクティブ・サマリー（後掲注(175)）、5-6頁参照。

174 ニュージーランドは提出した口上書において、以下を述べている。

(1) クック諸島が提出した延长大陸棚は、部分的に、ニュージーランドが2009年5月11日に提出した予備的情報の中で示したトケラウ（ニュージーランド自治領）における大陸棚延長の可能性のあるエリアと重複しており、両国の延长大陸棚間での境界画定の可能性が存在しうる。

(2) クック諸島の申請とそれに対するCLCSの勧告は、クック諸島とトケラウとの間の大陸棚境界画定にも、ニュージーランドが将来提出する可能性のある大陸棚延長申請にも影響を及ぼさないと理解しているので、クック諸島の申請についてCLCSが勧告を行うことについて異議を有さない。

175 クック諸島のエグゼクティブ・サマリー及びニュージーランドからの口上書は次のサイトで閲覧可能。http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_cok_23_2009.htm

いてクック諸島の申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された¹⁷⁶。その後、2012年3月～4月に開催された第29回CLCS会合¹⁷⁷及び同年7月～8月に開催された第30回会合¹⁷⁸においても審査が継続された。

3.2.3 アルゼンチンの申請

2009年4月21日、アルゼンチンは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。アルゼンチンが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、イギリス、米国、ロシア、インド、オランダ及び日本が自国の見解を示す口上書を提出した¹⁷⁹。

エグゼクティブ・サマリー¹⁸⁰によると、この申請は、アルゼンチン本土、マルビナス諸島及びアルゼンチンが領有権を主張する南極の地域をそれぞれ基点とする大陸棚延長申請であり、アルゼンチンは、完全な申請（full submission）であると述べている。

また、エグゼクティブ・サマリーの「紛争（Disputes）」というタイトルの項目の中で、マルビナス諸島、南ジョージア及び南サンドウィッチ諸島（Islas Malvinas, Georgias del Sur and Sandwich del Sur）並びにこれら諸島を囲む海域について、アルゼンチンは、イギリスによる1833年以降の違法占拠を決して承認していない、国連、米州機構（OAS）その他の国際機関はアルゼンチンとイギリスとの間に、これらの諸島をめぐる紛争が存在することを認めている旨述べている。

2009年7月～8月に開催された第24回CLCSにおいて、アルゼンチンはプレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2012年7月～8月に開催された第30回CLCSにおいて、アルゼンチンの申請を審査する小委員会が設置された。

3.2.4 ガーナの申請

2009年4月28日、ガーナは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。ガーナが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請の

¹⁷⁶ 第28回CLCS委員長ステートメント（CLCS/72）、パラ44～46。平成23年度大陸棚事業報告書5.2を参照。

¹⁷⁷ 第29回CLCS委員長ステートメント（CLCS/74）、パラ28、本報告書5.1を参照。

¹⁷⁸ 第30回CLCS委員長ステートメント（CLCS/76）、パラ39、本報告書5.2を参照。

¹⁷⁹ イギリスの見解は、(1)イギリスがフォークランド諸島、サウスジョージア及びサウスサンドウェッジ諸島並びにこれら諸島を囲む海域に対する主権を有することは明らかである、(2)イギリスは関係国内法にもとづき、これら諸島から200海里以内の大陸棚に対して統治を行ってきた、(3)イギリスは、CLCSがこれら諸島を基点とするアルゼンチンの申請海域を審査しないよう要請する、(4)イギリスは、南極条約及び国連海洋法条約によって共有されている原則と目的を想起し、CLCSが、南極地域の大陸棚に関するアルゼンチンの申請について、一定期間、行動をとらないことを期待する、という内容であった。

米国、ロシア、インド、オランダ及び日本は、それぞれ、南極条約に言及し、南極地域の大陸棚に関するアルゼンチンの申請について、CLCSが行動をとらないよう求める旨述べている。

¹⁸⁰ アルゼンチンのエグゼクティブ・サマリー、各国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submit_arg_25_2009.htm

エグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、ナイジェリアが自国の見解を示す口上書を提出した¹⁸¹。

エグゼクティブ・サマリーの中で、ガーナは、近隣諸国との間で重複する海域の主張があり、どの国とも海洋境界画定条約に署名していないが、この申請は、ガーナの近隣諸国であるトーゴ、ベナン、ナイジェリア及びコートジボワールとの海洋境界画定に影響を与えない旨述べている。ナイジェリアは、提出した口上書の中で、CLCS の勧告がナイジェリアとガーナとの間の大陸棚の境界画定に影響を及ぼさない限りにおいて、委員会が勧告を出すことに異議を提起しない旨述べた。

2009年7月～8月に開催された第24回CLCS会合において、ガーナはプレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2012年7月～8月に開催された第30回CLCS会合において、ガーナの申請を審査する小委員会が設置された。

3.2.5 アイスランドの申請

2009年4月29日、アイスランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出了。アイスランドが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、デンマークとノルウェーが自国の見解を示す口上書を提出した¹⁸²。

エグゼクティブ・サマリーの中で、アイスランドは以下の点を述べている。

- (1)アイスランドの大陸棚は、レイキヤネス海嶺エリア、ハットン・ロッコール海域及びエーギル海盆エリアの3つのエリアで200海里を超えて広がっている。
- (2)この申請は、部分申請であり、エーギル海盆エリア及びレイキヤネス海嶺エリアに関するものである。①エーギル海盆エリアについては、アイスランド、デンマーク（フェロー諸島）及びノルウェーは境界画定に関し2006年9月20日に暫定的に合意しており、これらの国のいずれかがCLCSに申請を提出した場合、他の国は、委員会が自国の申請または境界画定に影響を及ぼさない限り、委員会による審査と勧告について異議を申し立てないことが合意されている¹⁸³。②レイキヤネス海嶺エリアの西側と南側については、どの国の主張とも重複していない。ハットン・ロッコール海域については、デンマーク（フェロー諸島）、アイルランド及びイギリスと主張が重複しており、これら3か国とアイスランドは2001年以降、協議を続けている。

¹⁸¹ ガーナのエグゼクティブ・サマリー及びナイジェリアの口上書は、CLCSサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gha_26_2009.htm

¹⁸² アイスランドのエグゼクティブ・サマリー、各国からの口上書はCLCSサイトにて閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_isl_27_2009.htm

¹⁸³ ノルウェーの申請（本報告書3.1.7）におけるデンマーク、アイスランドの見解を参照。エーギル海盆エリアは、ノルウェー海のバナナホールの南側エリアである。

(3)レイキャネス海嶺の東側エリアについては、ハットン・ロッコール海域と潜在的に重複しているため、この申請には含まれていない。これらの海域については、後の段階で申請を行う予定である。

デンマーク及びノルウェーはそれぞれ提出した文書の中で、2006年9月20日付の合意に言及して、アイスランドの申請についてのCLCSの審査及び勧告が、バナナホールの南側エリアにおける大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限りにおいて、異議を提起しない旨述べている。

アイスランドの申請は、審査待ちの行列に並んでいたが、2012年7月～8月に開催された第30回CLCS会合において、アイスランドの申請を審査する小委員会が設置された。

3.2.6 デンマークの申請

2009年4月29日、デンマークは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出了。デンマークが申請を出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、アイスランドとノルウェーが自国の見解を示す口上書を提出した¹⁸⁴。

エグゼクティブ・サマリーの中で、デンマークは、この申請はデンマークが提出する最初の部分申請であり、フェロー諸島の北部海域のみに関する申請である、今後フェロー諸島の南部海域、グリーンランドの北部、北東及び南部海域についての申請を行う予定である旨述べている。

アイスランド及びノルウェーはそれぞれ提出した口上書の中で、2006年9月20日付の合意に言及して、デンマークの申請についてのCLCSの審査及び勧告が大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限りにおいて、異議を提起しない旨述べている。

2009年7月～8月に開催された第24回CLCS会合において、デンマークはプレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2012年7月～8月に開催された第30回CLCS会合において、デンマークの申請を審査する小委員会が設置された。

なお、デンマークは、2010年12月2日にフェロー・ロッコール海台エリアに関する部分申請を、2012年6月14日にグリーンランドの南部エリアに関する部分申請をそれぞれ提出したが、これら2つの申請はいずれも、審査待ちの行列に並んでいる段階である。

¹⁸⁴ デンマークの申請のエグゼクティブ・サマリー、各国が提出した文書は、CLCSサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_dnk_28_2009.htm

3.3 審査待ちの申請

3.3.1 ミャンマーの申請

2008年12月16日、ミャンマーは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出了。ミャンマーが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。スリランカ、ケニア、インド及びバングラデシュが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している。

ミャンマーは、エグゼクティブ・サマリーの中で次のように述べている¹⁸⁵。

- ① この申請は、ベンガル湾におけるラカイン（Rakhine）大陸縁辺部を基にして200海里を超える大陸棚の延長に関するものである。
- ② この申請の準備に際して、現CLCS委員であるラジャン氏（インド出身）から助言をもらい、また、インド国立南極海洋研究センター及びインド国立地球物理学研究所から助言をもらい、コンサルタントとしてタクール氏（前CLCS委員）から支援してもらった。
- ③ 隣国との関係に関し、インドとは1986年にベンガル湾及びアンダマン海に関する海洋境界画定条約を締結しており、バングラデシュとは第76条10にもとづき、海洋境界画定に関する交渉を行っており、今回のミャンマーの延長申請は将来の境界画定に影響を及ぼすものではない。

スリランカ、インド、ケニア及びバングラデシュは、口上書の中で、ミャンマーの申請が第三次国連海洋法会議最終議定書附属書IIに組み込まれている大陸縁辺部の外縁を設定するのに用いられる特定の方法に関する了解声明（Statement of Understanding）¹⁸⁶にもとづいていることに関し、それぞれ以下の点を述べている。

スリランカの主張

- ① この了解声明で言及されている「国家（State）」とは、スリランカである。
- ② したがって、スリランカは、ミャンマーの申請提出と、CLCSによる審査が、この了解声明にもとづくスリランカの将来の申請提出に影響を及ぼすものではないと理解した上で、ミャンマーの申請提出に同意を与える。また、ミャンマーが主張する海域について、スリランカの利益を害する勧告を行わないようCLCSに要求する。CLCSの審査は、ミャンマーが主張する海域における近隣諸国間の大陸棚境界画定に影響を及ぼしてはならない。

¹⁸⁵ ミャンマーのエグゼクティブ・サマリー及び4ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mmr.htm

¹⁸⁶ この了解声明は、第三次国連海洋法会議において、スリランカから提出された修正提案にもとづき、採択されたものであり、ベンガル湾の南部の諸国（スリランカやインド）のように、大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところについては、国連海洋法条約第76条に規定される大陸縁辺部の外縁の設定方法とは異なる方法をとることを認めている。本事業報告書2.2を参照。

インドの主張

- ① ミャンマーは、この了解声明を援用するための根拠を示していない。ミャンマーによる了解声明の解釈及び適用について、インドはいかなる判断も行わないが、この了解声明はインド及びスリランカにのみ適用されると考える。
- ② インドとミャンマーとの二国間協定（1986年署名）において、ベンガル湾の特定地点を越える海洋境界の延長は後の段階でなされると規定されているが、まだ実現されていない。したがって、ミャンマーの申請は、二国間の境界画定の問題に影響を与えるものではないことを確認する。

ケニアの主張¹⁸⁷

- ① 沿岸国がこの了解声明を援用して申請を行う際の根拠は、その沿岸国が、特別な事情が存在し、条約第76条4項(a)(i)及び(ii)を適用すると不平等が生じることを証明できる能力にある、とケニアは考えている。
- ② ケニアは、この了解声明の中の方法を適用したいと考える沿岸国が、特別な事情の存在と、その方法を適用しなければ不平等が生じることを正当に証明できれば適用可能であると考えており、沿岸国の地理的位置によって決まるものではない、と考える。

バングラデシュの主張

- ① ミャンマーがエグゼクティブ・サマリーにおいて言及しているバングラデシュとの境界画定交渉は未解決のままなのであるから、CLCS手続規則に照らして「紛争（a dispute）」と見なされる。
- ② ミャンマーが用いている直線基線について、バングラデシュは、すでにミャンマー政府に対して口上書を送って、異議を唱えており、この点においても、CLCS手続規則に照らして「紛争」と見なされる。また、バングラデシュは、CLCSには領海の基線となる直線基線について判断を下す権限はないと考える。
- ③ ミャンマーが用いた科学的データ及び了解声明の適用について、バングラデシュは後の段階でコメントを提出する権利を留保する。
- ④ 以上の状況にかんがみ、バングラデシュは2011年7月までに大陸棚延長申請を提出し¹⁸⁸、その時点でCLCSがミャンマーとバングラデシュの申請の両方を審査できるよう、あらゆる努力を払う。

¹⁸⁷ ケニアは、このような考えにもとづき、2009年5月6日に、CLCSに申請を提出した。ケニアは、申請のエグゼクティブ・サマリーの中で、この了解声明にある大陸縁辺部の外縁を設定する特定の方法を用いている、と述べている。平成21年度事業報告書3.3参照。

¹⁸⁸ バングラデシュは、2001年7月に国連海洋法条約の批准書を寄託したので、それから10年以内に申請を行えばよいことになっている。

2009年8月～9月の第24回CLCS会合において、ミャンマー代表団はプレゼンテーションを行った。その中でミャンマー代表は、以下の点を述べた¹⁸⁹。

- ① ミャンマーの申請はCLCS手続規則附属書Iに規定されている紛争を含んでいない。バングラデシュは口上書で「紛争」について言及しているが、紛争の存在についてはバングラデシュが举証責任を負う。一方的主張だけでは不十分である。バングラデシュとの境界画定交渉は継続中であり、条約第76条10項にもとづき、ミャンマーの申請は境界画定の問題に影響を及ぼさずに行われたのである。
- ② 了解声明は、条件を満たす全ての国に適用されると考える。ミャンマーは条件を満たしている。
- ③ インドとの二国間協定は200海里以内のみについて定めており、ミャンマーは200海里以遠についてインドと交渉を行う用意がある。

ミャンマーのプレゼンテーションの後、CLCSは非公開会合を開き、ミャンマーの申請の検討の方式について検討した。その結果、4カ国から提出された口上書、とりわけバングラデシュが手続規則附属書Iのパラグラフ5(a)を援用していることに留意し、また、ミャンマーがプレゼンテーションで述べた見解にも留意した上で、CLCSは、審査待ちの行列に並んでいるミャンマーの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び4カ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した4カ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書Iに定められている実用的な取決め¹⁹⁰が成立すれば、それらをCLCSが考慮できるようにするためになされた¹⁹¹。

第26回CLCS会合において、インドネシアの申請を審査する小委員会が勧告案を全体委員会に提出したことを受け、新たな小委員会の設置が検討されたが、ミャンマーの申請をめぐる状況に進展がみられないことから、ミャンマーの申請を審査する小委員会の設置は見送られることになった¹⁹²。第27回及び第28回CLCS会合においても、状況に進展はみられず、小委員会の設置は見送られた¹⁹³。

¹⁸⁹ 第24回CLCS委員長ステートメント(CLCS/64)、パラ35～39。平成21年度事業報告書5.3を参照。

¹⁹⁰ 手続規則附属書Iに定められている実用的な取決めとは、境界画定に関するエリアを除いて行われる共同申請及び部分申請(パラグラフ4)、境界画定の問題のあるエリアについて紛争当事国からCLCSが審査することについて事前の同意が得られている場合(パラグラフ5)を指している。

¹⁹¹ 第24回CLCS委員長ステートメント(CLCS/64)、パラ40。平成21年度事業報告書4.3を参照。

¹⁹² 代わりにミャンマーの次に行列に並んでいたフランスの申請(仏領アンティル及びケルゲレン諸島に関する申請)を審査する小委員会が設置された第26回CLCS委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ53。平成22年度事業報告書5.2を参照。

¹⁹³ 第27回CLCS委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ42及び平成23年度大陸棚事業報告書5.1を参照。また、第28回CLCS委員長ステートメント(CLCS/72)、パラ43及び平成23年度大陸棚事業報告書5.2を参照。

3.3.2 イエメンの申請

2009年3月20日、イエメンは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。イエメンが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。ソマリアが自国の見解を示す文書を提出している¹⁹⁴。

イエメンは、エグゼクティブ・サマリーの中で、

- ① この申請は、ソコトラ島（Socotra Island）南東部海域の大陸棚の外縁についての申請である。
- ② この申請において、他国との紛争は存在しない。

旨を述べている。

ソマリアは、提出した口上書において、以下のように述べている。

- ① ソマリアとイエメンとの間の大陸棚境界画定はなされていないので、両国がそれぞれ沿岸200海里を超えて主張する延长大陸棚の間に潜在的な重複が存在するため、CLCS手続規則によれば「海洋紛争（maritime dispute）」が存在する、よって、CLCSは両国間の境界画定に影響を与えてはならない。
- ② ソマリアは、予備的情報を提出しており、大陸棚延長申請を検討している海域について更なる検討とデータが必要である。
- ③ ソマリアは、イエメンと交渉を行う用意があり、交渉の結果、CLCSが両国間の大陸棚境界画定に影響を及さない形で両国の申請を審査できるようになるまでの間は、二国間の境界画定に影響を及ぼすいかなる行動もとらないよう要請する。

イエメンの申請は、2009年8～9月に開催予定の第24回CLCS会合の議題に含まれる予定であったが、イエメンはプレゼンテーションをしないことにしたため、同会合では議題に含まれなかった。2010年8～9月に開催された第26回CLCS会合において、イエメンはプレゼンテーションを行った。CLCSは、イエメンの申請が行列の先頭にくるまで申請及び口上書についての検討を延期することを決定した¹⁹⁵。第27回及び第28回CLCS会合においても、状況に進展はみられず、小委員会の設置は見送られた¹⁹⁶。

3.3.3 英国の申請（ハットン・ロッコール）

2009年3月31日、英国は、国連事務総長を通じ、CLCSに対して、英国のハットン・ロッコール（Hatton Rockall）海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・

¹⁹⁴ イエメンのエグゼクティブ・サマリー及びソマリアからの口上書は次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_vem.htm

¹⁹⁵ 第26回CLCS委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ16～19。平成22年度事業報告書5.2を参照。

¹⁹⁶ 第27回CLCS委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ42及び平成23年度大陸棚事業報告書5.1を参照。また、第28回CLCS委員長ステートメント(CLCS/72)、パラ43及び平成23年度大陸棚事業報告書5.2を参照。

サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自国の見解を示す文書を提出している¹⁹⁷。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

- ① 申請は、英國北西部のハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界に係わる部分申請である。
- ② アイルランドとの大陸棚の境界画定は、1988年に合意に至っている。
- ③ ハットン・ロッコール海域において、デンマーク及びアイスランドは、英國と重複する主張を行っており、この問題を解決するため、長年に渡って協議が行われている。英國は、合意に至るまで継続して協議に参加する予定であるが、申請の締切に間に合うように、本申請を今、提出する。
- ④ アイルランドの外務省及び通信・エネルギー・天然資源省の公表されていない地球物理データを利用させてもらったことについて、両省に感謝する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① 英国のエグゼクティブ・サマリーによると、英國はフェロー海台 (Faroe Plateau)について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である2014年12月16日までに¹⁹⁸、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である。デンマークは、英國とアイルランドとの大陸棚境界画定についての1988年の合意が、フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。
- ② デンマークは、英國の申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがって、同じ海域についてデンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、英國の今回の申請に同意を与えないことを宣言する。
- ③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、英國及びデンマークの4カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英國が重複した主張を行っており、紛争の下にある。

¹⁹⁷ 英国のエグゼクティブ・サマリー及び2カ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr1.htm

¹⁹⁸ デンマークが国連海洋法条約を批准したのは2004年11月16日で、その1ヶ月後の同年12月16日に効力が生じているため、それから10年後の2014年12月16日がデンマークの申請提出期限となる。

- ② アイスランドは、CLCS による英國の申請の審査は、この海域のアイスランドの大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、CLCS による英國の申請の審査に同意を与えない。
- ③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、英國代表は、申請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、英國の申請の検討の方式について検討した。その結果、2 カ国から提出された口上書に留意し、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいる英國の申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び 2 カ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した 2 カ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた¹⁹⁹。その後、第 27 回及び第 28 回 CLCS 会合において、英國の本申請が行列の先頭に来たが、事態の進展はみられなかつたため、小委員会の設置は見送られた²⁰⁰。

3.3.4 アイルランドの申請（ハットン・ロッコール）

2009 年 3 月 31 日、英國が CLCS に対して、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界延長申請を提出したのと同じ日に、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、自国のハットン・ロッコール（Hatton Rockall）海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。アイルランドが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自国の見解を示す文書を提出している²⁰¹。

アイルランドは、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

- ① この申請は、アイルランドが提出する 3 番目の、かつ最後の申請であり、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の外側の限界のみに関する申請である。

1 番目の申請は、2005 年 5 月にポーキュパイン深海平原海域の大陸棚に関して

¹⁹⁹ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 46。委員会の決定は、ミャンマーの申請 (本事業報告書 3.3.1) に対する決定と同じ内容である。英國のプレゼンテーションの内容については、平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

²⁰⁰ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 42 及び本事業報告書 5.1 を参照。また、第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 43 及び本事業報告書 5.2 を参照。

²⁰¹ アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及び 2 カ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submit_irl1.htm

アイルランドが単独で提出した申請である。2007年4月にCLCSが勧告を行い、アイルランド政府は、この勧告を受諾した。2009年に勧告にもとづき、この海域の大陸棚の外側の限界が政令によって設定された²⁰²。

2番目の申請は、アイルランド、フランス、スペイン及び英国の合意により、2006年5月にケルト海とビスケー湾の大陸棚の外側の限界に関して行った共同申請である²⁰³。

- ② アイルランドは、英国と1988年にこの海域の大陸棚における境界画定に合意しているが、アイスランド及びデンマークが広範囲にわたり重複する主張をしているため、受け入れられていない。2001年より4カ国は定期的に会合をもち、重複する主張によって生じる問題の解決に努力しているが、現在までに合意に至っていない。関係諸国との間でこれらの問題について合意は無いが、申請の提出期限を満たすため、本申請を提出する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① アイルランドのエグゼクティブ・サマリーによると、英国はフェロー海台(Faroe Plateau)について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である2014年12月16日までに、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である²⁰⁴。デンマークは、英国とアイルランドとの大陸棚境界画定についての1988年の合意が、フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。
- ② デンマークは、アイルランドの申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがって、同じ海域についてデンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、アイルランドの今回の申請に同意を与えないことを宣言する。
- ③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、英国及びデンマークの4カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べています。

- ① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英国が重複した主張を行っており、紛争の下にある。

202 本事業報告書3.1.4「アイルランドの申請」を参照。

203 本事業報告書3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」を参照。

204 本事業報告書3.2.6「デンマークの申請」を参照。

- ② アイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査は、この海域のアイスランドの大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査に同意を与えない。
- ③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、アイルランド代表は、申請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、アイルランドの申請の検討の方式について検討した。その結果、2 カ国から提出された口上書に留意し、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいるアイルランドの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び 2 カ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した 2 カ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた²⁰⁵。その後、第 27 回及び第 28 回 CLCS 会合において、アイルランドの本申請が行列の先頭に来たが、事態の進展はみられなかったため、小委員会の設置は見送られた²⁰⁶。

²⁰⁵ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 56。委員会の決定は、ミャンマーの申請 (本事業報告書 3.3.3) 及び英国の申請 (本事業報告書 3.3.6) に対する決定と同じ内容である。アイルランドのプレゼンテーションの内容については、平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

²⁰⁶ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 42 及び平成 23 年度 大陸棚事業報告書 5.1 を参照。また、第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 43 及び平成 23 年度 大陸棚事業報告書 5.2 を参照。

3.3.5 そのほかの申請（24件目から65件目まで）

24件目の フィジーの申請から、65件目の韓国の申請までの一覧表を以下に示す。この表のオリジナルは、国連海事・海洋法課（DOALOS）のサイト（http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_submissions.htm）に掲載されており、各国の申請のページ（英語）へのリンクが設定されている。

2010年8月～9月に開催された第28回CLCS会合までに、以下の36件の申請のうち、29件についてプレゼンテーションが行われた。下記のいずれの申請についても小委員会は設置されておらず、審査待ちの状況にある。

申請国		申請日	申請内容とプレゼンテーションの実施状況
24	フィジー (部分申請)	2009年 4月 20日	南フィジー海盆北部のラウ海嶺（Lau Ridge-northern South Fiji Basin）についての部分申請。 フィジーは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
25	アルゼンチン	2009年 4月 21日	本報告書3.2.3を参照。
26	ガーナ	2009年 4月 28日	本報告書3.2.4を参照。
27	アイスランド (部分申請)	2009年 4月 29日	本報告書3.2.5を参照。
28	デンマーク (部分申請)	2009年 4月 29日	本報告書3.2.6を参照。
29	パキスタン	2009年 4月 30日	パキスタン本土からアラビア海に延長する大陸棚についての申請。
30	ノルウェー (部分申請)	2009年 5月 4日	ブーベ島（Bouvetøya Island）及びドローニング・モード・ランド（Dronning Maud Land）海域についての部分申請。 ノルウェーは、ドローニング・モード・ランド海域については、南極条約の規定により、CLCSに対し審査を行わないよう要請している。 米国、ロシア、インド、オランダ及び日本がそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。 ノルウェーは、第25回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
31	南アフリカ (部分申請)	2009年 5月 5日	南アフリカ本土から延長する大陸棚についての部分申請。南アフリカは、第26回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。

32	ミクロネシア パプアニューギニア ソロモン諸島 (共同申請)	2009年 5月5日	オントンジャワ海台 (Ontong Java Plateau) 海域についての共同申請。3カ国は共同で、第25回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
33	マレーシア ベトナム (共同申請)	2009年 5月6日	南シナ海南部海域についての共同申請。 中国は、この共同申請が、南シナ海における中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、CLCSに申請の審査を行わないよう要請する文書を国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がなく無効であるとの文書を、国連事務総長に提出している。 マレーシア及びベトナムは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
34	フランス 南アフリカ (共同申請)	2009年 5月6日	プリンスエドワード諸島 (Prince Edward Islands) 及びクローゼー諸島 (Crozet Archipelago) についての共同申請。南アフリカ領プリンスエドワード諸島と、フランス領クローゼー諸島は、インド洋に隣接している。 2カ国は共同で、第26回CLCS会合においてプレゼンテーションを行った。
35	ケニア	2009年 5月6日	ケニア本土からインド洋に延長する大陸棚についての申請。 ケニアは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
36	モーリシャス (部分申請)	2009年 5月6日	ロドリゲス島 (Rodrigues Island) 海域についての部分申請。 モーリシャスは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
37	ベトナム	2009年 5月7日	南シナ海に延長する大陸棚についての申請。 中国は、ベトナムの申請が、南シナ海における中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、CLCSに申請の審査を行わないよう要請する文書を国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がなく無効であるとの文書を、国連事務総長に提出している。 ベトナムは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
38	ナイジェリア	2009年 5月7日	ナイジェリア本土からギニア湾西側に延長する大陸棚についての申請。 ナイジェリアは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。

39	セーシェル (部分申請)	2009年 5月7日	北部海台海域におけるバード島 (Bird Island) 及びアフリカ堆 (African Banks) から延長する大陸棚についての部分申請。 セーシェルは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
40	フランス (部分申請)	2009年 5月8日	インド洋のレユニオン島 (La Réunion)、サンポール島 (Saint-Paul Island) 及びアムステルダム島 (Amsterdam Island) において延長する大陸棚についての部分申請。
41	パラオ	2009年 5月8日	パラオの南東、西部及び北部海域において延長する大陸棚についての申請。パラオは、第 26 回 CLCS 会合においてプレゼンテーションを行った。
42	コートジボワール	2009年 5月8日	コートジボワール本土からギニア湾の東側に延長する大陸棚についての申請。 コートジボワールは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
43	スリランカ (部分申請)	2009年 5月8日	ベンガル湾の南西及び東側に延長する大陸棚についての部分申請。モルディブ及びインドがそれぞれ、自国の見解を示す口上書を国連事務総長宛に提出した。
44	ポルトガル	2009年 5月11日	大西洋の東側、西側及びガルシア海域の延長する大陸棚についての申請。モロッコ及びスペインがそれぞれ、自国の見解を示す口上書を国連事務総長宛に提出した。ポルトガルは、第 25 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
45	英国 (部分申請)	2009年 5月11日	英國の海外領土であるフォークランド諸島 (Falkland Islands)、サウスジョージア諸島 (South Georgia Islands) 及びサウスサンドウェイッチ諸島 (South Sandwich Islands) から延長する大陸棚についての部分申請。アルゼンチンが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。 英國は、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
46	トンガ (部分申請)	2009年 5月11日	ケルマディック海嶺 (Kermadec Ridge) から延長する大陸棚についての部分申請。トンガは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
47	スペイン (部分申請)	2009年 5月11日	スペインからガルシア海域に延長する大陸棚についての部分申請。モロッコ及びポルトガルがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。スペインは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。

48	インド	2009年 5月 11日	インドからベンガル湾及びアラビア海に延長する大陸棚についての申請。ミャンマー、バングラデシュ及びオマーンがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。第 26 回 CLCS において、プレゼンテーションを行った。
49	トリニダード・ トバゴ	2009年 5月 12日	トリニダード・トバゴからカリブ海に延長する大陸棚についての申請。スリナムが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。トリニダード・トバゴは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
50	ナミビア	2009年 5月 12日	ナミビアから大西洋に延長する大陸棚についての申請。ナミビアは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
51	キューバ	2009年 6月 1日	メキシコ湾の東側エリアに延長する大陸棚についての申請。米国及びメキシコがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。キューバは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
52	モザンビーク	2010年 7月 7日	モザンビークからインド洋に延長する大陸棚についての申請。第 27 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
53	モルディブ	2010年 7月 26日	モルディブから東側と西側にそれぞれ延長する大陸棚についての申請。第 27 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。イギリスとモーリシャスがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。
54	デンマーク	2010年 12月 2日	フェロー諸島を起点として南側に延長する大陸棚についての申請。第 27 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。アイスランドが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出した。
55	バングラデシュ	2011年 2月 25日	バングラデシュからベンガル湾に延長する大陸棚についての申請。第 28 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。ミャンマーとインドがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。
56	マダガスカル	2011年 4月 29日	マダガスカルの南側に延長する大陸棚についての申請。エグゼクティブ・サマリーには、隣国モザンビークとの、互いに調和のとれた大陸棚延長申請を行うこと、及び当該申請は最終的な境界画定に影響を及ぼさないことについて合意した文書が添付されています。第 28 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。

57	ガイアナ	2011年 9月 6日	ガイアナ本土から大西洋沖合に延長する大陸棚についての申請。
58	メキシコ	2011年 12月 19日	メキシコ湾の東側エリア (Eastern Polygon) に関する部分申請。
59	タンザニア	2012年 1月 18日	タンザニア本土からインド洋沖合に延長する大陸棚についての申請。
60	ガボン	2012年 4月 10日	ガボンから大西洋に延長する大陸棚についての申請。アンゴラが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出した。
61	デンマーク	2012年 6月 14日	グリーンランド南部の大陸棚に関する部分申請。カナダが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出した。
62	ツバル、フランス、 ニュージーランド (トケラウ) 共同申請 (部分申請)	2012年 12月 7日	南太平洋のツバル、フランス（海外領土）およびニュージーランド（トケラウ）によるロビー海嶺 (Robbie Ridge) エリアの大陸棚に関する共同申請。
63	中国※ (部分申請)	2012年 12月 14日	東シナ海の沖縄トラフまでを延長大陸棚であるとする部分申請。日本は自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出した。
64	キリバス	2012年 12月 24日	太平洋上のキリバスからの延長大陸棚に関する申請。西プラットフォーム海域、東プラットフォーム海域、中央海域、南海域の4つのエリアから成る。
65	韓国※ (部分申請)	2012年 12月 26日	韓国から東シナ海エリアに延長する部分申請。日本は自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出した。

※中国と韓国の申請について

2012年12月14日に中国が、同年12月26日に韓国が、それぞれ、東シナ海の海域において200海里を超える大陸棚延長申請CLCSに提出した。この海域は、日中、日韓それぞれの領海基線の間の距離が400海里未満であるため、国連海洋法条約第83条²⁰⁷にもとづき話し合いによって合意される必要がある。

しかし、中国のエグゼクティブ・サマリーによると、沖縄トラフが中国の延長大陸棚の終点であるとして、我が国の屋久島やトカラ列島、奄美 大島の西側の部分を中国の延長大陸棚の外縁としている。また、韓国のエグゼクティブ・サマリーによると、中国が提出したところと近接した海域に、延長大陸棚の外縁を申請している。日本は、中国および韓国

²⁰⁷ 本報告書、附録3.を参照。

の申請について、それぞれ国連事務局宛の口上書を提出し、日本の立場を表明した上で大陸棚限界委員会に対し、これらの申請を審査しないよう要請した²⁰⁸。なお、日本が口上書を提出する際、日本の外務省はプレス・リリースを発出している²⁰⁹。

208 中国の申請、韓国の申請、日本が提出した口上書については、CLCS の下記ページにおいてみるとができる。

(中国) http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_chn_63_2012.htm
(韓国) http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_kor_65_2012.htm

209 中国の申請に対する口上書発出に関するプレス・リリース（2012年12月29日付）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/12/1229_01.html

韓国の申請に対する口上書発出に関するプレス・リリース（2013年1月12日付）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/25/1/0112_01.html

3.4 予備的情報を申請した国（申請期限の延長措置）

2008年6月の第18回国連海洋法条約締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、以下の決定がなされた。

- ① 2009年5月12日までに200海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締切りを満たしたものとする。
- ② この予備的情報についてCLCSは審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない。

本決定は、締約国会合文書（SPLOS/183）に記載されている。（申請の提出期限をめぐる経緯については、本事業報告書2.2「大陸棚延長の手続」を参照。）

これまでに、国連事務総長に45件の予備的情報が提出されている（2013年3月1日現在）。一つの沿岸国が複数の予備的情報を提出していたり、複数の国が共同で提出したりしているが、国別にまとめると次頁以降の表のようになる。CLCSのサイト（http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_preliminary.htm）には、国名のアルファベット順に予備的情報が掲載されている。

予備的情報を提出した国

沿岸国		予備的情報提出日		備 考
1	ベナン	2009年	4月 2日	ギニア湾沖合への延長について、トーゴと共同提出
			5月 12日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出
2	ソマリア	2009年	4月 14日	中央ソマリア海脚 (Central Somali Spur) に沿ってインド洋へ延長する大陸棚について提出
3	オマーン	2009年	4月 15日	オーウェン海盆 (Owen Basin) に沿ってアラビア海へ延長する大陸棚について提出
4	ソロモン諸島	2009年	4月 21日	南太平洋エリアのシャーロット堆 (Charlotte Bank) エリアについて、フィジーと共同で提出
			4月 21日	南太平洋エリアの北フィジー海盆 (North Fiji Basin) エリアについて、フィジー及びバヌアツと共同で提出
			5月 5日	ソロモン諸島、パプアニューギニア、オーストラリアのEEZ に囲まれた南太平洋エリアにおいて、レンネル島 (Rennell Island) からの延長について単独で提出
5	フィジー	2009年	4月 21日	シャーロット堆 (Charlotte Bank)、北フィジー海盆 (North Fiji Basin) 及び南東地域の3つのエリアについて単独で提出
			4月 21日	ソロモン諸島との共同提出 (ソロモン諸島の欄を参照)
			4月 21日	ソロモン諸島及びバヌアツとの共同提出 (ソロモン諸島の欄を参照)
6	バヌアツ	2009年	4月 21日	ソロモン諸島及びフィジーとの共同提出 (ソロモン諸島の欄を参照)
			8月 10日	マシュー島及びハンター島を基点として延長申請を行う意思を表明
7	ガンビア	2009年	5月 4日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
8	パプアニューギニア	2009年	5月 5日	南太平洋エリアのオーリピック海膨 (Aauripik Rise) 及びムサウ海嶺 (Mussau Ridge) の2つのエリアについて提出
9	ミクロネシア	2009年	5月 5日	南太平洋エリアのオーリピック海膨 (Aauripik Rise) 及びムサウ海嶺 (Mussau Ridge) の2つのエリアについて提出
10	メキシコ	2009年	5月 6日	メキシコ湾の東側エリアについて申請する意思を表明。 (メキシコは、2011年12月19日に本申請を提出了。)

11	モーリシャス	2009年	5月6日	インド洋のチャゴス諸島（Chagos Archipelago）沖合エリアについて提出。同諸島について英国と係争中である旨述べられている。
12	タンザニア	2009年	5月7日	隣国ケニア及び相対国セーシェルの境界線と、タンザニアのインド洋沖合の200海里線及び350海里線によって囲まれるエリアを潜在的な延長大陸棚として提出。ケニア、セーシェルとの合意文書も添付されている。
13	カーボヴェルデ	2009年	5月7日	大西洋の西アフリカ沖合にあるケーン海山（Kane Seamount）及びネヴァ海峡（Neva Seachannel）の2つのエリアについて提出
14	フランス	2009年	5月8日	南西太平洋の仏領ポリネシア及びウォリス・フツナ諸島についての情報提出
14			5月8日	カナダのニューファンドランド島沖合のサンピエール島及びミクロン島についての情報提出。カナダが口上書を提出している。
15	トーゴ	2009年	4月2日	ベナンとの共同提出（上記のベナンの欄を参照）
15			5月8日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出
16	チリ	2009年	5月8日	チリ本土（タイタオ半島）を基点とするエリア、太平洋の島々を基点とする複数のエリアについて延長大陸棚の情報を提出。南極エリアについては後の段階でチリの立場を知らせる旨述べている。ペルーが口上書を提出している。
17	セーシェル	2009年	5月8日	インド洋のアルダ布拉群島エリアに関する情報を提出
18	ギニアビサウ	2009年	5月8日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
19	中国	2009年	5月11日	中国本土から沖縄トラフへの延長についての情報を提出。日本が口上書を提出している。
20	スペイン	2009年	5月11日	大西洋のカナリア諸島を基点とした延長大陸棚についての情報を提出。モロッコが口上書を提出している。
21	コスタリカ	2009年	5月11日	太平洋のココス島からの延長大陸棚に関する情報を提出。ニカラグアが口上書を提出している。
22	韓国	2009年	5月11日	日韓共同開発エリア（東シナ海）について情報を提出。日本が口上書を提出している。
23	ギニア	2009年	5月11日	大西洋側への延長大陸棚に関する情報を提出。
24	カメルーン	2009年	5月11日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。隣国の赤道ギニアが口上書を提出している。

25	モザンビーク	2009年	5月11日	モザンビーク海峡からインド洋にかけての延長大陸棚に関する情報を提出
26	コンゴ民主共和国	2009年	5月11日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。アンゴラが口上書を提出している
27	ニュージーランド (トケラウ)	2009年	5月11日	トケラウ諸島の東西を横切るロビー海嶺 (Robbie Ridge) に沿って延長する大陸棚について情報を提出
28	モーリタニア	2009年	5月11日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロッコが口上書を提出している。
29	セネガル	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
30	シエラレオネ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
31	ガボン	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
32	ブルネイ	2009年	5月12日	北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南シナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出
33	コンゴ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
34	アンゴラ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
35	キューバ	2009年	5月12日	キューバは、6月1日に本申請（メキシコ湾東側エリアに関する申請）を提出した。メキシコと米国が口上書を提出している。
36	ガイアナ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
37	バハマ	2009年	5月12日	ブレーク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延長する大陸棚に関する情報を提出
38	サントメ・プリンシペ	2009年	5月13日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
39	赤道ギニア	2009年	5月14日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
40	コモロ	2009年	6月2日	延長申請を行う意思を表明
41	ニカラグア	2010年	4月7日	カリブ海沖合への延長大陸棚に関する情報を提出

4. セミナーおよび専門家会議「大陸棚延長に伴う課題－今後の大陸棚における資源開発に向けて－」の開催

4.1 開催目的

国連海洋法条約に基づき 200 海里以遠に大陸棚を設定できれば、海底資源に対する沿岸国の管轄権の及ぶ範囲が拡大するので、大陸棚延長は沿岸国にとって重要な意味を持つため、世界の多くの沿岸国が同条約に基づき大陸棚延長申請を行っており、現在までに 60 件を超える申請が CLCS に提出され、このうち 18 件について委員会の勧告が発出されている。今後、ますます多くの勧告が出され、延長大陸棚を獲得する国が増える見通しだが、今後の大陸棚の開発に向けて多くの課題が残されていることから、標記セミナーを開催することとした。

4.2 セミナーの概要

(1) 開催日時

平成 25 年 1 月 10 日（木）13：30-17：00

(2) 開催場所

東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 2 階 大会議室

(3) 主催

海洋政策研究財団

(4) 助成

日本財団

(5) 参加者

150 名

(6) プログラム

13:30 開会

13:40-15:00 第 1 セッション：大陸棚における資源開発の法的枠組み

13:40-13:45 講演者紹介

座長： 林 司宣氏

早稲田大学名誉教授

海洋政策研究財団特別研究員

13:45-14:45 延長大陸棚の法的枠組み：資源の探査、開発、
規制に向けて

講演者： ジョアンナ・モソップ氏

ヴィクトリア大学ウェリントン校法科大学院
上級講師

14:45-15:00 質疑応答・議論

15:00-15:20 休憩

15:20-17:00 第2セッション：今後の大陸棚における資源開発に向けて

15:20-15:25 講演者紹介

座長：林 司宣氏

15:25-16:05 マレーシアから見た南シナ海の地質と海底資源

講演者：マズラン・マドン氏
マレーシア石油公社（PETRONAS）首席地球
科学研究官
CLCS委員

16:05-16:45 日本の大陸棚における海底資源開発に向けて

講演者：浦辺 徹郎氏
東京大学大学院理学系研究科教授
CLCS委員

16:45-17:00 質疑応答・議論

17:00 閉会

17:15-18:45 レセプション

(7) 講演の概要および質疑応答（講演資料は附録6に掲載）

第1セッションでは、延長大陸棚における資源開発の法的枠組みについて、国連海洋法条約の専門家であるジョアンナ・モソップ氏よりご講演いただいた。モソップ氏より、①沿岸国は、延長大陸棚にある資源に対し主権的権利を有するが、上部水域は公海であることから、公海自由の原則との間で様々な問題が生じうる、②上部水域における他国の権利及び自由について規定する条約第78条があるにもかかわらず、実際には、沿岸国が自国の延長大陸棚における、他の活動（採掘、漁業、科学的調査、生物探査等）に対して取り得る規制について、いかにしてバランスをとったものにしていくかが重要となる旨の指摘がなされた。

第2セッションでは、海底資源の専門家より、具体的な海域ごとの地質学的特徴及び資源ポテンシャル等についてご講演いただいた。

マズラン・マドン氏からは、南シナ海の海底の地質的特徴はテクトニクス的発展と関係があり、北部エリアと南部エリアではその生成過程の違いから海底地形が異なっていること、南シナ海におけるこれまでの資源探査・開発は石油とガスに限られていること等についてご説明いただいた。

浦辺徹郎氏からは、日本周辺の海底には、さまざまな地質構造がある結果、海底熱水鉱床、コバルトリッチ・マンガンクラストおよびマンガン団塊といった海底鉱物資源につい

て高い資源ポテンシャルが認められているので、詳細な探査を引き続きしていく必要があること等についてご説明いただいた。

講演の後の質疑応答では、様々な質問が提起され、活発な議論が展開された。

4.3 専門家会議

(1) 開催日時

平成 25 年 1 月 11 日（金）10：00-12：00

(2) 開催場所

東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 2 階 第 8 会議室

(3) 主催

海洋政策研究財団

(4) 助成

日本財団

(5) 参加者

19 名

(6) 会議の概要

上記のセミナーでの講演の内容を踏まえ、大陸棚に関する専門家が参加し、さらに詳細な議論が行われた。ジョアンナ・モソップ氏より、ニュージーランドの例として、延長大陸棚における海底資源開発に向けた動きとして、海底開発における環境影響評価の実施に関する法律が整備されたこと等が述べられた。これを踏まえ、参加者からは、ニュージーランドが今後、第 76 条 8 項に基づき国連事務総長に海図等の情報を寄託するためにはどのような国内手続が必要かといった論点が提起され、条約の国内的実施の重要性を具体的に検討することができ、活発な議論が行われた。

4.4 成果

本セミナーを通じ、CLCS が採択した勧告に基づき、延長大陸棚の範囲を画定する過程において、沿岸国は、延長大陸棚における海底資源の開発及び利用に向けた様々な問題に直面することが予想されることから、国連海洋法条約関連規定の更なる検討を踏まえた国内法制の整備が必要なことが明らかとなった。また、今回、具体的な例として、日本周辺海域と南シナ海における資源の賦存状況について、専門家より紹介いただいた結果、探査・開発に向けて引き続き詳細な調査が必要であることが指摘された。

本セミナーの講演概要については、当財団ホームページにも掲載し、大陸棚に関心のある方々に理解を深めてもらう機会を提供している。

セミナーの様子



林座長



会場の様子



第1セッション

(モソップ氏)



第2セッション

(左：マدون氏、右：浦辺氏)



座長と講師陣



質疑応答の様子

5. 海外調査の概要

5.1 第 29 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

5.1.1 目的

今次出張は、3月19日から4月27日まで6週間にわたって開催された、大陸棚限界委員会（CLCS）第29回会合において、我が国の大陸棚延長申請に対する勧告案の協議についての最新情報を収集すると共に、関係者との意見交換を行ない、今後の大陸棚に係る諸問題の調査研究に資することを目的とした。

我が国の申請に対する勧告案の協議は、2011年8月に開催された第28回会合から継続され、今次会合において勧告が採択された。また、バルバドスの再申請、仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請並びにベンハムライズに係るフィリピンの申請の勧告案の協議が行われ、両申請の勧告が採択された。

さらに、ウルグアイ及びクック諸島の申請は、それぞれの小委員会において審査が継続された。新たに提出されたガイアナ及びメキシコの申請について、各代表団よりプレゼンテーションが行われ、委員会はそれぞれの申請に対する取り扱いを決定した。

今次会合は、第3期大陸棚限界委員会委員が参加する最後の会合となった。

5.1.2 調査期間等

(1) 会議名

第29回大陸棚限界委員会 (The twenty ninth session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)

(2) 開催日及び開催場所

2012年3月19日（月）～4月27日（金）

米国ニューヨーク市 国際連合本部

(3) 行程

4月4日（水） 成田 11:00 発 NH010 ニューヨーク 10:45 着

4月4日（水）

↓ 第29回 CLCS における我が国の申請支援及び情報収集

4月27日（金）

4月28日（土） ニューヨーク 12:30 発 NH009

4月29日（日） 成田 15:25 着

5.1.3 概要

本概要是、第29回大陸棚限界委員会に関する委員長ステートメント（CLCS/74）に基づき作成した。

(1) CLCS 委員長による第 29 回会合開会の辞

第 28 回会合の委員長代行のパク委員（韓国）は、平成 24 年 4 月 9 日に第 29 回会合の全体委員会を開会した。委員会は、3 月 29 日にあまりにも早くブラジルで逝去されたアルバカーキ前委員長に敬意を表し、一分間の黙とうを捧げた。

海事海洋法課課長による声明

国連事務局タラセンコ海事海洋法課長（以下、タラセンコ課長という）は、法律顧問の代理として簡潔な声明を述べた。声明において、故アルバカーキ委員の多大なる貢献を想起し、国連海洋法条約（以下、条約という）の効率的な遂行における委員会の重要な役割を強調した。

(2) 委員長の選出

CLCS 手続規則に従い²¹⁰、委員会は、アルバカーキ委員の残りの在任期間の新たな委員長にカレラ委員（メキシコ）をコンセンサスで選出した。

(3) 議題の採択

委員会は議題案について審議し、これを採択した。

(4) 作業予定について

委員会は、委員長によって説明された作業計画及び協議日程を承認した。

(5) バルバドスによる再申請について

小委員会の報告

バルバドス小委員会のラジャン委員長は、委員会に対し、小委員会が会期間に申請の審査を継続し、第 28 回継続会合において 12 月 5 日から 9 日及び第 29 回会合において 3 月 26 日から 4 月 5 日にかけて会合を開催したと報告した。彼はまた、バルバドス代表団が小委員会の見解及び全般的な結論についてのプレゼンテーションを聞く権利を行使しないことを決定したと委員会に報告した。小委員会は 4 月 2 日までに勧告案をコンセンサスで採択し、同日、委員会に提出した。

²¹⁰ CLCS 手続規則

Rule 15 Replacement of officers

If any of the officers of the Commission ceases to be, or declares his or her inability to continue serving as, a member of the Commission, or for any reason is no longer able to act as an officer, a new officer shall be elected for the unexpired term of his or her predecessor.

勧告案の審査について

4月9日に小委員会の委員長は委員会に対し、2011年7月25日にバルバドスより提出された再申請に関する勧告案を紹介した。4月10日にナース氏率いるバルバドス代表団は、CLCS手続規則附属書III規則15（1bis）²¹¹に従い、委員会に対しプレゼンテーションを行った。バルバドスは特に、再申請に関する小委員会の結論に合意していることに言及した。

委員会は、非公開で会合を継続した。4月13日に勧告案及び代表団によるプレゼンテーションの協議の後、バルバドスの再申請に対する勧告をコンセンサスにより採択した。条約附属書II第6条3項²¹²に従い、要約を含む勧告²¹³は、4月17日に沿岸国及び国連事務総長に提出された。

(6) 日本の申請について

勧告案の審査について

委員会は、第28回会合で小委員会より紹介された勧告案の審査を再開した。四国海盆海域について、委員会は日本の大陸棚に定則線を超えた全海域を含めることに同意しなかったため。勧告案は修正された。

九州パラオ海嶺南部海域について、委員会は第24回会合の決定²¹⁴に従い、小委員会が申請の全海域について勧告案を作成したことに言及した。また委員会は、同決定

²¹¹ CLCS手続規則附属書III

VI. Participation by coastal State representatives in the proceedings

15. Definition of relevant proceedings

1 bis. After the subcommission presents its recommendations to the Commission, and before the Commission consider and adopts the recommendations, the coastal State may make a presentation on any matter related to its submission to the plenary of the Commission, if it so chooses. For that presentation, the coastal State may be allowed up to half a day. The coastal State and the Commission shall not engage in discussion on the submission or its recommendations at that meeting. After the presentation made by the coastal State, the Commission shall consider the recommendations in private, without the participation of the representatives of the coastal State.

²¹² 国連海洋法条約附属書II

第6条3項 委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出する。

²¹³ CLCS手続規則附属書III

Recommendations prepared by the subcommission

11. Formation of the recommendations

3. The recommendations prepared by the subcommission shall include a summary thereof, and such summary shall not contain information which might be of a confidential nature and/or which might violate the proprietary rights of the coastal State over the data and information provided in the submission. The Secretary-General shall make public the summary of the recommendations upon their approved by the Commission.

²¹⁴ 第24回会合委員長報告（CLCS/64 パラグラフ26）

Taking into account the communications addressed to the Secretary-General received in relation to the submission, namely a note verbale from China dated 6 February 2009; a note verbale from the Republic of Korea dated 27 February 2009; a note verbale from China dated 24 August 2009, and notes verbales from Japan dated 25 March 2009 and 26 August 2009, as well as the views expressed in the presentation by Japan of its submission at the twenty-third session, the Commission decided to instruct the Subcommission to proceed with the consideration of the full submission of Japan. The Commission decided, however, that it shall not take action on the part

により委員会が決定するまでこれらの勧告案の特定海域において手段を講じないことを再確認した。委員会は、日本、中国及び韓国より受領した最新の口上書を含め、日本、中国、パラオ、韓国及び米国から提出された全口上書を考慮に入れた。

委員会は、九州パラオ海嶺南部海域に係る勧告部分に手段を講じるかについて正式な投票に取り掛かった。これは、実質事項 (a matter of substance) もしくは手続事項 (a matter of procedure) であるかどうかの問題に応答するため、委員長は実質事項であると決定し、3分の2の多数を要求した。この決定は3分の2の多数に至らず、その後、賛成8票、反対7票、棄権1票の単純多数により支持された。委員会は、投票方法について協議し、CLCS手続規則38²¹⁵に従うことを決定した。

その後、委員会は「九州パラオ海嶺南部海域に係る勧告案に手段を講じる」提案について投票を行った。提案は、16人の委員のうち、賛成5票、反対8票、棄権3票で3分の2の多数を獲得できなかった。委員会は、口上書が言及している問題が解決するまで九州パラオ海嶺南部海域に係る勧告に手段を講じる立場にないと見なした。

勧告の採択

委員会は、4月19日に日本の申請に対する勧告をコンセンサスにより採択した。条約附属書II第6条3項に従い、要約を含む勧告は、4月26日に沿岸国及び国連事務総長に提出された。

(7) 仏領アンティル及びケルゲレン諸島海域に係るフランスの申請の審査について

小委員会の報告

ジャファー小委員会委員長は、委員会に対し、小委員会が第28回継続会合において2011年11月28日から12月9日及び第29回会合において2012年3月19日から4月5日にかけて審査を継続したと報告した。この期間に、小委員会は申請についての見解及び質問を伝達し、プレゼンテーションを行うため、フランス代表団と会合を開催した。小委員会の申請の審査の過程において、代表団は文書で構成された追加資料を提供し、小委員会に対し多くのプレゼンテーションを行った。

CLCS手続規則附属書III規則10.3²¹⁶に従い、小委員会は代表団に対し見解及び全般的な結論についてのプレゼンテーションを行った。その後小委員会は勧告案を仕上げ、3月23日にコンセンサスで採択し、4月5日に委員会へ提出した。

of the recommendations prepared by the Subcommission in relation to the area referred to in the notes verbales mentioned above, until the Commission decides to do so.

²¹⁵ CLCS手続規則

Rule 38 Method of voting

The Commission shall normally vote by a show of hands, except as provided for in rule 40.

²¹⁶ CLCS手続規則附属書III

IV. Main scientific and technical examination of the submission

10 Additional data, information or advice

3 At an advanced stage during the examination of the submission, the subcommission shall

勧告案の審査について

4月9日に小委員会の委員長及び委員は、委員会に対し仏領アンティル及びケルゲレン諸島海域に係るフランスの申請に対する勧告案を紹介した。CLCS手続規則附属書III規則15(1bis)に従い、4月11日にジャルマーシュフランス海洋事務局長(代表団団長)率いるフランス代表団がロースト首席地球物理研究官と共に、委員会に対し、申請についてプレゼンテーションを行った。

小委員会の作成した勧告案及び代表団によるプレゼンテーションについて審査を行い、委員会は、4月19日に仏領アンティル及びケルゲレン諸島海域に係るフランスの申請に対する勧告をコンセンサスにより採択した。条約附属書II第6条3項に従い、要約を含む勧告は、4月27日に沿岸国及び国連事務総長に提出された。

(8) ウルグアイの申請の審査について

小委員会の報告

チャールズ小委員会委員長は、小委員会の作業の進捗状況を報告した。2011年12月5日から9日の第28回継続会合において、小委員会はウルグアイ代表団と2回会合を開催した。代表団は、申請に最新の情報を加えるため、新たなデータ及び資料を提出すると通知した。小委員会は、第29回会合において2012年3月19日から4月5日及び4月23日から27日に審査を継続し、次期委員会に移行するため作業を終了した。これに関する委員会からの要請により、小委員会は全体委員会において審査の状況についてプレゼンテーションを行った。第29回会合において、小委員会は提案された最新情報を含む申請に関する新たなデータ、調査及び分析の提出を示す予定表を提供するようウルグアイに要請した。小委員会は、最新情報を含む申請の提出について、暫定的な予定を受領した。また小委員会は、今後の作業計画について協議し、2012年8月13日から24日に次回会合を開催することを決定した。

(9) ベンハムライズに係るフィリピンの申請の審査について

小委員会の報告

アヲシカ小委員会委員長は、委員会に対し小委員会が申請の審査を継続し、第28回継続会合において2011年12月5日から9日及び第29回会合において2012年3月26日から4月5日に会合を開催したと報告した。小委員会は、フィリピン代表団と会合を開き、CLCS手続規則附属書III規則10.3に従い、代表団に対し見解及び全般的な結論についてのプレゼンテーションを行った。4月2日に小委員会は勧告案をコンセンサスで採択し、同日、委員会へ提出した。

invite the delegation of the coastal State to one or several meetings at which it shall provide a comprehensive presentation of its views and general conclusions arising from the examination of part or all of the submission.

勧告案の審査について

4月9日に小委員会の委員長及び委員は、委員会に対しベンハムライズに係るフィリピンの申請に対する勧告案を紹介した。CLCS手続規則附属書III規則15(1bis)に従い、4月12日にカバクトゥラン国連代表部全権大使率いるフィリピン代表団が委員会に対し、小委員会の限界画定に同意する旨をプレゼンテーションにおいて強調した。

勧告の採択

委員会はその後、非公開で会合を継続した。小委員会の作成した勧告案及び代表団によるプレゼンテーションについて審査を行い、委員会は、4月12日にベンハムライズに係るフィリピンの申請に対する勧告をコンセンサスにより採択した。条約附属書II第6条3項に従い、要約を含む勧告は、4月17日に沿岸国及び国連事務総長に提出された。

(10) マニヒキ海台に係るクック諸島の申請の審査について

小委員会の報告

小委員会のカレラ委員長は、委員会に対し、小委員会は第28回会合において2011年8月29日から9月2日に会合を開催したと報告した。小委員会はまた、第29回会合において全体委員会後の4月23日から27日に会合を開催した。小委員会は代表団と2012年4月24日及び26日に2回会合を開催し、小委員会及び代表団は申請に関する事項についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションにおいて、代表団は小委員会の推奨に従い、公表されている入手可能な出所から追加データを入手したことについて言及した。これらのデータの分析の結果、クック諸島は申請の一部海域における定則線及び200海里を超えた大陸棚の外側の限界線を修正した。小委員会は、委員会に最初の申請の修正を提示することを決定した。

また小委員会は、今後の作業計画について協議し、2012年8月13日から17日に次回会合を開催することを決定した。

(11) 他の申請の審査について

(a) ガイアナの申請について

2011年9月6日に提出されたガイアナの申請について、2012年4月11日にロドリゲス=バーケット外務大臣（代表団長）、デニソンガイアナ地質・鉱物委員会石油部門長及びジョージ在スリナム大使より委員会に対し、プレゼンテーションが行われた。またガイアナ代表団には、ハーパー外務省局長、タルボット国連代表部全権大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は、以下の通り。

- ① カレラ委員（メキシコ）及びヒンツ前委員（ドイツ）が申請に対し科学的・

技術的助言を行っている。

- ② 2012年3月9日付ベネズエラからの口上書にガイアナが4月4日付口上書において申請について応答していることに関連して、申請の外側の限界の何れの部分の審査に影響する領土紛争及び海洋境界紛争・論争は存在しない。また、申請は、海洋境界画定に影響を及ぼさない。

委員会は非公開で会合を継続し、申請の審査について、口上書及び代表団のプレゼンテーションを考慮し、条約²¹⁷及びCLCS手続規則²¹⁸に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。また委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

(b) メキシコ湾東岸に係るメキシコの申請について

²¹⁷ 国連海洋法条約附属書 II

第5条 委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する7人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国のある委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を要する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自国の代表を投票権なしで参加させることができる。

²¹⁸ CLCS手続規則

Rule 42 Subcommissions

1. If, in accordance with article 5 of Annex II to the Convention, the Commission decides to establish a subcommission for the consideration of a submission, it shall:
 - (a) Identify any members of the Commission who are defined as ineligible, in accordance with article 5 of Annex II to the Convention, i.e. nationals of the coastal State making the submission and members who have assisted the coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation;
 - (b) Identify any members of the Commission who may, for other reasons, be perceived to have a conflict of interest regarding the submission, e.g., members who are nationals of a State which may have a dispute or unresolved border with the coastal State;
 - (c) Through informal consultations among the members of the Commission, nominate candidates for the subcommission other than those identified in subparagraph (a), taking into account the factors regarding the members identified in paragraph (b), and the specific elements of the submission as well as, to the extent possible, the need to ensure a scientific and geographical balance; and
 - (d) Appoint from among the nominated candidates seven members of the subcommission.
 2. The term of a subcommission shall extend from the time of its appointment to the time that the submitting coastal State deposits, in accordance with article 76, paragraph 9, of the Convention, the charts and relevant information, including geodetic data, regarding the outer limits for that part of the continental shelf for which the submission was originally made.
 3. A member of the Commission can be appointed to be a member of more than one subcommission. Members of the Commission identified under subparagraph 1 (a) have the right to participate as members in the proceedings of the Commission concerning the said submission. Such members, by prior consultation and agreement within the subcommission, may be invited to participate in the proceedings of the subcommission on specific issues concerning the said submission without the right to vote.
- Rule 51 Consideration of the submission
- 4 ter. The submissions shall be queued in the order they are received. The submission next in line shall be taken for consideration by a subcommission only after one of the three working subcommissions presents its recommendations to the Commission.

カズミン副委員長は、委員会の 2011 年 12 月 19 日に提出されたメキシコの申請の議事進行において、議長を務めた²¹⁹。2012 年 4 月 12 日にダガー外務省法律顧問（代表団長代理）及び他のメンバーにより委員会に対し、プレゼンテーションが行われた。

プレゼンテーションの要点は、以下の通り。

- ① カレラ委員（メキシコ）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ② メキシコは、近隣沿岸国であるキューバ及び米国と協議を行い、申請の外側の限界の何れの海域でも審査に影響を及ぼす領土紛争もしくは海洋境界紛争は存在しない。申請の審査に反対する口上書は提出されず、申請は海洋境界画定に影響を及ぼさない。

委員会は非公開で会合を続け、条約及び CLCS 手続規則に従い、将来の会合において小委員会を設置することをコンセンサスにより決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、小委員会を設置することを決定した。

(12) 機密委員会委員長の報告

機密委員会のクロッカー委員長は、第 28 回会合より委員会の会合を要請する事案はなかったと報告した。

(13) 編集委員会委員長の報告

編集委員会のジャファー委員長は、第 29 回会合において会合を開催しなかったと報告した。

(14) 科学的・技術的助言委員会委員長の報告

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、科学的・技術的助言の正式な要請を受領しなかったと報告した。委員会は、第 29 回会合において 1 回会合を開催し、オマーンからの会合の要請を含む内容について権限内で協議した。関連して、委員会は要請があれば、沿岸国に科学的・技術的助言を提供する用意があることを再確認した。

2012 年 4 月 23 日に委員会のカレラ委員長及び科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、ラシッド=アル=アラウィ外務省大陸棚及び海事事務局長並びにオマーンの他の代表者と会い、委員会による科学的・技術的助言の提供に係る CLCS 手続規則について概要を伝えた。オマーンの代表者は、キャパシティー・ビルディングの必要性を強調し、以前地域レベルで事務局によって行われた申請の準備についての 5 日間トレーニングコースに关心を示した。

²¹⁹ カレラ委員長は、メキシコの申請に対し科学的・技術的助言を行っているため、公平性を遵守した。

(15) トレーニング委員会委員長の報告及び他のトレーニングについて
トレーニング委員会のカレラ委員長は、第 29 回会合において会合を開催しなかったと報告した。

(16) 国連海洋法条約第 76 条及び附属書 II 以外の規定の解釈の問題に関する助言を求める体系について

委員会は、第 28 回会合で協議された本議題について検討した。法律顧問より助言を求める提案は取り下げられ、委員会は、この議題についてさらに検討しないことを決定した。

(17) その他

記念会合

委員会は、故アルバカーキ委員の思い出に感謝をするため 2012 年 4 月 13 日に非公式に会合を開催した。会合には、ヴィオッティブラジル国連代表部全権大使及び他のブラジル代表が出席した。ヴィオッティ大使、委員会委員長及び副委員長並びに国連海事海洋法課課長及びスタッフより、アルバカーキ委員の生涯及び業績に感謝の意を表する声明が行われた。

第 22 回締約国会合へのプレゼンテーション

委員会は、全委員に協議の上、第 22 回締約国会合において委員会の作業についてのプレゼンテーションを委員長が作成することに合意した。

信託基金

タラセンコ課長は、大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加のための信託基金の状況について、委員会に概要を伝えた。第 28 回会合において、6 名の委員会委員が受けた支援は約 109,500 ドルであり、5 名の委員は第 27 回継続会合において支援を受け、約 38,000 ドルであったことが述べられた。

また、第 28 回会合において、中国より 20,000 ドル、コートジボワールより 375 ドル、日本より 211,260 ドル及びメキシコより 7,500 ドルの出資があったことが述べられた。暫定会計報告によると、2012 年 1 月末の残高は約 809,640. 17 ドルである。

タラセンコ課長は、申請の準備を促進するための信託基金の状況について、概要を伝えた。第 28 回会合において、事務局はコートジボワールより 375 ドルの出資を受けた。暫定会計報告によると、2011 年 12 月末の残高は約 1,229,000 ドルである。

新たな小委員会の設置について

2012年6月15日に現委員の任期が満了し、6月の第22回締約国会合において選挙が実施されるため、委員会は現時点で新たな小委員会を設置しないことを決定した。

委員会は、申請の受領の際の声明の内容により延期されている審査待ちの列の先頭のいくつか申請の審査について言及した。委員会は、少なくとも一件については、申請の審査の延期の状況は長く続かないことについて言及した。しかしながら、小委員会の設置及び申請の審査を進めるためには、沿岸国からの正式な書簡が必要であるとの立場をとった。

委員会の作業量について

委員会は、様々な機会に作業量の問題について検討し、未だ今後の作業についての最重要問題と看做していることに言及した。委員会は、締約国会合及び締約国会合議長団によって進行される非公式ワーキング・グループに対し、この問題について行ったプレゼンテーション式を次期委員会へ伝達することを決定した。また委員会は、作業量の問題は、次回会合における全体委員会の議題に含めるべきであると推奨した。

今後の会合日程について

委員会は、国連総会決議 66/231²²⁰に従い、第30回会合は2012年7月30日から8月10日まで開催されることを確認した。これに加えて、第30回会合の全体委員会に引き続き、クック諸島小委員会は8月13日から17日まで、ウルグアイ小委員会は8月13日から24日まで会合を開催する。

引き続いて行われる会合の日程は、「委員会は事務局と協力し、5年間において、委員会が最も効率的であると決定した方法において、最低21週間及び最大26週間まで、2会期を連続することなくニューヨークで会合を開催する」との締約国会合の要請²²¹を考慮に入れ、次回全体委員会で協議する。

²²⁰ A/RES/66/231

66. Approves the convening by the Secretary-General of the twenty-ninth and thirtieth sessions of the Commission, in New York from 19 March to 27 April 2012 and from 30 July to 10 August 2012, respectively, with full conference services, including documentation, for the plenary parts of these sessions, as well as any resumed twenty-ninth and thirtieth sessions as may be required by the Commission, and requests the Secretary-General to make every effort to meet these requirements within overall existing resources, on the understanding that the following periods of the twenty-ninth session will be used for the technical examinations of submissions at the Geographic Information System laboratories and other technical facilities of the Division: 19 March to 5 April 2012 and 23 to 27 April 2012;

²²¹ SPLOS/229

1. Requests the Commission to consider, in coordination with the Secretariat, in addition to those measures provided for in subparagraphs (a) to (f) of paragraph 1 the decision of the twentieth Meeting of States Parties (SPLOS/216), as from 16 June 2012, within the existing resources made available to the Secretariat, that the Commission, and its subcommissions meeting simultaneously as far as possible, meet in New York for up to 26 weeks but not less than

謝辞

委員長は、過去 5 年間における支援、勤労及び献身に対し、委員会の委員に謝意を表明した。委員会の委員は、委員長に対し、本会合における熟練したリーダーシップ並びに現在及び前期における委員会の作業への貢献に謝意を表明した。委員会は、国連海事海洋法課による高い水準の事務局業務に謝意を表明した。委員会は、過去 5 年間において委員会に対し支援を行った事務局の他の職員に謝意を表明し、特に国連公用語の専門的に高度な通訳及び会議場職員の支援に言及した。

5.2 第 30 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

5.2.1 目的

7 月 30 日から 8 月 24 日まで 4 週間にわたって開催された大陸棚限界委員会（CLCS）第 30 回会合では、6 月の第 22 回国連海洋法条約締約国会合において選出された第 4 期 CLCS 委員が初めて一堂に会し、様々な議論が行われた。今次出張は、申請を迅速に処理していくための対応について、最新情報を収集すると共に関係者との意見交換を行い、今後の大陸棚に係る諸問題の調査研究に資することを目的とした。

今次会合では、7 名ずつの 3 つのグループを構成し、1 つのグループが 2 件の申請を審査する固定制の導入が決定された。前回会合から審査が継続しているウルグアイ及びクック諸島の小委員会は、第 4 期委員により欠員が補充の上再編成され、それぞれの小委員会において審査が継続された。さらに、新たに提出されたタンザニアの申請について、代表団よりプレゼンテーションが行われ、委員会は申請に対する取り扱いを決定した。

5.2.2 調査期間等

(1) 会議名

第 30 回大陸棚限界委員会 (The thirtieth session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)

(2) 会議の開催日及び開催場所

2012 年 7 月 30 日（月）～8 月 24 日（金）

米国ニューヨーク市 国際連合本部

(3) 行程

7 月 28 日（土） 成田 11:00 発 NH010 ニューヨーク 10:45 着

7 月 30 日（月）

↓ 第 30 回 CLCS における情報収集

an intended minimum of 21 weeks a year for a period of five years, distributed in such a way that the Commission determines to be the most effective, and that no two sessions be sequential;

8月17日（金）

8月18日（土） ニューヨーク 12:30 発 NH009

8月19日（日） 成田 15:25 着

5.2.3 概要

本概要是、第30回大陸棚限界委員会に関する委員長ステートメント(CLCS/76)に基づき作成した。

(1) 第30回会合開会の辞

国連事務局法務局タラセンコ海事海洋法課長（以下、タラセンコ課長）は、第30回会合を開会した。

海事海洋法課課長による声明

タラセンコ課長は、法律顧問の代理として簡潔な声明を述べた。何よりも、故アルバカーキ委員及び故玉木委員の委員会の作業への偉大な貢献に立ち返った。彼はまた、2012年が委員会の15周年記念及び国連海洋法条約の署名開放30周年記念を祝う象徴的な重要性を強調した。

(2) CLCS委員による宣誓

CLCS手続規則に従い²²²、委員会の委員は宣誓を行い、署名した文書をタラセンコ課長に手渡した。

(3) 委員長の選出

国連事務総長の代理として、タラセンコ課長はアヲシカ委員（ナイジェリア）を新たに委員会の委員長として選出した。CLCS手続規則に従い²²³、委員長は、2年半の任期で選出され、再選されることができる。

(4) 議題の採択

委員会は議題案について審議し、修正の上これを採択した。

²²² CLCS手続規則

Rule 10 Solemn declaration

Before assuming his or her duties, each member of the Commission shall make the following solemn declaration in the Commission: "I solemnly declare that I will perform my duties as a member of the Commission on the Limits of the Continental Shelf honourably, faithfully, impartially and conscientiously."

²²³ CLCS手続規則

Rule 13 Term of office

The officers of the Commission shall be elected for a term of two and a half years. They shall be eligible for re-election.

(5) 副委員長の選出

審議の結果、カレラ委員（メキシコ）、ジャオシュビル委員（グルジア）、パク委員（韓国）及びルースト委員（フランス）が満場一致で副委員長に選出された。CLCS手続規則に従い、副委員長は、2年半の任期で選出され、再選されることができる。

(6) 委員会の作業量について

委員会が、事務局と協力して最も効率的であると定める何れかの方法及び2会期を連続しない日程で、5年間、ニューヨークにおいて21週間を下回ることなく26週間まで会合を開催することを考慮するとした締約国会合からの要請²²⁴について審議した。この関連で、委員会及び小委員会の作業方法に関する多くの提案がなされた。

委員会は、2013年において全体委員会を含め、委員会と小委員会の会合を全21週間とし、7週間ずつの3会期で開催することを決定した。また、21週間のうち4週間を全体委員会に充てることを決定した。

この決定に従い、委員会はさらに以下を決定した。

- (a) 第31回会合は、2013年1月21日から3月8日まで開催する。全体委員会は、国連総会の承認を得て、1月28日から2月1日及び2月25日から3月1日に開催する。
- (b) 第32回会合は、2013年7月15日から8月30日まで開催する。全体委員会は、国連総会の承認を得て、8月12日から16日及び8月26日から30日に開催する。
- (c) 第33回会合は、2013年10月7日から11月22日に全体会合を除いて開催する。

表1：今後の会合日程

会合	会合日程	全体委員会日程
第31回	2013年1月21日～3月8日	1月28日～2月1日 2月25日～3月1日
第32回	2013年7月15日～8月30日	8月12日～16日 8月26日～30日
第33回	2013年10月7日～11月22日	なし

²²⁴ SPLOS/229

1. Requests the Commission to consider, in coordination with the Secretariat, in addition to those measures provided for in subparagraphs (a) to (f) of paragraph 1 the decision of the twentieth Meeting of States Parties (SPLOS/216), as from 16 June 2012, within the existing resources made available to the Secretariat, that the Commission, and its subcommissions meeting simultaneously as far as possible, meet in New York for up to 26 weeks but not less than an intended minimum of 21 weeks a year for a period of five years, distributed in such a way that the Commission determines to be the most effective, and that no two sessions be sequential;

2013年に会期を21週間に増加することに加え、委員会は小委員会の新たな作業計画を採用することを決定した。委員会は、新たに4小委員会を設置し、6小委員会が申請を審査することを決定した。さらにこれらの小委員会の設置において、CLCS手続規則に従い、委員会は既存の小委員会の委員の構成について考慮した。新たな小委員会の委員の任命は、委員会の3グループが2つの小委員会の作業を扱うよう構成する。また委員会は、構成はそれぞれの申請の特性を考慮に入れ、柔軟に対応していくことに合意した。

この決定において、委員会は第30回会合で新たに4小委員会を設置することに合意した。そのうち2小委員会の構成は、既存のウルグアイ小委員会及びマニヒキ海台に係るクック諸島小委員会の委員の構成と同一となる。衡平な3グループを構成するために、委員会は既存の2小委員会の委員の構成において必要な変更を行うことに合意した。そのため委員会は、委員の専門性及び地理的配分と同様、作業量の衡平な分配を考慮に入れた。他の2小委員会の委員の構成は、第3グループとして新たに決定することになった。

委員会は作業計画を再検討し、第31回会合の議題として委員会の作業量を再び含めることを決定した。また委員会は、第22回国連海洋法条約締約国会合での委員会委員の選挙に引き続き、作業量に関する問題を扱うため、委員会によって任命されたワーキング・グループを再構成することを決定した。カレラ委員（メキシコ）、ハワース委員（カナダ）、ハイネセン委員（デンマーク）、マハンジャネ委員（モザンビーク）、ジュグナ委員（ケニア）、オドュロ委員（ガーナ）、パク委員（韓国）、パテリーニ委員（アルゼンチン）及び浦辺委員（日本）がワーキング・グループの中心メンバーとなる。カレラ委員が委員長に任命された。

(7) 作業予定について

委員会は、委員長によって説明された作業計画及び協議日程を承認した。

(8) 小委員会及び他の補助機関の委員の任命について

既存の小委員会の委員の任命

第22回国連海洋法条約締約国会合における選挙の結果、委員会の一部の委員が変更した観点から、現在審査を行っている2小委員会の空席を埋める必要性が生じた。

委員会は、協議の後、ウルグアイ小委員会の空席を埋めるためグルーモフ委員（ロシア）及びハワース委員（カナダ）を任命した。7人目は、後の日程で任命する。ウルグアイ小委員会の構成は、表2のとおり。

表 2：ウルグアイ小委員会

委員長：	チャールズ（トリニダード・トバゴ）
副委員長：	ハワース（カナダ）、ラジャン（インド）
委員：	グルーモフ（ロシア）、カルンギ（カメリーン）、ルー（中国）

クック諸島小委員会の空席を埋めるため、マドン委員（マレーシア）及びマルケス委員（ブラジル）が任命された。新たな作業計画の観点から、CLCS 手続規則の条件に対応するため、委員会は、カルンギ委員（カメリーン）及び浦辺委員（日本）を他の小委員会の委員に任命するため、アヲシカ委員（ナイジェリア）及びハイネセン委員（デンマーク）をクック諸島小委員会に任命することを決定した。クック諸島小委員会の構成は、表 3 のとおり。

表 3：クック諸島小委員会

委員長：	カレラ（メキシコ）
副委員長：	マドン（マレーシア）、オデュロ（ガーナ）
委員：	アヲシカ（ナイジェリア）、ハイネセン（デンマーク）、マルケス（ブラジル）、パク（韓国）

また委員会は、必要があれば既に勧告を発出した小委員会の空席を埋めることを決定した。

新たな小委員会の設置

委員会は、ミャンマー、イエメン、ハットン・ロッコールに係る英国、ハットン・ロッコールに係るアイルランド及びフィジーの申請が列の先頭にあることを確認した。

ミャンマーの申請に関して、委員会は、2012 年 7 月 5 日付国連事務総長宛の口上書において、ミャンマーが国際海洋法裁判所のバングラデシュ・ミャンマー間海洋境界画定に関する紛争（事案番号 16）判決に言及し、遅延なくミャンマーの申請を審査する小委員会を設置するよう要請したことに注目した。委員会は、申請の審査を延期する状況はもはや存在しない例を代表していると念を押した。しかし、委員会はバングラデシュからの公式文書がないため、小委員会を設置する立場にないことを指摘した。その結果、委員会はこの事項において立場の表明を要請するため、バングラデシュ政府へ文書で伝達することを決定した。また委員会は、委員長からミャンマー政府が通知した内容に対する見解をミャンマーへ伝達することに合意した。

イエメン、ハットンロッコールに係る英国、ハットンロッコールに係るアイルランド及びフィジーの申請について、委員会は先の会合での決定を確認した。委員会は、これらの審査を認めることに関する全ての沿岸国の同意が示される発展がないことに

言及し、これらの申請を審査する小委員会の設置をさらに延期することを決定した。また委員会は、これらの申請は審査の順序待ちの列の先頭にあることから、次の小委員会の設置の際に状況を再考することを決定した。

作業量についての決定の観点から、委員会は審査待ちの列の先頭にある 4 件の申請の審査のための小委員会を設置することを決定した。これらは、アルゼンチンの申請、ガーナの申請、アイギル海盆及びレイキャネス海嶺南西海域に係るアイスランドの部分申請及びフェロー諸島北部海域に係るデンマークの部分申請である。

(a) アルゼンチン小委員会について

委員会は、アルゼンチンの申請を審査する小委員会を設置することを決定し、アヲシカ委員（ナイジェリア）、カレラ委員（メキシコ）、オデュロ委員（ガーナ）、パク委員（韓国）、ハイネセン委員（デンマーク）、マドン委員（マレーシア）及びマルケス委員（ブラジル）を委員に任命した。小委員会は会合を開き、カレラ委員を委員長として、オデュロ委員及びパク委員を副委員長として選出した。アルゼンチン小委員会の構成は、表 4 のとおり。

表 4：アルゼンチン小委員会

委員長：	カレラ
副委員長：	オデュロ、パク
委員：	アヲシカ、ハイネセン、マドン、マルケス

(b) ガーナ小委員会について

委員会はガーナの申請を審査する小委員会を設置することを決定し、アシャド委員（パキスタン）、ジャオシュビル委員（グルジア）、ジュグナ委員（ケニア）、マハンジャネ委員（モザンビーク）、パテリーニ委員（アルゼンチン）、ルースト委員（フランス）及び浦辺委員（日本）を委員に任命した。小委員会は会合を開き、ルースト委員を委員長として、ジャオシュビル委員及びジュグナ委員を副委員長として選出した。ガーナ小委員会の構成は、表 5 のとおり。

表 5：ガーナ小委員会

委員長：	ルースト
副委員長：	ジャオシュビル、ジュグナ
委員：	アシャド、マハンジャネ、パテリーニ、浦辺

(c) アイスランド小委員会について

委員会は、アイギル海盆及びレイキャネス海嶺南西海域に係るアイスランドの部分申請を審査する小委員会を設置することを決定し、アシャド委員（パキスタン）、

ジャオシュビル委員（グルジア）、ジュグナ委員（ケニア）、マハンジャネ委員（モザンビーク）、パテリーニ委員（アルゼンチン）、ルースト委員（フランス）及び浦辺委員（日本）を委員に任命した。小委員会は会合を開き、浦辺委員を委員長として、マハンジャネ委員及びパテリーニ委員を副委員長として選出した。アイスランド小委員会の構成は、表 6 のとおり。

表 6：アイスランド小委員会

委員長：	浦辺
副委員長：	マハンジャネ、パテリーニ
委員：	アシャド、ジャオシュビル、ジュグナ、ルースト

(d) デンマーク小委員会について

委員会は、フェロー諸島北側海域に係るデンマークの申請を審査する小委員会を設置することを決定し、チャールズ委員（トリニダード・トバゴ）、グルーモフ委員（ロシア）、ハワース委員（カナダ）、カルンギ委員（カメルーン）、ルー委員（中国）及びラジャン委員（インド）を委員に任命した。小委員会は会合を開き、ラジャン委員を委員長として、ハワース委員及びカルンギ委員を副委員長として選出した。デンマーク小委員会の構成は、表 7 のとおり。

表 7：デンマーク小委員会

委員長：	ラジャン
副委員長：	ハワース、カルンギ
委員：	チャールズ、グルーモフ、ルー

他の補助機関の委員の任命

委員会の補助機関も同様に第 22 回国連海洋法条約締約国会合における委員会委員の選挙に引き続き、再編成が必要となった。委員会は、ハイネセン委員（デンマーク）、ジャオシュビル委員（グルジア）、カルンギ委員（カメルーン）、マルケス委員（ブラジル）及びパク委員（韓国）を機密委員会の委員に任命した。委員会は会合を開き、パク委員を委員長として、カルンギ委員及びマルケス委員を副委員長として選出した。機密委員会の構成は、表 8 のとおり。

表 8：機密委員会

委員長：	パク
副委員長：	カルンギ、マルケス
委員：	ハイネセン、ジャオシュビル

委員会は、グルーモフ委員（ロシア）、ハワース委員（カナダ）、オデュロ委員（ガーナ）、パテリーニ委員（アルゼンチン）及び浦辺委員（日本）を科学的・技術的助言委員会の委員に任命した。委員会は会合を開き、浦辺委員を委員長として、ハワース委員及びパテリーニ委員を副委員長として選出した。科学的・技術的助言委員会の構成は、表9のとおり。

表9：科学的・技術的助言委員会

委員長：	浦辺
副委員長：	ハワース、パテリーニ
委員：	グルーモフ、オデュロ

委員会は、編集委員会を再編成した。アヲシカ委員（ナイジェリア）、カレラ委員（メキシコ）、グルーモフ委員（ロシア）、ハワース委員（カナダ）、ハイネセン委員（デンマーク）、マドン委員（マレーシア）、マルケス委員（ブラジル）、オデュロ委員（ガーナ）、パク委員（韓国）、パテリーニ委員（アルゼンチン）、ラジャン委員（インド）、ルースト委員（フランス）及び浦辺委員（日本）がオープンエンド形式の編集委員会の中心グループを形成する。委員会は会合を開き、ラジャン委員を委員長として、ハワース委員及びパテリーニ委員を副委員長として選出した。編集委員会の中心グループは、表10のとおり。

表10：編集委員会の中心グループ

委員長：	ラジャン
副委員長：	ハワース、パテリーニ
委員：	アヲシカ、カレラ、グルーモフ、ハイネセン、マドン、マルケス、オデュロ、パク、ルースト、浦辺

また委員会は、トレーニング委員会をオープンエンド形式で再編成した。アヲシカ委員（ナイジェリア）、カレラ委員（メキシコ）、チャールズ委員（トリニダード・トバゴ）、ハワース委員（カナダ）、ハイネセン委員（デンマーク）、ジャオショビル委員（グルジア）、カルンギ委員（カメリーン）、ルー委員（中国）、マハンジャネ委員（モザンビーク）、マルケス委員（ブラジル）、ジュグナ委員（ケニア）、オデュロ委員（ガーナ）、パク委員（韓国）、パテリーニ委員（アルゼンチン）、ラジャン委員（インド）及びルースト委員（フランス）がトレーニング委員会の中心グループを形成する。委員会は会合を開き、カレラ委員を委員長として、パク委員及びルースト委員を副委員長として選出した。トレーニング委員会の中心グループは、表11のとおり。

表 11：トレーニング委員会の中心グループ

委員長：	カレラ
副委員長：	パク、ルースト
委員：	アヲシカ、チャールズ、ハワース、ハイネセン、ジャオシュ ビル、カルンギ、ルー、マハンジャネ、マルケス、ジュグナ、 オデュロ、パテリーニ、ラジャン

(9) ウルグアイの申請について

小委員会の報告

チャールズ小委員会委員長は、作業の進捗について報告した。彼は、ハワース委員が副委員長に選出され、ラジャン委員がもう一名の副委員長を継続することを委員会に報告した。第 30 回会合において、小委員会は 2012 年 8 月 8 日から 10 日に会合をもった。会合はチャールズ委員長、ハワース副委員長、グルーモフ委員、カルンギ委員、ルー委員及びラジャン副委員長が参加した。

小委員会は、ウルグアイの申請の状況について協議した。小委員会は、2012 年 7 月 9 日付ウルグアイからの伝達について検討し、第 31 回会合の 2013 年 1 月 21 日から 25 日の週に作業の進捗について最新状況を説明するため、ウルグアイ代表団を招待することを決定した。ウルグアイ代表団がこの機会を辞退する場合は、小委員会の委員は、第 31 回会合の期間をフェロー諸島北側海域に係るデンマークの部分申請の審査に充てる。

(10) マニヒキ海台に係るクック諸島の申請の審査について

小委員会の報告

カレラ小委員会委員長は、作業の進捗について報告した。彼は、マドン委員及びオデュロ委員が副委員長に選出されたことを委員会に報告した。その後、彼はクック諸島の申請の修正に委員会の注意を促すため、申請に関する作業の状況についてプレゼンテーションを行った²²⁵。委員会は、代表団に申請の改訂を公表するため、エグゼクティブ・サマリーの改訂を要請する旨を伝えるよう小委員会に指示した。また委員会は、改訂されたエグゼクティブ・サマリーは安全な形式でハードコピー及び電子コピーの一部ずつの提出で十分であり、CLCS 手続規則附属書 II 及び III²²⁶に関わらず、小委員会はその間、審査を継続することを決定した。

²²⁵ 本年 4 月に開催された第 29 回会合において、クック諸島代表団は、小委員会の推奨に従い、公表されている入手可能な出所から追加データを入手した。これらのデータの分析の結果、申請の一部海域における定則線及び 200 海里を超えた大陸棚の外側の限界線を修正した。

²²⁶ CLCS 手続規則附属書 II

Confidentiality

CLCS 手続規則附属書 III

小委員会は 2012 年 8 月 15 日から 17 日に会合をもった。会合には、アヲシカ委員、カレラ委員長、ハイネセン委員、マドン副委員長、マルケス委員及びオデュロ副委員長が参加した。この間、小委員会は申請の審査を継続した。小委員会は、会期間において個々に申請における作業を継続し、2013 年 1 月 21 日から 25 日及び 2 月 4 日から 8 日にかけて申請の審査を再開することを決定した。また小委員会は、2013 年 2 月 11 日から 15 日にかけて申請の作業を継続する可能性がある。

(11) タンザニアの申請の審査について

2012 年 1 月 18 日に提出されたタンザニアの申請について、委員会に対する申請のプレゼンテーションが 8 月 7 日にティバイジュカ国土、住宅及び移住開発大臣（代表団長）、シャーバンザンジバル革命政府国土、住宅及び鉱物大臣（代表団長代理）並びにムベデタンザニア技術中心グループ議長より行われた。またタンザニア代表団には、多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションの要点は、以下のとおり。

- ① アヲシカ委員（ナイジェリア）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ② 申請海域に紛争はない。タンザニアは、ケニアと 1976 年より領海及び EEZ の境界を大陸棚の外側の限界設定できる合意を締結している。またセーシェルとは、重複の可能性のある海域におけるそれぞれの申請に影響を及ぼさないことを示した了解覚書（MOU）を締結している。

委員会は、非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、タンザニアの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、小委員会を設置することを決定した。

(12) 第 22 回国連海洋法条約締約国会合の報告

カレラ前委員長は、委員会に対し第 22 回国連海洋法条約締約国会合において、声明及びプレゼンテーション並びに委員会に関わる会合の結果について報告した。特に、委員会の作業量に関する代表団の声明を強調した。

タラセンコ課長は、事務局で記録した締約国代表による声明の関連個所について委員会の注意を促した。また彼は、大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加のための信託基金に貢献する旨の締約国による誓約について、委員会に報告した。

委員会は報告事項を考慮し、委員会の作業量の問題を第 23 回国連海洋法条約締約国会合の議事に含めることの重要性を強調した。

(13) 機密委員会委員長の報告

パク委員長は、機密性の問題に関する状況にないが、機密委員会が 2012 年 8 月 7 日に会合をもち、要すれば委員会の指示において会合を開き、権限内で過去の慣行を引き継いでいくこと決定したと報告した。

(14) 編集委員会委員長の報告

ラジヤン委員長は、編集委員会が 2012 年 8 月 7 日に会合をもち、要すれば委員会の指示において会合を開き、権限内で過去の慣行を引き継いでいくこと決定したと報告した。

(15) 科学的・技術的助言委員会委員長の報告

浦辺委員長は、2012 年 8 月 7 日に会合をもち、委員の専門性の情報を収集する観点で委員会委員への質問書を作成することを決定した。情報は、特に沿岸国から科学的・技術的支援の要請があった場合に、適切な専門性をもつ委員を提案する目的に利用する。彼は、委員会に沿岸国を支援する用意があることを強調し、もし必要であれば事務局をとおして正式に支援要請を行うよう推奨した。

(16) トレーニング委員会委員長の報告及びその他のトレーニングについて

カレラ委員長は、新たにトレーニングコースの要請がなかったことを報告した。

(17) その他

アルゼンチンの申請のプレゼンテーション

2009 年 4 月 21 日に提出されたアルゼンチンの申請について、アルゼンチンは第 24 回会合において 2009 年 8 月 26 日に申請のプレゼンテーションを行った。アルゼンチン政府は 2012 年 7 月 5 日付口上書において、最初のプレゼンテーションから時間が経ち、新たに選出された委員会委員の理解促進のため、新たに申請のプレゼンテーションを行う機会を委員会に要請した。

委員会への 2 回目の申請のプレゼンテーションは、2012 年 8 日にエストレメアルゼンチン国連代表部全権大使（代表団長）、アーマス・プフィーター大陸棚限界延長国内委員会コーディネーター並びに大陸棚限界延長国内委員会からコンサルタントのアレグリノ氏、ベーベグリア氏、ダルモー氏、モンテロ氏及びウリエン氏により行われた。またアルゼンチン代表団には、この他ヒンツ元 CLCS 委員を含む科学、法学及び技術顧問が加わっていた。プレゼンテーションの要点は、以下のとおり。

- ① パテリーニ委員（アルゼンチン）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ② 今次会合のプレゼンテーションには、2009 年 4 月 21 日の申請を補足する新たな内容を含んでいるが、外側の限界点は変更していない。

- ③ 2009年8月6日付英国からの口上書に対して権利を留保すると同時に、マルビナス諸島、サウスジョージア諸島、サウスサンドウィッチ諸島並びに付随する島及び海洋海域について述べた第24回会合時の委員会に対するプレゼンテーションにおけるアルゼンチンの立場を強調する。
- ④ 2009年4月21日付口上書に述べたとおり、アルゼンチンは、南緯60度以南の状況を考慮している。CLCS手続規則に従い、南極に付随する大陸棚に係る申請部分に行動をとらないよう委員会に要請する。

委員会は、非公開で会合を続けた。2009年4月21日付アルゼンチン、2009年8月6日付英国、2009年8月19日付米国及び2009年8月24日付ロシアからの口上書を考慮に入れた第24回会合を想起した。またアルゼンチンの最初のプレゼンテーションの後に受領した2009年8月31日付インド、2009年9月30日付オランダ、2009年11月19日付日本及び2012年8月8日付アルゼンチンからの口上書を取上げた。これらの口上書及び代表団による2回のプレゼンテーションを考慮し、委員会は、CLCS手続規則に従い、紛争下にある申請部分を審査及び資格を与えないこと並びに南極に付随する大陸棚に係る申請部分を審査及び資格を与えないよう小委員会に指示することを再確認した。

アルゼンチン小委員会委員長による第30回会合における作業の進捗についての報告

小委員会は、2012年8月8日及び13日から24日までの会合をもった。アヲシカ委員、カレラ委員長、ハイネセン委員、マドン委員、マルケス委員、オデュロ副委員長及びパク副委員長が8月8日の会合に出席した。アヲシカ委員、カレラ委員長、ハイネセン委員、マドン委員、マルケス委員及びオデュロ副委員長は、8月13日から24日までの会合に出席した。小委員会は申請の審査を開始し、アルゼンチン代表団と4回会合をもった。これらの会合において、小委員会は受領した資料について多くの意見を作成し、代表団に最初の一連の質問を提示し、代表団はそれらに対する回答を提出した。小委員会は、2013年2月19日から22日まで及び3月4日から8日まで申請の審査を再開することを決定した。また2013年2月11日から15日の間申請の作業を継続する可能性がある。

ガーナ小委員会委員長による第30回会合における作業の進捗についての報告

ルースト小委員会委員長は、2012年8月10日に作業を開始し、8月13日から17日まで継続したことを委員会に報告した。会合には、アシャド委員、ジュグナ副委員長、マハンジャネ委員、パテリーニ委員、ルースト委員長及び浦辺委員が出席した。この間、申請の様式に漏れがないことを含めた申請の予備的検討を行った。また委員会は、申請の審査を開始した。小委員会はガーナ代表団と会合をもたなかつたが、代表団に対し一連の質問を提出した。

小委員会は、第 31 回会合において 2013 年 1 月 21 日から 25 日並びに可能性として 2 月 11 日から 22 日及び 3 月 4 日から 8 日において申請の審査を継続することを決定した。小委員会は、2013 年 1 月 21 日から 25 日の週にガーナ代表団を招待することを決定した。

アイスランド（アイギル海台及びレイキャネス海嶺南西海域）小委員会委員長による第 30 回会合における作業の進捗についての報告

浦辺小委員会委員長は、第 30 回会合において 8 月 13 日から 17 日にかけて作業を開始したことを委員会に報告した。アシャド委員、ジュグナ委員、マハンジャネ副委員長、パテリーニ副委員長、ルースト委員及び浦辺委員長が会合に出席した。この間、申請の様式に漏れがないことを含めた申請の予備的検討を行った。

小委員会は、アイスランド代表団と会合をもたなかった。小委員会は、第 31 回会合において 2013 年 2 月 4 日から 8 日並びに可能性として 2 月 11 日から 22 日及び 3 月 4 日から 8 日に申請の審査を継続することを決定した。小委員会は、2013 年 2 月 4 日から 8 日の週にアイスランド代表団を招待することを決定した。

デンマーク(フェロー諸島北部海域)小委員会委員長による第 30 回会合における作業の進捗についての報告

ラジヤン小委員会委員長は、小委員会が 2012 年 8 月 10 日及び 13 日から 24 日まで会合をもつたことを委員会に報告した。チャールズ委員、グルーモフ委員、ハワース副委員長、カルンギ副委員長、ルー委員及びラジヤン委員長が会合に出席した。小委員会は、申請の様式に漏れがないことを確認して申請の審査を開始し、その後予備的分析に着手した。小委員会は全てのデータを検討し、勧告案を委員会に提出するにはさらに時間が必要であると結論づけた。

小委員会は、委員が会期間において個々に申請について作業を継続することを決定した。また小委員会は第 31 回会合の全体委員会の前の 2013 年 1 月 21 日から 25 日に会合をもつことを決定した。小委員会は、2013 年 2 月 4 日から 8 日の週を小委員会が作業を促進するため、または代表団の要請によりデンマーク代表団との会合のため予備日とすることを決定した。

勧告の要約について

委員会委員長は、2012 年 5 月末にバルバドス、ブラジル、フランス及びフィリピンの 4 沿岸国に対し、申請に対する勧告が発出されたが、勧告の要約が公表されていないことについて書簡を送ったことを想起した。書簡において、委員長は委員会の委員の任期が満了する 2012 年 6 月 15 日までに勧告の要約を公表する意思を表明した。

委員長は、3 沿岸国が回答し、採択された勧告の要約の公表を妨げる機密の性格を持つ情報がないことを確認した。しかし、彼はブラジルが 2012 年 6 月 11 日付の書簡において、勧告の要約は依然検討中であると述べていることに言及した。

この機会に、委員会は作業の透明性及び CLCS 手続規則に従い、全ての勧告の要約が公表されることを確保する一貫した義務が最も重要であることを再確認した。委員会は委員長がブラジルに対しできるだけ早期に勧告の要約の確認を完了することを促す書簡を送付することに同意した。また委員長は、勧告の要約の公表を促進する観点から、委員会が行動をとることを沿岸国に伝達し、勧告の要約の公表についての要請を繰り返す 2012 年 6 月 6 日付の条約締約国のドイツからの書簡に応える。

事務局によるブリーフィング及びプレゼンテーション

特に初めて選出された委員を含む全委員の作業を促進するため、事務局は委員会に一連のプレゼンテーション及びブリーフィングを行った。

信託基金

タラセンコ課長は、大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加のための信託基金の現状について、委員会に概要を伝えた。彼は第 29 回会合及び第 30 回会合において 7 名の委員の参加を認めるため、それぞれ約 125,170US ドル及び 88, 552US ドルの支援を行ったと報告した。

彼は、2012 年に受領したデンマークから 98,583.97US ドル及びアイスランドから 8,818.67US ドルの貢献に謝意を表した。暫定会計報告によると、2012 年 6 月末の残高は、720,629.69US ドルである。

またタラセンコ課長は、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国の申請の準備を促進するための信託基金の現状について概要を伝えた。彼は、2010 年後半から事務局が申請を受領していないことに言及した。2012 年において、コスタリカから 5,000.00US ドル、アイスランドから 8,818.67US ドルの貢献があった。暫定会計報告によると、2012 年 6 月末の残高は 1,236,893.95US ドルである。

謝辞

委員会は、海事海洋法課による事務局業務の高水準を称え、謝意を述べた。

委員会は、特に国連公用語の専門的に高度な通訳及び会議場職員の支援に言及し、委員会を支援した事務局の他の職員に対し謝意を表した。

5.3 第7回海洋法諮問委員会会議への参加

5.3.1 目的

本出張は、2012年10月3日から5日まで開催された海洋法諮問委員会（IHO-IAG Advisory Board on the Law of the Sea: ABLOS）が主催する第7回ABLOS会議に出席し、最新情報を収集すると共に関係者との意見交換を行うことを目的とした。本会議は「変化する世界における国連海洋法条約（UNCLOS in a Changing World）」というテーマにおいて、様々な講演が発表され、活発な議論が行われた。特に大陸棚延長について、斜面基部及び脚部の設定に関する科学的・技術的な講演、勧告を得た沿岸国による開発途上国への支援等幅広い内容に渡った。

また今回は、ABLOS会議開催に先立ち、関連会議として国際水路機関（IHO）および国連教育科学文化機構政府間海洋学委員会（IOC）が共催する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトによって、GEBCOサイエンス・デーが開催され、海底地形図に係る講演やポスター発表等が行われた。本出張はこれら2つの会議において、大陸棚延長および海底地形図作成に関する情報を直接聴取する有益な機会となった。

5.3.2 調査期間等

(1) 会議名

海洋法諮問委員会第7回コンファレンス（ABLOS 7th Conference）

(2) 開催日及び開催場所

2012年10月

第19回ABLOSビジネス・ミーティング： 2012年10月1日（月）及び6日（土）

第7回GEBCOサイエンス・デー： 10月2日（火）

第7回ABLOSコンファレンス： 10月3日（水）～5日（金）

モナコ公国 Salle de Ponant 及び国際水路局（International Hydrographic Bureau）

(3) 行程

9月30日（日） 成田 12:05 発 NH207 ミュンヘン 17:15 着

ミュンヘン 21:15 発 NH6051 ニース 22:40 着

10月1日（月） 第19回ABLOSビジネス・ミーティング

2日（火） 第7回GEBCOサイエンス・デー

3日（水）

↓ 第7回ABLOSコンファレンス

5日（金）

6日（土） 第19回ABLOSビジネス・ミーティング

ニース 17:10 発 NH6050 ミュンヘン 18:35 着

ミュンヘン 21:00 発 NH208
7日（日） 成田 15:25 着

5.3.3 概要

第7回 ABLOS コンファレンスは、「変化する世界における国連海洋法条約」（‘UNCLOS in a Changing World’）をテーマに開催された。下記に、基調講演及びセッション1から11までの各講演について報告する。

(1) セッション1

S1-1. 基調講演 「南シナ海における海洋権益－問題と挑戦」

講演者：Prof. Robert Beckman（シンガポール大学国際法センター長）

近年の南シナ海は、中国と米国の権力闘争の場となっている。1994年の国連海洋法条約（以下、条約という）の発効後、南シナ海では中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが島の領有権を巡ってそれぞれの主張を行ってきた。しかしながら条約は、沿岸国の沖合に位置する島の領有権を巡る紛争を解決するための規定を設けていない。

2009年5月13日の締切りを満たすためにこれらの沿岸国から提出された大陸棚延長申請は、2009年以降南シナ海において新たな枠組みを形成してきた。マレーシア及びベトナムは、5月6日に共同申請を提出し、ベトナムは更に南シナ海北部海域についての部分申請を提出した。フィリピンは群島基線に関する新法を制定し、南シナ海における大陸棚延長申請の意思を表明した。一方中国は、マレーシア及びベトナム共同申請に対し、申請に含まれる島について中国が領有する権利に疑いがない旨の口上書を提出し、フィリピン及びインドネシアも口上書を提出している。

条約は、いかなる規程の解釈及び適用に関する紛争は、拘束力を有する決定を伴う義務的手続を必要とすると規定している。しかしながら、中国は条約第298²²⁷条に従い、拘束力を有する決定を伴う義務的手続を受け入れないことを正式に宣言しており、ASEAN加盟国であり、中国と島の領有権を巡って争いのある4沿岸国は、司法手続

²²⁷ 国連海洋法条約

第298条 第2節の規定の適用からの選択的除外

1 第1節の規定に従って生ずる義務に影響を及ぼすことなく、いずれの国も、この条約に署名し、これを批准し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、次の種類の紛争のうち一つは二以上の紛争について、第2節に定める手続のうち一つは二以上の手続を受け入れないことを書面によって宣言することができる。

(a) (i) 海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する

る紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争。ただし、宣言を行った国は、このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ、かつ、紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を附属書V第2節に定める調停に付することを受け入れる。もっとも、大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付さない。

きを講じることができない。そのため、フィリピンは境界画定ではなく、第 56 条に関連する排他的経済水域におけるフィリピンの主権行使の妨害及び第 121 条に関連する排他的経済水域の権利を与えられている島であるかについての紛争を条約の規定の解釈及び適用に関する紛争として、仲裁裁判に訴えることを検討している。

海洋権益における ASEAN と中国の取組みは根本的に異なる。問題について、条約を通してみる見方及び歴史を通してみる見方の二通りがある。重要な問題は、中国の歴史に基づく主張が条約と一致するかである。全ての国が条約に従って海洋権益を主張すれば、海洋紛争はより明確になり、共同開発も可能となるだろう。

S1-2. ABLOS の報告

講演者：Mr. Chris Carleton（イギリス国防省水路部前海洋法部門長）

ABLOS は、1985 年に国際水路機関（IHO）において海洋法の技術的な側面について特別な出版物を作成するために形成された TALOS（Technical Aspects of the Law of the Sea）ワーキング・グループに始まる。1988 年に TALOS マニュアルの第 1 刷が出版された。1990 年の第 5 回会合において、国際測地学会（IAG: International Association of Geodesy）において活動していた特別勉強グループである Geodetic Aspects of the Law of the Sea(GALOS)に対し、TALOS マニュアルの測地学的内容の強化のために加入を勧めた。その後、TALOS マニュアルは 1990 年に第 2 刷、1993 年に第 3 刷が出版された。

ABLOS は、1994 年の第 1 回国際水路機関（IHO）及び国際測地学会（IAG）ビジネス・ミーティングにおいて、7 名の委員によって形成された。ABLOS は、国際連合法務局海事海洋法課（DOALOS: Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）との緊密な連携を維持しながら、毎年ビジネス・ミーティングを開催し、隔年で全ての人々が参加できる技術的会議を開催してきた。

その後、1999 年に国連政府間海洋学委員会（IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO）が参加し、TOR を改正して 3 つの親機関から 3 名ずつ委員を選出することになったが、2006 年に IOC は ABLOS から脱退することになった。

ABLOS は、国際法に関する技術専門家、海洋法を担う政府関係者及び国際法学者が自由な雰囲気で海洋法の問題について見解を共有する場を提供する目的で ABLOS コンファレンスを 1999 年より隔年でモナコで開催しており、今日まで成功していると確信している。今後、ABLOS は IHO 及び IAG への助言のみではなく、条約における難しく、議論を起こす規定の遂行のため、技術、法及び政治の統制の下で設備を開放し、自由な議論を展開していく。

(2) セッション 2

S2-1. アマゾン深海扇状地の斜面基部の決定

講演者 : Ms. Izabel Jeck (ブラジル海軍水路・航海部)

アマゾン深海扇状地は、地形学的に珍しいブラジルの大陸棚の縁辺部であり、外縁から 700km の沖合に位置する世界で最も大きい扇状地である。大陸から蓄積されている巨大な堆積物は、外縁の海側への激しい動きに誘発された。大陸棚は、最も幅が広く典型的な大陸斜面やライズではなく、その代わりに外縁からデメララ深海平原まで連続した斜面があり、局地的な浸食もしくは構造によって説明できない。したがって、斜面基部を決定する一つの可能性として、斜面及びライズの類似性及び堆積経過の違いを特定するため、上部、中部及び下部の扇状地をとおした地質経過の分析を行う。

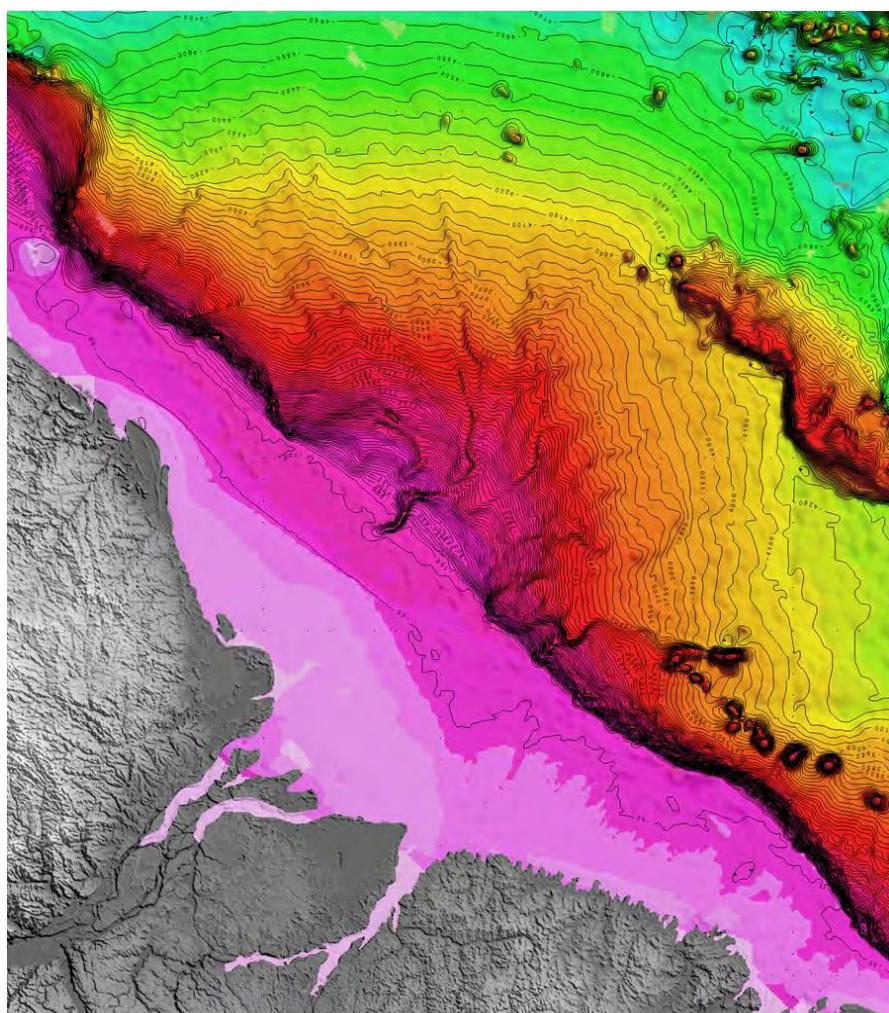


図 1: アマゾン深海扇状地の構造

S2-2. 基部における大陸斜面脚部の決定 : 学んだ教訓

講演者 : Mr. Fin Mortanson Mørk (デンマーク及びグリーンランド地質調査所)

大陸棚限界委員会（以下、CLCS という）は、審査できる大陸斜面脚部の決定の見解についての情報を含む多くの勧告の要約を発出してきた。これらの勧告の要約から、条約第 76 条及び科学的及び技術的ガイドラインに合致する大陸棚斜面脚部の決定には 3 種類があると考えられる。

まず、地形及び水深の根拠を基にして明らかに決定される点で構成する。次に、一般規則に基づくが、決定は地質的根拠によって立証される。最後に、大陸斜面脚部の点は、反証を基に決定される。CLCS によって明確に示されてはいないが、細長い列状の海底地形データ、海底断面図及び地震探査データは大陸斜面基部の認定を行うための地形的分析及び地質的根拠によって立証される大陸斜面脚部の決定に不可欠である。

S2-3. アセンション島と大陸棚限界委員会の勧告—イギリスは、歯をむき出すべきか、我慢するべきか？—

講演者：Dr. Andrew Serdy（イギリスサウサンプトン大学）

2010 年に発出されたイギリスへの勧告は、CLCS が申請国に対し、大陸棚の外側の限界は基線から 200 海里を超えていないとする最初で唯一の勧告である。勧告は、条約第 76 条の地質的及び地理的解釈が、たとえ他の解釈が可能でも CLCS が採用する解釈によっているため、勧告そのものは正当に見える。第 76 条が CLCS に役割を課しているため、権限を越えているという CLCS に対するイギリスの非難は、根拠がない。しかし、イギリスが公開した CLCS とイギリス代表団の書面のやり取りによって判断され、勧告に達した過程はとても不十分で合法性を欠く可能性がある。もしイギリスが未だアセンション島の 200 海里を超えた大陸棚の権利を確信している場合、手続の違法性の回避的な暗示は、否定的な勧告に関わらず領有権の主張に挑戦をしないよう他の沿岸国を説得するのに十分ではないと思われ、イギリスは限られた選択肢を持つ。そのためには、不満に基づいて示すための委員会とのやり取りの全ての記録を公開する準備を要求するだろう。もしそうであれば、委員会の評判が落ちるのは残念だが、自ら招いたものだろう。

(3) セッション 3

S3-1. 宇宙科学技術、海洋情報収集及び国連海洋法条約

講演者：Mr. Tilemachos Bourtzis（ギリシャパンテオン大学博士課程）

条約のための宇宙科学技術及びその影響は、第 3 次国際連合海洋法会議において熱心に協議されなかった。遠隔探査情報の利用可能性に関して、強く反対する沿岸国と理解を示す大部分の沿岸国の不一致は、問題は交渉から除外されることにつながった。そのため、以後の協議は、宇宙空間の平和利用に関する国連委員会において行われることが決定された。

しかし、遠隔探査情報の利用及び利用の拡大への増大する要求による 1970 年代以降の技術進歩は、もう一度遠隔探査及び条約との相乗作用に注目している。海洋安全保障、海洋環境保護及び国家安全保障に関する情報の利用は、遠隔探査活動の重要性を提起し、反対及び賛成の国の権利及び制限についての困難で興味深い質問を生んでいる。条約と宇宙での遠隔探査を結びつける規則、情報の利用可能性及び規定への現代の取組みは比較的新しく、未だ条文化されていない。

S3-2. ABLOS 活動における測地学の最新化の影響

講演者：Prof. Chris Rizos（オーストラリアサウスウェールズ大学）

測地学協定及び技術は、条約の出現により著しく変化した。学説は洗練され、新しい技術が開発、強化されることにより、我々の測地学の理解及び情報の利用可能性が進歩した。TALOS マニュアルの第 2 章は、これらの条約における測地学の変化の効果を捉えるため、最近更新された。

S3-3. ABLOS 活動における全地球測位システム（GPS）の影響

講演者：Prof. Sunil Bisnath（カナダヨーク大学）

地球上の科学の有機的組織体は、国際測地学会（IAG: International Association of Geodesy）を通して測地技術及び手法の利用協定と同様、空間及び時間の基準システム協定並びにこれらのシステムの実現を進展させた。全地球測位システム（GPS）、超長距離干渉計（VLBI）、人工衛星レーザー測距（SLR）及び衛星重力ミッショングローブのような空間測地技術における改善は、さらに正確な地球水平、垂直測地データ、システム及び構造を促すジオイド及び橢円面の基準のような、測地基準面への我々の理解を根本的に改善した。これらの改善は、海洋境界画定における測地的発達に影響する。さらに、GPS 及び他の衛星測位は、船舶の航行と同様、地球上及び海底地形調査の測位に大きな進歩をもたらしている。

（4）セッション 4

S4-1. 海底電線の保護—The Main One Cable の経験—

講演者；Capt. Ayo Olugbode（ナイジェリア海軍本部局長補）

西アフリカにおいて、「Main One Cable Company Limited」（以下、Main One という）²²⁸は、オープン・アクセス及び地域への大規模な広帯域の最大出力を提供する最初の海底電線会社である。「Main One」は、アフリカ大陸において必要とされる最大出力を拡大し、大陸を横断した広帯域の通信費用を削減する構想をもったアフリカ所有の会社である。海底電線システムは、2010 年 7 月にナイジェリア、ガーナ及びポルトガルに接続された。

²²⁸ <http://www.mainonecable.com/>

ルトガルにおいて最初のチャンネルのサービスが準備できることを宣言した。したがって西アフリカは、ポルトガル及びイギリスを通じて他の世界とつながった。

S4-2. 海洋活動の実現のための空間計画の遂行—イギリスでの沖合炭素貯蔵に関する法及び政策の事例研究—

講演者：Mr. Ben Milligan（イギリスロンドン大学法律環境センター）

「沖合炭素貯蔵」は、永久的に貯蔵する目的で海底下の深い地質層に液化した二酸化炭素を注入することを意味する。この方法で保存された二酸化炭素排出の貯蔵は、気候変動への潜在的な緩和措置としてかなりの関心と論争の的になっている。課題が指摘されているが、関連する国際法及び国内法の枠組みは十分順応性があり、概して目的に一致している。イギリスにおける法及び政策の進展は、沖合炭素貯蔵の展開及び計画についての他の司法制度の有益な見本であり、条約がどのように柔軟に現在の技術及びその進展に適応するかの実例となる。

(5) セッション 5

S5-1. ベンガル湾におけるバングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定紛争に関する判決について

講演者：Mr. Robert Volterra（Volterra Fietta 社）

国際海洋法裁判所（以下、ITLOS という）は、2012 年 3 月 14 日に初めて海洋境界画定の判決を言い渡した。裁判は、ミャンマーのベンガル湾での炭化水素の使用権の申請に対する回答として、権利が不利になると考えたバングラデシュによって開始された。200 海里を超えた大陸棚の境界画定について、ITLOS は明確に仲裁裁判所のバルバドス及びトリニダード・トバゴへの決定²²⁹に従った。

バングラデシュ・ミャンマー間において、ITLOS は 200 海里以内の大陸棚の境界画定の原則は、200 海里を超えた大陸棚に適用することを確認した。ITLOS は、海底の実際の地質または地形が画定に適切であるとの見解を却下した。判決は、海洋境界画定の規定に重要な貢献を示している。

S5-2. 国際海洋法裁判所が直面したバングラデシュ・ミャンマー間の裁判における海洋境界画定の影響

講演者：Dr. Wei Hauang（武漢大学中国海洋境界研究所）

200 海里を超えた大陸棚の等距離線の適用の決定並びに実在する調停及び権利は、こじつけで恣意的かつ不当である。ITLOS が直面した海洋境界画定の最初の決定とし

²²⁹ バルバドスとトリニダード・トバゴとの間の境界画定において仲裁裁判所は等距離線を採用している。

て、引き続く実行へ広く応用できる結果であるが、中国及び日本との海洋境界には拘束力をもたない。

S5-3. 海洋境界画定の傾向—バングラデシュ・ミャンマー、ルーマニア・ウクライナ 及び客觀性の追求

講演者：Mr. Charles Claypoole（Latham & Watkins 社）

黒海訴訟における国際司法裁判所及びバングラデシュ・ミャンマーにおける ITLOS の判決は、大陸棚及び排他的経済水域の画定について支持されている手法として、等距離・関連事情の原則を承認している。ITLOS は、法体系を等距離・関連事情への支持に進展させ、黒海訴訟において適用された 3 段階の方法に従ったことを断言している。しかし、客觀性への言及は誤っている。黒海及びバングラデシュ・ミャンマー訴訟は、増大する同一化、法的意義の特質及び地形的特徴における主觀性を示している。

(6) セッション 6

S6-1. ベンガル湾訴訟—200 海里以内及び以遠の海洋境界画定への影響—

講演者：Dr. Clive Schofield（ウーロンゴン大学オーストラリア国立海洋資源・安全
保障センター）

2012 年 3 月 14 日のベンガル湾におけるバングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定に関する紛争についての ITLOS の判決は、ITLOS が最初に扱った海洋境界訴訟を代表し、判決を通して解決した最初のアジアの境界画定であり、延長大陸棚の海洋境界画定を含む最初の訴訟である。さらに本訴訟は、基線及び島の取り扱いについて、海岸沿いの基線から測定される 200 海里以内及び海側双方の画定に関連すると考えられる状況における画定方法もしくは方法論の適用に関心が寄せられる。バングラデシュが海底及びその下についての管轄権をもつが、ミャンマーが水列について統治権を有する「グレーゾーン」と呼ばれる ITLOS の創作はまた、決定の重要な特徴を象徴する。

S6-2. 二等分線及び等距離線—バングラデシュ・ミャンマーについての画定の技術的 側面

講演者：Dr. Robin Cleverly（イギリス防衛省水路部）

ベンガル湾の地理及び地質は、バングラデシュが関係する南東でのミャンマーに対する、また西部でのインドに対する 2 件の訴訟に扱われる特有の画定問題を引き起こしている。バングラデシュ・ミャンマー訴訟には、3 つの技術的問題が影響する。

まず、バングラデシュは特にベンガル湾の先端の深いくぼみによる不利な状況が長い間認識されてきた。くぼみの影響は、等距離線を基本として沿岸から約 180 海里でバングラデシュを切り離している。次に、3 沿岸国全てが 200 海里を超えた大陸棚

の外側について CLCS に申請を行っており、3 申請は全て重複している。最後に、比較的小さいが重要な特徴を持つ St. Martin 島は、バングラデシュの島であることに議論の余地はないが、5 海里沖合にありながら、面倒なことに領土の境界の末端より南に位置する。島の適用についての重要性は各沿岸国によって異なるが、ITLOS は領海のみを重視し、それを越える海域を重視しない。

(7) セッション 7

S7-1. 西アフリカの国々の共同大陸棚プロジェクトー国連海洋法条約の新たなデータの 40,000km の航路ー

講演者：Mr. Harald Brekke（ノルウェー石油省）

200 海里を超えた大陸棚の外側の限界の設定及び CLCS への申請の準備において、2011 年 12 月 8 日から 2012 年 6 月 20 日の期間、ノルウェーはモーリタニア、セネガル、ガンビア、カーボヴェルデ、ギニアビサウ、ギニア及びシェラレオネのアフリカ 7ヶ国に技術及び財政協力の支援を行った。科学的、技術的及び財政事項の他、ノルウェーは特定の政策事項、線描、特にデータ共有の相互の参加及び重複する大陸棚の主張の平和的解決を含む 5 北極国間の協力から得た経験について、アフリカ側に助言を行った。



図 2:ノルウェーによる海洋調査によって得られた海洋データ

S7-2. 南大西洋の画定における国連海洋法条約及び第 76 条の適用

講演者 : Mr. Luiz Carlos Torres (ブラジル水路航海局)

条約は、第 76 条において延長大陸棚の外側の限界の画定について様々な基準を定めている。沿岸国にとって、これらの申請の重要性は、陸塊の自然の延長の海底及びその下の権利を要求し得る現在の自然資源について協議することにある。南アメリカ及び西アフリカにおいて証明された炭化水素の保有と共に、堆積盆の対になった性質は、現在および将来の世代にとって国際連合の権限をとおした領土の主張の重要性を明らかにしている。

OASIS MOTAJ ソフトを使った地図作成及び分析は、公に入手できる衛星海底地形図、堆積層並びにブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン、フォークランド諸島（マルビナス諸島）、ガボン、ナミビア及びアセンション島の申請データと共に GIS ソフトウェアに統合された。したがって、地質及び政治側面を集約することにより、部分的

でも沿岸国による条約第 76 条の適用に基づく南大西洋の新しい地政学地図の範囲の理解への貢献として、使用されることが期待できる。

(8) セッション 8

S8-1. 近年のオランダの基線の変化－人間の活動と自然経過の避けられない関係－

講演者：DR IR Leendert Dorst（オランダ海軍水路局）

過去数年間、北海のオランダの基線は多くの大規模な変化を経た。まず、「Maasvlake 2」のロッテルダム港への延長工事であり、次に「Zandmotor」砂浜助長建設事業である。両事業は海岸の大部分に沿った自然変化に影響する規模の人工物である。

17km²の Maasvlake 2 事業は、2009 年 12 月 22 日にオランダ水路局によって初めてオランダの領土を 54km²延長して海図に記された。本事業は、人工島の建造に始まり、海岸に接続した延長港に発展した。2km²の Zandmotor 事業は、自然戦略を伴う建造物の一部であり、自然の作用が沿岸管理の効率化を助ける。干満の流れが沿岸沿いの海岸につながる場所に設置された砂を今後 20 年間にわたり散布する。Zandmotor は、2012 年 3 月 29 日にオランダの領土を 4km²延長して海図に記された。基線におけるこれらのプロジェクトの影響は、国連海洋法条約第 5 条「通常の基線」及び第 11 条「港」²³⁰に従う。

S8-2. 海洋基線の決定－普遍的な方法論の開発－

講演者：Mr. Robin Seet（マレーシア調査・地図作成局）

海洋区画の範囲の陸側が決まるため、海洋台帳の基本構成要素は基線である。一般的に、海洋基線は低潮点に基づくが、低潮点は非常に強力な沿岸の環境において位置を変えているため、基線の位置の決定は難しいのが周知の事実である。

デジタル地形モデルを設定するために DGPS²³¹及び音響測深機を使ってスコットランドの Millport で行われた実地調査では、現存しているデータセットから得られるよ

²³⁰国連海洋法条約

第 5 条 通常の基線

この条約に別段の定めがある場合を除くほか、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

第 11 条 港

領海の限界の画定上、港湾の不可分の一部を成す恒久的な港湾工作物で最も外側にあるものは、海岸の一部を構成するものとみなされる。沖合の施設及び人工島は、恒久的な港湾工作物とはみなされない。

²³¹ DGPS(Differential GPS)

位置の分かっている基準局が発信する FM 放送の電波を利用して、GPS(全地球測位システム)の計測結果の誤差を修正して精度を高める技術。基準局で GPS による測量を行い、実際の位置と GPS で算出された位置のずれを中波や FM 放送などの地上波で送信することにより、GPS衛星からの信号により計測した結果を補正する。通常の GPS では 100m 程度の誤差が生じるが、DGPS によっておおむね 5m 程度に誤差が軽減される。ただし、100m の誤差は米国防総省が提供していた GPS に安全保障を理由として故意にノイズが混入されていたために発生したものであり、ノイズ混入が行われなく

り強固な結果を生む方法が確立された。低潮線は厳密な基準が設定され、現在の英國陸地測量地図及び国防省の海図において位置を比較した。これらの結果は説得力があり、低潮線を設定するための数学手法の信頼性と同様、実地調査の精密性及び正確性を強調する。

(9) セッション 9

S9-1. S-10X-S-100 における電子海洋境界製品の仕様一

講演者 : Dipl·Ing Büchsenschütz-Nothdurft Ottokarl (CARIS BV)

遍在する電子情報は、我々の時代の状況を決める一つとなってきた。海洋限界及び境界決定は、データの入手から格納方法、海域及び境界の計算方法、それらの表示及び分析方法の全体の措置が電子となる。しかしながら、条約の寄託及び通告の要求に従うために、電子データは海図版に格下げされるか経緯度の表が国連へ送られる。これは、オリジナルの電子データの提出に比べると非効率的で不正確な方法である。

海洋境界製品の仕様は、国際水路機関 (IHO) の S-100 の全世界水路データモデルの保護の下、関心ある関係者によって発展した。成功するためには、基準は順応性、公共性及び適正で幾何学的に厳密な主観性並びに維持が簡単であることが必要である。その目的は、沿岸国がどのように限界を決めるか述べるのではなく、その代わりに沿岸国の限界の認識が他の沿岸国に明らかなことを保証することになるべきである。

S9-2. オーストラリア海洋空間データ構造基盤の確立

講演者 : Mr. Boyes Grant (オーストラリア地球科学院)

司法制度の効率的な管理の基本は、法律の枠内における法的利益、手段及び活動の範囲についての情報である。沿岸国の陸地域の司法制度には、空間の行政への法的及び地理的確実性を果たす立法、土地台帳、土地情報システム及び目的別地域区分計画について、十分に確立された枠組みがある。海洋境界は異なり、海は本来、歴史的に沿岸国のわずかな規制が伴う国際的に大きな枠組みの下で管理される航海の場である。確立された空間の枠組みは、空間情報の分配の主要な手段が船員を支援する水路業務として反映されており、特に水路海図がある。

50 年以内に基本的な理論的枠組みの想定は、ほぼ理解を越えて変化してきた。開発の熱心さ、規制の複雑化における国の海洋法制度の発達は、急速に行われてきた。国家の司法制度の広い領域にとって、現在海は混合して使用される場であり、一般の航海としばしば矛盾して利用される。広い地域社会に応えるため、新しい空間基盤が形成られている。海洋空間における全ての活動の記録及び意思決定を強化するために必

なった現在では DGPS を採用しなくとも誤差は 10m 程度までに収まる。
(<http://e-words.jp/w/DGPS.html>)

要な、前後関係の情報を提供することの必要性によって追い込まれ、海洋空間データ基盤を築く最初のステップとして、MSDIが進行中である。オーストラリアでは、MSDIの発展が特に石油やガスの海底の非生物資源の管理で始まっている。

S9-3. オーストラリアの海洋境界管理の測地側面

講演者：Mr. Matthew McGregor

オーストラリアの空間の測地的枠組みを一貫して維持することは、条約や法律において5種類の測地データの利用により更に複雑になっている。沖合の初期の進展から、空間の測地的枠組みと一致する石油規制は、原則となってきた。経緯網の枠組みで説明するための1967年のオーストラリア測地データ（AGD66）の利用の始まりは、石油区画の範囲を決定する。引き続いて2002年に区画の決定はAGD66のままであるが、石油の活動に関連した報告のためオーストラリアの地球中心データ（GDA94）が適用された。他の行政境界は、法体系、行政機関または政策目標の位置によってGDA94もしくはWGS84の専門用語で決定される。

AGD66の初期の利用を除いて国際境界及び限界の決定は、1980年代及び90年代の海図と一致するため、国際的なデータであるWGS72及びWGS84を利用してきました。さらに近年、国際空間座標系（ITRF）及び特にITRF2000.0は国際的適合を得て適用されてきただけではなく、国内の行政データGDA94と一致した統計データを明け渡した。将来の期待は、ITRFのダイナミックな実現を伴った空間及び海洋規則を集中させることである。

(10) セッション10

S10-1. 司法決定の技術的基準及び裁判所によって任命された専門家

講演者：Mr. David H. Gray（水路及び測地コンサルタント）

1984年のメイン湾海域境界事件、1992年のカナダ及びフランスの海域境界事件、（セント・ピエール及びミクロン）、2006年のトリニダード・トバゴ及びバルバドス海域境界事件等、海域境界において技術的側面は判決に大きな影響を持つ。しばしば効力のある段落に出てくる判決の技術的解釈は、誰でも理解できる十分にわかり易い言葉に置き、データ及び幾何学上の特性において明快でどのようにこれらのデータが決定されたかについて十分に説明できる必要がある。要求を概観し、すべての十分なデータ及び要素を立証しなければならない技術専門家は、口頭発表を行い、決定または添付される技術報告書を発表しなければならない。しかし、技術専門家が間違っても、判事や仲裁者が気付かないことがあり得る。技術的な判決は、明白に成るべきである。

S10-2. 限界及び境界のどこが危険にさらされるのか？

講演者:Ms. Fiona Bloor (イギリス国防省水路部)

条約は、限界を構成する領土は、港の工事を除き自然に形成されていることを要求するが、考察は不安定な海岸線の問題に帰する。外交及び法的解決は、恐らく海面上昇並びに現存している領域及び合意された境界に関する状況によって、著しく脅かされている沿岸国の主権に見出されるべきである。

S10-3. 国際海洋法のいくつかの暗い側面ー閉鎖海及び半閉鎖海の概念並びに北極制度の進展ー

講演者 : Dr. Kaare Bangert (コペンハーゲン大学法学部)

北極における国内の法体系の外の海域は公海であるが、北極の特別な問題は、伝統的な公海の法体系を変更することを必要とする。北極の特別な気候及び戦略的重要性は、現存している法的枠組みに対して関心ある挑戦であり、強い重要な変更を主張することができた。

この状況において、もう一つの問題が挙げられる。やや分りにくいセクター理論は、将来の境界画定の作業を部分的に活発化させることができる。法原理として一般に受け入れられてはいないが、大陸棚、他の機能的管轄海域及び行政責任海域の海洋境界画定手順の等距離方法が再び主流となることができる。公海の法体系に再び影響が広がり得る。

(11) セッション 11

S11-1. 外側の限界の調査ーアジア太平洋圏における延長大陸棚の資源の確保ー

講演者 : Rovert van de Poll (Fugro N.V.)

延長大陸棚、深海及び最深部の海域は、今後 25 年間において石油及びガス産業の「次のフロンティア」を提供する。このことは、これまでよりも深い海域でさらに遠くの沖合での調査を可能にする掘削技術の発達により促進されてきた。また、沿岸国はますます 200 海里以内又はそれを超えた調査のための掘削権を提供している。

アジア太平洋圏において、特に深海、さらに深い海域及び延長大陸棚の海洋資源調査への関心と同様、大陸棚の外側の限界の設定への推移を概観すると、多様な重複した延長大陸棚申請が存在することがわかる。重複は調査の努力を妨害するため、重複を解決する選択を取るべきである。

S11-2. 中途半端に終わった柵の完成ーインドネシア及びマレーシアの間のマラッカ海峡における EZZ 境界画定ー

講演者 : Dr. Clive Schofield (ウーロンゴン大学オーストラリア国立海洋資源・安全保障センター長)

2001年4月7日、マレーシア籍漁船を巻き込んでマラッカ海峡で発生した事件では、インドネシア及びマレーシアの巡視官がヘリコプター内に配置された。2国間における包括的な海洋境界画定の欠如、特に未解決のEEZの境界が事件の主要な原因であった。

EEZの境界は設定されていないが、インドネシア及びマレーシアは海域の海底境界には合意している。問題は、両国が既に設定された海底境界に従って単線に合意するべきかまたは水域（EEZ）に関連して完全に異なった線を引くかどうかである。

S11-3. 地方分権政策における国連海洋法条約の影響並びにインドネシアでの地方への海洋分配及び境界画定

講演者：Dr. Sobar Sutisna（インドネシア地球空間情報庁）

インドネシアは、約17,500の島々及び636万km²の海をもつ世界で最も大きな群島国家である。1998年5月のスハルト体制の崩壊は、改革の時代へと誘導し、32年間の社会における中央集権国家の優勢後の体制の変革を早めた。改革の時代において、インドネシアの政治及び行政体制の大規模な変革が行われ、その一つは非常に中央集権化された制度から地方分権化への政策の移行である。

インドネシアは条約を1982年に批准し、1994年11月に発効した。条約は、群島国家としてインドネシアの海洋境界を変えただけでなく、インドネシアの群島水域内で海洋分配及び境界画定に条約を使った新しい対話へ自然において地理的な特徴をもつ地方を奮起させた。

6. 大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の更新

海洋政策研究財団ホームページ上に平成 20 年度に開設した「大陸棚サイト」(<http://www.sof.or.jp/tairikudana/>) に関し、更新を行うと共に、より多くの方に見ていただくための一助とすべく、平成 23 年度に導入したアクセス解析ツールを活用し、サイトの更新の際の参考とした。また、これまでの調査研究の成果公開の一環として、サイト内の大陸棚資料集に、大陸棚関係文献リスト（日本語文献及び英語文献）を追加した。

6.1 大陸棚サイトの構成

大陸棚サイトの構成（サイトマップ）は以下のとおりである。（2013 年 3 月 5 日現在、大陸棚サイトは、2013 年 3 月 5 日付の更新のものが最新版である。）

(a) 大陸棚はなぜ重要なのか

- イントロダクション—領土と海—
- 近隣諸国の大陸棚との関係
- 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
- 米国東海岸の北部エリアを例として
- 世界の大陸棚
- 日本の申請準備体制と申請の提出

(b) 大陸棚限界委員会とは？

- 大陸棚限界委員会の任務
- 大陸棚限界委員会の委員の構成
- 大陸棚限界委員会の手続
 - ・ 大陸棚延長のための手續（概要）
 - ・ 大陸棚延長のための手續（詳細）
 - ・ 大陸棚限界委員会のための手續（小委員会について）

(c) 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

- ロシアの申請（2001 年）
- ブラジルの申請（2004 年）
- オーストラリアの申請（2004 年）
- アイルランドの申請（2005 年）
- ニュージーランドの申請（2006 年）
- フランス、アイルランド、スペイン及びイギリスの共同申請（2006 年）
- ノルウェーの申請（2006 年）
- フランスの申請（2007 年）
- メキシコの申請（2007 年）
- バルバドスの申請（2008 年）
- イギリスの申請（2008 年）

- インドネシアの申請（2008年）
- 日本の申請（2008年）
- モーリシャス及びセーシェルの共同申請（2008年）
- スリナムの申請（2008年）
- ミャンマーの申請（2008年）
- フランスの申請（2009年）
- イエメンの申請（2009年）
- イギリスの申請（2009年）
- アイルランドの申請（2009年）
- ウルグアイの申請（2009年）
- フィリピンの申請（2009年）
- クック諸島の申請（2009年）
- アルゼンチンの申請（2009年）
- ガーナの申請（2009年）
- アイスランドの申請（2009年）
- デンマークの申請（2009年）
- そのほかの申請（24件目から57件目まで）
- 予備的情報を提出した国（申請期限の延長措置）

(d) 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源

- 国連海洋法条約にもとづく大陸棚に対する沿岸国の権利・義務
- 海底に眠る資源

(e) 大陸棚資料集

- 大陸棚関係年表
- 大陸棚関係文献リスト
- リンク集
 - ・ 日本の大陸棚／海洋関係機関
 - ・ 世界各国の大陸棚／海洋関係機関
 - ・ 大陸棚や海洋に関する国際機関等
- 国連海洋法条約（関連条文）
 - ・ 条約文（日本語）
 - ・ 条約文（英語正文）

(f) 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

- 大陸棚画定の技術的課題に関する専門家会議（2006年3月8, 9日）
- 国連海事・海洋法課セミナー（2006年12月7日）
- ロン・マクナブ氏講演会（2007年3月2日）

- 大陸棚セミナー（2008年2月27日）
- レイ・ウッド氏講演会（2008年7月25日）
- 日本の申請に関する講演会（2010年1月28日）
- 大陸棚延長と海洋政策セミナー（2011年2月9日）
- 海洋法条約30周年セミナー（2012年7月11日）
- 大陸棚延長に伴う課題セミナー（2013年1月10日）

6.2 大陸棚サイトのイメージ図

以下、大陸棚サイトから、主なページについてイメージ図を抜粋した。

(1) トップページ

大陸棚の延長とは何か?
～国連海洋法条約と大陸棚について～

OPRF
Ocean Policy Research Foundation

作成：日本海洋データセンター (JODC)
2013年2月5日時点の情報に基づいて作成しています。

What's New

2013年2月5日時点の情報を下記のとおり更新しました。

- ▶ 大陸棚限界委員会に対する各國の申請が、65件に増えました。
- ▶ 大陸棚限界委員会が現在検討している申請は、6件となりました。
- ▶ 大陸棚資料集に、大陸棚関係文献リストを追加しました。

大陸棚という言葉から、あなたは何を連想しますか？

地形を示す言葉としての「大陸棚」は、海岸から続く平坦な海底部分を指します。

今、世界各国は、海の憲法といわれる「国連海洋法条約」に基づき、自分の国の海岸から続く「大陸棚」を、より沖合まで延ばすために調査を行っています。

「大陸棚を延ばす」とは、いったいどういうことなのでしょうか？
「大陸棚を延ばすことによって、各國はどのようなメリットを得るのでしょうか？
国連海洋法条約は、「大陸棚」について、どのような決まりごとを定めているのでしょうか？

こうした疑問に答えるため、このサイトでは、大陸棚についてわかりやすく解説します。

大陸棚はなぜ重要なのか

- ▶ イントロダクション - 領土と海 -
- ▶ 近隣諸国の大陸棚との関係
- ▶ 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
- ▶ 米国東海岸の北部エリアを例として
- ▶ 世界の大陸棚
- ▶ 日本の申請準備体制と申請の提出

大陸棚限界委員会とは？

- ▶ 大陸棚限界委員会の任務
- ▶ 大陸棚限界委員会の委員の構成
- ▶ 大陸棚限界委員会の手続
- ▶ 大陸棚延長のための手続(概要)
- ▶ 大陸棚延長のための手続(詳細)
- ▶ 大陸棚限界委員会のための手続(小委員会について)

(2) 「大陸棚限界委員会における各国申請状況」の冒頭ページ

申請の状況ごとに分類し、どの申請がどういう状態にあるのかが一目でわかるように改訂した。

大陸棚限界委員会に対する各國の申請状況

OPRF
海洋政策研究財団

ホーム > 大陸棚限界委員会に対する各國の申請状況

▶ ホーム
▶ 大陸棚はなぜ重要なのか
▶ 大陸棚限界委員会とは?
▶ 大陸棚限界委員会に対する各國の申請状況

勧告が行われた申請

- ロシアの申請
- ブラジルの申請
- オーストラリアの申請
- アイルランドの申請
- ニュージーランドの申請
- フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス共同申請
- ノルウェーの申請
- メキシコの申請
- フランスの申請
- バルバドスの申請
- イギリスの申請
- インドネシアの申請
- モーリシャス及びセーシェルの共同申請
- スリナムの申請
- 日本の申請
- フランスの申請
- フィリピンの申請
- ウルグアイの申請
- クリスマス島の申請
- アルゼンチンの申請
- ガーナの申請
- アイスランドの申請
- デンマークの申請
- 審査待ちの申請
- キャンマーの申請
- イエメンの申請
- イギリスの申請
- アイルランドの申請
- その他の申請
- 中国および韓国の申請(2012年)
- 予備的権限を提出した国(申請期限の延長措置)
- 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源
- ▶ 大陸棚資料集
- 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

大陸棚限界委員会に対する各國の申請状況

2001年12月にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに、65件の申請が大陸棚限界委員会に対して提出されました(2013年2月5日現在)。このうち、2012年7月～8月に開催された第30回大陸棚限界委員会までに、大陸棚限界委員会は下記の17件に対し、勧告を行いました。

勧告が行われた申請	申請提出日	勧告採択日 ^(※1)
1 ロシアの申請	2001年12月20日	第11回会合、2002年5月27日
2 ブラジルの申請	2004年5月17日	第19回会合、2007年4月4日
3 オーストラリアの申請	2004年11月15日	第21回会合、2008年4月9日
4 アイルランドの申請	2005年5月25日	第19回会合、2007年4月9日
5 ニュージーランドの申請	2006年4月19日	第22回会合、2008年8月22日
6 フランス、アイルランド、スペイン、イギリス共同申請	2006年5月19日	第23回会合、2009年3月24日
7 ノルウェーの申請	2006年11月27日	第23回会合、2009年3月27日
8 メキシコの申請	2007年12月13日	第23回会合、2009年3月31日
9 フランスの申請 (仏領ギニアとニューカレドニアに関する申請)	2007年5月22日	第24回会合、2009年8月2日
10 バルバドスの申請	2008年5月8日	第25回会合、2010年4月15日
11 イギリスの申請(アセンション島)	2008年5月9日	第25回会合、2010年4月15日
12 インドネシアの申請	2008年6月16日	第27回会合、2011年3月28日
13 モーリシャス、セーシェル共同申請	2008年12月1日	第27回会合、2011年3月30日
14 スリナムの申請	2008年12月5日	第27回会合、2011年3月30日
15 日本の申請	2008年11月12日	第29回会合、2012年4月19日
16 フランスの申請 (仏領アンティルとケルゲレン諸島に関する申請)	2008年2月5日	第29回会合、2012年4月19日
17 フィリピンの申請	2008年4月8日	第29回会合、2012年4月12日

(※1) 大陸棚限界委員会のホームページより

2012年3月～4月に開催された第30回会合では、全日本の申請に関する勧告案、フランスの仏領アンティルとケルゲレン諸島に関する勧告案およびフィリピンの申請に関する勧告案が全体会合において審議され、それぞれ採択されました。また、バルバドスの再申請についての勧告案も採択されました。

6.3 大陸棚サイトの成果について

検索サイト「Google」において、「大陸棚」と検索すると、本サイトは第2位にヒットしている。また、「大陸棚」で検索した結果のページに、関連キーワードとして、「大陸棚延長」という組み合わせが登場するようになっており、これらで検索すると、本サイトがトップにヒットしている（昨年3月時点でも第1位であった）。さらに、他の関連キーワードとして、「大陸棚限界委員会」、「大陸棚延長申請」、「大陸棚限界委員会の勧告」といったものも挙がるようになっており、昨年3月時点と同じ程度の関連キーワードを維持していることは、引き続き大陸棚に対する関心は高いものと思われ（検索結果はいずれも、2013年3月5日現在）、大陸棚や、大陸棚延長に関心のある人がネット検索する際、本サイトは引き続き多くの人からアクセスしてもらっており、我が国一般国民への周知啓蒙という本サイト制作の目的を引き続き果たしていると思われる。

また、昨年度導入した、大陸棚サイトへのアクセスの解析のため、Googleアナリティクスを導入し、解析レポートを分析し、アクセス数の向上に努めた。

7. 成果と今後の課題

以上のとおり、本年度事業においては、大陸棚延長に関する関係各機関及び各国の動向の把握に努めると共に、大陸棚延長に伴う課題の明確化をめざして各種情報の収集を行った。また、セミナー「大陸棚延長に伴う課題—今後の大陸棚における資源開発に向けて—」を開催し、多くの一般の方々に、大陸棚における資源開発に向けた課題について認識していただく機会を有することができた。さらに、当財団ホームページにおいて開設している、大陸棚延長に関するサイトの随時更新を通じて、一般の方々の大陸棚延長について理解と関心を高めることができた。これらの活動を通じて、我が国の国民への周知啓蒙を促進することができたことは、大きな成果であった。

本年度は、平成 22 年度より実施された「大陸棚の延長に伴う課題の調査研究事業」の最終年度にあたるので、これまでの事業で得られた調査研究結果により明らかとなった課題を次のとおり記しておきたい。

第一に、大陸棚限界委員会が処理すべき数多くの申請を今後、どのように迅速に審査していくかという点である。同委員会は、2013 年 3 月 1 日現在、現在 6 つの申請を審査中であり、42 件が審査待ちの行列に並んでいるという状況である。また、45 件の予備的申請が出されており、今後、これらの国は順次、本申請を行う見込みである。これらの状況に対応するため、2012 年 8~9 月の第 30 回会合において、6 つの小委員会で同時に審査を行うことを決定した。今後、実際の審査がどの程度、迅速に審査されていくか注視していく必要がある。

第二に、日本の大陸棚における資源開発に向けた諸条件の整備が挙げられる。2012 年 4 月に大陸棚限界委員会が日本の申請に対する勧告を採択したが、なお多くの課題がある。まず、委員会が採択しなかった九州パラオ海嶺南部海域（KPR）の勧告案について、日本政府自身が述べているように²³²、できるだけ早く採択されることが望まれる。と同時に、延長大陸棚を含む我が国の大蔵棚における資源探査・開発に向けて、資源賦存状況の詳細な調査の実施が必要であり、また、探査・開発が海洋環境に与える影響についてどのように評価を行うべきかといった点を精査する必要性が指摘されうる²³³。さらには、日本政府自身が申請提出時の資料の中で述べているように²³⁴、延長大陸棚において境界を接する相対国との境界画定の交渉を行う必要もある。

以上の課題に対応しながら、わが国の大蔵棚における資源の有効な利用・活用が進められることが望まれる。

²³² 本報告書 3.1.15 日本の申請(4)勧告採択後の動きを参照。

²³³ 本報告書 4.セミナーおよび専門家会議「大陸棚延長に伴う課題・今後の大蔵棚における資源開発に向けて-」の開催を参照。

²³⁴ 本報告書 3.1.15 日本の申請(1)申請の提出を参照。

8. 謝辞

本事業の実施にあたっては、関係各機関より多くのご理解とご協力を賜った。あらためて、本事業を支援して頂いた日本財団をはじめ、内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部をはじめとする関係省庁及び関係機関の方々に厚く感謝申し上げる。

9. 事務局

三木 憲次郎	海洋政策研究財団 海技研究グループ	グループ長
森 勝美	同上	グループ長代理
井内 由美子	同上	研究員
臼井 麻乃	同上	研究員

附 錄

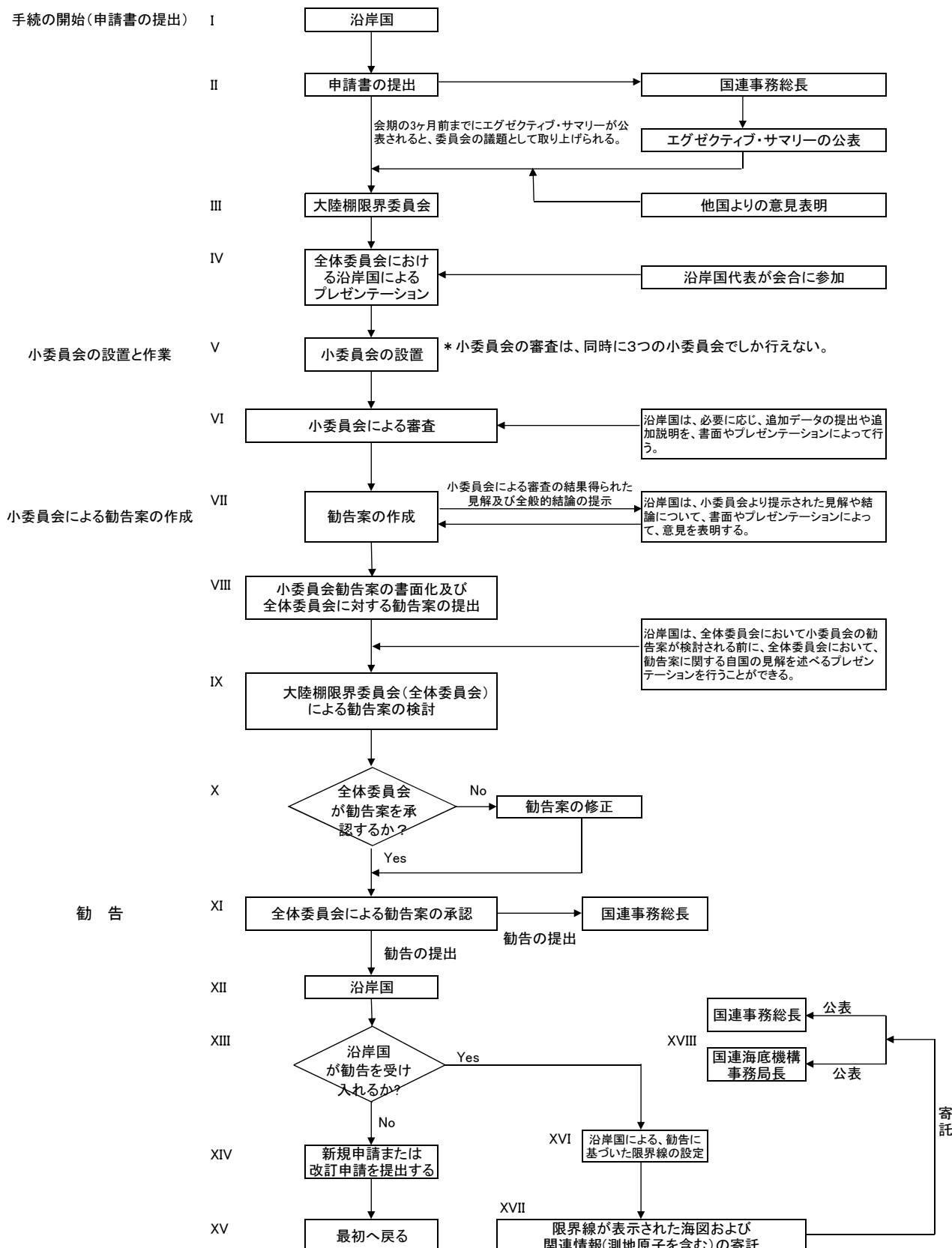
1. 大陸棚限界委員会（委員の構成）
2. 大陸棚延長のための手続
3. 国連海洋法条約 第6部「大陸棚」
4. 国連海洋法条約 附属書II 「大陸棚の限界に関する委員会」
5. 第三次国連海洋法会議最終議定書附属書II
大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明
6. セミナー「大陸棚延長に伴う課題—今後の大陸棚における資源開発に向けて—」講演資料

附録1 大陸棚限界委員会(委員の構成)

現在(第4期)のCLCS委員 (21名)*4												申請を審査する小委員会(7名の委員で構成される)*5											
地域	国籍	指名団*6	第1期 *1			第2期委員により構成			第3期委員により構成			第4期委員により構成			第3期委員により構成			第4期委員により構成					
			により設置	委員会	委員会	ロシア 小委員会	オーストラリア小委員会	小委員会	小委員会	小委員会	小委員会	モーリシャス 小委員会	小委員会	小委員会	小委員会	小委員会	小委員会	アルゼンチン小委員会	ガーナ小委員会	アイスランド小委員会			
Arshad	Pakistan	China	—	—	—	2002年 ～2007年	2007年 ～2012年	小委員会	小委員会	小委員会	小委員会	フランク ノルウェー ジーランド 小委員会	メキシコ 小委員会	ペルバ ス 小委員会	イギリス (セシヨン 島)小委員会	インドネ シア 小委員会	日本 小委員会	スリナム 小委員会	クック諸島 小委員会	アルゼン チン小委員会	ガーナ小委員会	アイスラン ド小委員会	デンマー ク小委員会
Lu	Malaysia	Malaysia	◆	◆	◆	China	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Republic of Korea	India	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Japan	Nigeria	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Ukraine	Cameroun	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Awosika	Mozambique	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Malanjanane	Kenya	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Awosika	Niguria	Ghana	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Arshad	Malta	Mexico	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Angola	Trinidad and Tobago	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Bolivia	Brazil	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Argentina	Argentina	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Glumov	Russian Federation	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Jacsville	Georgia	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Ussinowicz	Poland	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Arshad	Haworth	Canada & UK	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Heineken	Denmark	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Roest	Netherlands	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Rajan	France	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Charles	Clarks 32	CLCS 42	CLCS 44	CLCS 48	CLCS 52	CLCS 56	CLCS 58	CLCS 62	CLCS 66	CLCS 68	CLCS 64	CLCS 62	CLCS 60	CLCS 62	CLCS 64	CLCS 66	CLCS 68	CLCS 70	CLCS 72	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76
Wahab	Marques	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76	CLCS 76
Arshad	Paterlini	Patel	—	—	—	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Glumov	Ussinowicz	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Haworth	Haworth	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Heineken	Heineken	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Roest	Roest	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Charles	Charles	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Marques	Marques	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Arshad	Paterlini	Paterlini	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Glumov	Ussinowicz	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Haworth	Haworth	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Heineken	Heineken	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Roest	Roest	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Charles	Charles	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Marques	Marques	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Arshad	Paterlini	Paterlini	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Glumov	Ussinowicz	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Haworth	Haworth	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Heineken	Heineken	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Roest	Roest	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Charles	Charles	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Marques	Marques	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Arshad	Paterlini	Paterlini	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Glumov	Ussinowicz	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Haworth	Haworth	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Heineken	Heineken	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Roest	Roest	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Charles	Charles	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Marques	Marques	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Arshad	Paterlini	Paterlini	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Glumov	Ussinowicz	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Haworth	Haworth	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Heineken	Heineken	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Roest	Roest	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Charles	Charles	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Marques	Marques	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Arshad	Paterlini	Paterlini	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Lu	Glumov	Ussinowicz	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Madon	Haworth	Haworth	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Park	Heineken	Heineken	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Rajan	Roest	Roest	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Urbane	Charles	Charles	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
Wahab	Marques	Marques																					

附録2 大陸棚延長のための手続

*大陸棚限界委員会の改正手続規則(CLCS/40/Rev.1)
及び同手続規則のフローチャートをもとに作成。



海洋法に関する国際連合条約

1982年4月30日 第三次国際連合海洋法会議にて採択

1994年11月16日効力発生

我が国については、1996年7月20日効力発生（1996年7月12日公布・条約6号）

第6部 大陸棚

第76条

大陸棚の定義

1 沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であつてその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であつて当該基線から200海里の距離までのものをいう。

2 沿岸国の大陸棚は、4から6までに定める限界を越えないものとする。

3 大陸縁辺部は、沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない。

4 (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。

(i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて7の規定に従って引いた線

(ii) 大陸斜面の脚部から60海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

5 4(a)の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から350海里を超え又は2500メートル等深線(2500メートルの水深を結ぶ線をいう。)から100海里を超えてはならない。

6 5の規定にかかわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から350海里を超えてはならない。この6の規定は、海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりについては、適用しない。

7 沿岸国は、自國の大陸棚が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、その大陸棚の外側の限界線を経緯度によって定める点を結ぶ60海里を超えない長さの直線によって引く。

8 沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき附属書 II に定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。

9 沿岸国は、自國の大陸棚の外側の限界が恒常に表示された海図及び関連する情報（測地原子を含む。）を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適切に公表する。

10 この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国との間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

第 77 条

大陸棚に対する沿岸国の権利

1 沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。

2 1 の権利は、沿岸国が大陸棚を探査せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、排他的である。

3 大陸棚に対する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない。

4 この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。

第 78 条

上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由

1 大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

2 沿岸国は、大陸棚に対する権利の行使により、この条約に定める他の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、また、これらに対して不当な妨害をもたらしてはならない。

第 79 条

大陸棚における海底電線及び海底パイプライン

1 すべての国は、この条の規定に従って大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。

2 沿岸国は、大陸棚における海底電線又は海底パイプラインの敷設又は維持を妨げることができない。もっとも、沿岸国は、大陸棚の探査、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適切な措置をとる権利を有する。

3 海底パイプラインを大陸棚に敷設するための経路の設定については、沿岸国の同意を得る。

4 この部のいかなる規定も、沿岸国がその領土若しくは領海に入る海底電線若しくは海底パイプラインに関する条件を定める権利又は大陸棚の探査、その資源の開発若しくは沿岸国が管轄権を有する人工島、施設及び構築物の運用に関連して建設され若しくは利用される海底電線及び海底パイプラインに対する当該沿岸国の管轄権に影響を及ぼすものではない。

5 海底電線又は海底パイプラインを敷設する国は、既に海底に敷設されている電線又はパイプラインに妥当な考慮を払わなければならない。特に、既設の電線又はパイプラインを修理する可能性は、害してはならない。

第 80 条

大陸棚における人工島、施設及び構築物

第 60 条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する。

第 81 条 大陸棚における掘削

沿岸国は、大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を有する。

第 82 条

200 海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び拠出

1 沿岸国は、領海の幅を測定する基線から 200 海里を超える大陸棚の非生物資源の開発に関して金銭による支払又は現物による拠出を行う。

2 支払又は拠出は、鉱区における最初の 5 年間の生産の後、当該鉱区におけるすべての生産に関して毎年行われる。6 年目の支払又は拠出の割合は、当該鉱区における生産額又は生産量の 1 パーセントとする。この割合は、12 年目まで毎年 1 パーセントずつ増加するものとし、その後は 7 パーセントとする。生産には、開発に関連して使用された資源を含めない。

3 その大陸棚から生産される鉱物資源の純輸入国である開発途上国は、当該鉱物資源に関する支払又は拠出を免除される。

4 支払又は拠出は、機構を通じて行われるものとし、機構は、開発途上国、特に後発開発途上国及び内陸国である開発途上国の利益及びニーズに考慮を払い、衡平な配分基準に基づいて締約国にこれらを配分する。

第 83 条

向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国との間における大陸棚の境界画定

1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国との間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第 15 部に定める手続に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、大陸棚の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。

第 84 条 **海図及び地理学的経緯度の表**

1 大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適當な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

2 沿岸国は、1の海図又は地理学的経緯度の表を適當に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に及び、大陸棚の外側の限界線を表示した海図又は表の場合には、これらの写しを機構の事務局長に寄託する。

第 85 条 **トンネルの掘削**

この部の規定は、トンネルの掘削により海底（水深のいかんを問わない。）の下を開発する沿岸国の権利を害するものではない。

United Nations Convention on the Law of the Sea

(In force from 16 November 1996)

PART VI CONTINENTAL SHELF

Article 76 **Definition of the continental shelf**

1. The continental shelf of a coastal State comprises the sea-bed and subsoil of the submarine areas that extend beyond its territorial sea throughout the natural prolongation of its land territory to the outer edge of the continental margin, or to a distance of 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured where the outer edge of the continental margin does not extend up to that distance.
2. The continental shelf of a coastal State shall not extend beyond the limits provided for in paragraphs 4 to 6.
3. The continental margin comprises the submerged prolongation of the land mass of the coastal State, and consists of the sea-bed and subsoil of the shelf, the slope and the rise. It does not include the deep ocean floor with its oceanic ridges or the subsoil thereof.
4. (a) For the purposes of this Convention, the coastal State shall establish the outer edge of the continental margin wherever the margin extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured, by either:
 - (i) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to the outermost fixed points at each of which the thickness of sedimentary rocks is at least 1 per cent of the shortest distance from such point to the foot of the continental slope; or
 - (ii) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to fixed points not more than 60 nautical miles from the foot of the continental slope.

(b) In the absence of evidence to the contrary, the foot of the continental slope shall be determined as the point of maximum change in the gradient at its base.
5. The fixed points comprising the line of the outer limits of the continental shelf on the sea-bed, drawn in accordance with paragraph 4 (a)(i) and (ii), either shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured or shall not exceed 100 nautical miles from the 2,500 metre isobath, which is a line connecting the depth of 2,500 metres.
6. Notwithstanding the provisions of paragraph 5, on submarine ridges, the outer limit of the continental shelf shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured. This paragraph does not apply to submarine elevations that are natural components of the continental margin, such as its plateaux, rises, caps, banks and spurs.
7. The coastal State shall delineate the outer limits of its continental shelf, where that shelf extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured,

by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length, connecting fixed points, defined by coordinates of latitude and longitude.

8. Information on the limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured shall be submitted by the coastal State to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up under Annex II on the basis of equitable geographical representation. The Commission shall make recommendations to coastal States on matters related to the establishment of the outer limits of their continental shelf. The limits of the shelf established by a coastal State on the basis of these recommendations shall be final and binding.

9. The coastal State shall deposit with the Secretary-General of the United Nations charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of its continental shelf. The Secretary-General shall give due publicity thereto.

10. The provisions of this article are without prejudice to the question of delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts.

Article 77 **Rights of the coastal State over the continental shelf**

1. The coastal State exercises over the continental shelf sovereign rights for the purpose of exploring it and exploiting its natural resources.

2. The rights referred to in paragraph 1 are exclusive in the sense that if the coastal State does not explore the continental shelf or exploit its natural resources, no one may undertake these activities without the express consent of the coastal State.

3. The rights of the coastal State over the continental shelf do not depend on occupation, effective or notional, or on any express proclamation.

4. The natural resources referred to in this Part consist of the mineral and other non-living resources of the sea-bed and subsoil together with living organisms belonging to sedentary species, that is to say, organisms which, at the harvestable stage, either are immobile on or under the sea-bed or are unable to move except in constant physical contact with the sea-bed or the subsoil.

Article 78 **Legal status of the superjacent waters and air space and the rights and freedoms of other States**

1. The rights of the coastal State over the continental shelf do not affect the legal status of the superjacent waters or of the air space above those waters.

2. The exercise of the rights of the coastal State over the continental shelf must not infringe or result in any unjustifiable interference with navigation and other rights and freedoms of other States as provided for in this Convention.

Article 79
Submarine cables and pipelines on the continental shelf

1. All States are entitled to lay submarine cables and pipelines on the continental shelf, in accordance with the provisions of this article.
2. Subject to its right to take reasonable measures for the exploration of the continental shelf, the exploitation of its natural resources and the prevention, reduction and control of pollution from pipelines, the coastal State may not impede the laying or maintenance of such cables or pipelines.
3. The delineation of the course for the laying of such pipelines on the continental shelf is subject to the consent of the coastal State.
4. Nothing in this Part affects the right of the coastal State to establish conditions for cables or pipelines entering its territory or territorial sea, or its jurisdiction over cables and pipelines constructed or used in connection with the exploration of its continental shelf or exploitation of its resources or the operations of artificial islands, installations and structures under its jurisdiction.
5. When laying submarine cables or pipelines, States shall have due regard to cables or pipelines already in position. In particular, possibilities of repairing existing cables or pipelines shall not be prejudiced.

Article 80
Artificial islands, installations and structures on the continental shelf

Article 60 applies *mutatis mutandis* to artificial islands, installations and structures on the continental shelf.

Article 81
Drilling on the continental shelf

The coastal State shall have the exclusive right to authorize and regulate drilling on the continental shelf for all purposes.

Article 82
**Payments and contributions with respect to the
exploitation of the continental shelf beyond 200 nautical miles**

1. The coastal State shall make payments or contributions in kind in respect of the exploitation of the non-living resources of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured.
2. The payments and contributions shall be made annually with respect to all production at a site after the first five years of production at that site. For the sixth year, the rate of payment or contribution shall be 1 per cent of the value or volume of production at the site. The rate shall increase by 1 per cent for each subsequent year until the twelfth year and shall remain at 7 per cent thereafter. Production does not include resources used in connection with exploitation.

3. A developing State which is a net importer of a mineral resource produced from its continental shelf is exempt from making such payments or contributions in respect of that mineral resource.

4. The payments or contributions shall be made through the Authority, which shall distribute them to States Parties to this Convention, on the basis of equitable sharing criteria, taking into account the interests and needs of developing States, particularly the least developed and the land-locked among them.

Article 83

Delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts

1. The delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution.

2. If no agreement can be reached within a reasonable period of time, the States concerned shall resort to the procedures provided for in Part XV.

3. Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and co-operation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation.

4. Where there is an agreement in force between the States concerned, questions relating to the delimitation of the continental shelf shall be determined in accordance with the provisions of that agreement.

Article 84

Charts and lists of geographical co-ordinates

1. Subject to this Part, the outer limit lines of the continental shelf and the lines of delimitation drawn in accordance with article 83 shall be shown on charts of a scale or scales adequate for ascertaining their position. Where appropriate, lists of geographical co-ordinates of points, specifying the geodetic datum, may be substituted for such outer limit lines or lines of delimitation.

2. The coastal State shall give due publicity to such charts or lists of graphical co-ordinates and shall deposit a copy of each such chart or list with the Secretary-General of the United Nations and, in the case of those showing the outer limit lines of the continental shelf, with the Secretary-General of the Authority.

Article 85

Tunnelling

This Part does not prejudice the right of the coastal State to exploit the subsoil by means of tunnelling, irrespective of the depth of water above the subsoil.

海洋法に関する国際連合条約
附属書II 大陸棚の限界に関する委員会

第1条

条約第 76 条の規定により、200 海里を超える大陸棚の限界に関する委員会は、以下の諸条に定めるところにより設置される。

第2条

1. 委員会は、21 人の委員で構成される。委員は、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の分野の専門家である者とし、個人の資格で職務を遂行する。
2. 第1回の選挙は、この条約の発効の日の後できる限り速やかに、いかなる場合にも 18箇月以内に行う。国際連合事務総長は、選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、適切な地域的な協議の後に自国が指名する者の氏名を 3 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、締約国に送付する。
3. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しつつ投票する締約国の代表によって投じられた票の 3 分の 2 以上の多数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とするものとし、いずれの地理的地域からも 3 名以上の委員を選出する。
4. 委員会の委員は、5 年の任期で選出されるものとし、再選されることができる。
5. 委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条 1(b)の助言について生ずる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

第3条

1. 委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (a) 大陸棚の外側の限界が 200 海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第 76 条の規定及び第三次国際連合海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明に従って勧告を行うこと。
 - (b) 関係する沿岸国に要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること。
2. 委員会は、委員会の責任の遂行に役立ち得る科学的及び技術的情報を交換するため、必要かつ有用であると認められる範囲において、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) の政府間海洋学委員会 (IOC)、国際水路機関 (IHO) その他権限のある国際機関と協力することができる。

第4条

沿岸国は、条約第 76 条の規定に従って自國の大陸棚の外側の限界 200 海里を超えて設定する意思を有する場合には、この条約が自國について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも 10 年以内に、当該限界について詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自國に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

第5条

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する 7 人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国の国民である委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を要する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自國の代表を投票権なしで参加させることができる。

第6条

1. 小委員会は、その勧告を委員会に提出する。
2. 委員会は、出席しかつ投票する委員会の委員の 3 分の 2 以上の多数による議決により、小委員会の勧告を承認する。
3. 委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出する。

第7条

沿岸国は、条約第 76 条 8 の規定及び適当な国内手続に従って大陸棚の外側の限界を設定する。

第8条

沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対して改定した又は新たな要請を行う。

第9条

委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA

ANNEX II. COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF

Article 1

In accordance with the provisions of article 76, a Commission on the Limits of the Continental Shelf beyond 200 nautical miles shall be established in conformity with the following articles.

Article 2

1. The Commission shall consist of 21 members who shall be experts in the field of geology, geophysics or hydrography, elected by States Parties to this Convention from among their nationals, having due regard to the need to ensure equitable geographical representation, who shall serve in their personal capacities.
2. The initial election shall be held as soon as possible but in any case within 18 months after the date of entry into force of this Convention. At least three months before the date of each election, the Secretary-General of the United Nations shall address a letter to the States Parties, inviting the submission of nominations, after appropriate regional consultations, within three months. The Secretary-General shall prepare a list in alphabetical order of all persons thus nominated and shall submit it to all the States Parties.
3. Elections of the members of the Commission shall be held at a meeting of States Parties convened by the Secretary-General at United Nations Headquarters. At that meeting, for which two thirds of the States Parties shall constitute a quorum, the persons elected to the Commission shall be those nominees who obtain a two-thirds majority of the votes of the representatives of States Parties present and voting. Not less than three members shall be elected from each geographical region.
4. The members of the Commission shall be elected for a term of five years. They shall be eligible for re-election.
5. The State Party which submitted the nomination of a member of the Commission shall defray the expenses of that member while in performance of Commission duties. The coastal State concerned shall defray the expenses incurred in respect of the advice referred to in article 3, paragraph 1(b), of this Annex. The secretariat of the Commission shall be provided by the Secretary-General of the United Nations.

Article 3

1. The functions of the Commission shall be:
 - (a) to consider the data and other material submitted by coastal States concerning the outer limits of the continental shelf in areas where those limits extend beyond 200 nautical miles, and to make recommendations in accordance with article 76 and the Statement of Understanding adopted on 29 August 1980 by the Third United Nations Conference on the Law of the Sea;
 - (b) to provide scientific and technical advice, if requested by the coastal State concerned during the preparation of the data referred to in subparagraph (a).

2. The Commission may cooperate, to the extent considered necessary and useful, with the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO, the International Hydro-graphic Organization and other competent international organizations with a view to exchanging scientific and technical information which might be of assistance in discharging the Commission's responsibilities.

Article 4

Where a coastal State intends to establish, in accordance with article 76, the outer limits of its continental shelf beyond 200 nautical miles, it shall submit particulars of such limits to the Commission along with supporting scientific and technical data as soon as possible but in any case within 10 years of the entry into force of this Convention for that State. The coastal State shall at the same time give the names of any Commission members who have provided it with scientific and technical advice.

Article 5

Unless the Commission decides otherwise, the Commission shall function by way of sub-commissions composed of seven members, appointed in a balanced manner taking into account the specific elements of each submission by a coastal State. Nationals of the coastal State making the submission who are members of the Commission and any Commission member who has assisted a coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation shall not be a member of the sub-commission dealing with that submission but has the right to participate as a member in the proceedings of the Commission concerning the said submission. The coastal State which has made a submission to the Commission may send its representatives to participate in the relevant proceedings without the right to vote.

Article 6

1. The sub-commission shall submit its recommendations to the Commission.
2. Approval by the Commission of the recommendations of the sub-commission shall be by a majority of two thirds of Commission members present and voting.
3. The recommendations of the Commission shall be submitted in writing to the coastal State which made the submission and to the Secretary-General of the United Nations.

Article 7

Coastal States shall establish the outer limits of the continental shelf in conformity with the provisions of article 76, paragraph 8, and in accordance with the appropriate national procedures.

Article 8

In the case of disagreement by the coastal State with the recommendations of the Commission, the coastal State shall, within a reasonable time, make a revised or new submission to the Commission.

Article 9

The actions of the Commission shall not prejudice matters relating to delimitation of boundaries between States with opposite or adjacent coasts.

第三次国連海洋法会議最終議定書附属書 II 大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明(*)

(*) 本了解声明の日本語訳は、財団法人日本海洋協会による訳である。（外務省経済局海洋課監修「英和対訳 国連海洋法条約〔正訳〕」473 ページ（成山堂書店発行（2004 年））に収録されている。）

第三次国際連合海洋法会議は、国の大陸縁辺部で、(1) 200 メートル等深線までの平均距離が 20 海里以下であり、かつ、(2) 大陸縁辺部の堆積岩の多くの部分がコンチネンタル・ライズの下にあるものについては、その特別の性格を考慮し、

当該国の大陸縁辺部に条約第 76 条の規定を適用することにより、同条 4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って、大陸縁辺部の外縁全体を示すものとして許容される最大の距離の線に沿った堆積岩の厚さの数学的平均が 3.5 メートル以上となり、このため縁辺部の半分以上が除外されることとなって、当該国に不均衡な結果となることを考慮して、

当該国が、条約第 76 条の規定にかかわらず、経緯度によって定める定点であってそのいずれにおいても堆積岩の厚さが 1 キロメートル以上となるものを結ぶ長さ 60 海里を超えない直線により大陸縁辺部の外縁を設定することができることを認める。

当該国が前記の方法を適用してその大陸縁辺部の外縁を設定する場合には、隣接する沿岸国も、共通の地学的特徴を有する大陸縁辺部の外縁を設定するに当たって、この方法を用いることができる。ただし、その外縁が、条約第 76 条 4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って許容される最大の距離の線であってその線に沿う堆積岩の厚さの数学的平均が 3.5 キロメートル以上であるもの上にある場合に限る。

同会議は、条約附属書 II により設立される大陸棚の限界に関する委員会に対し、ベンガル湾南部の諸国の大陸縁辺部の外縁の設定に関する事項について勧告を行う場合には、この声明の規定に従うよう要請する。

Final Act of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea

ANNEX II

**STATEMENT OF UNDERSTANDING CONCERNING A SPECIFIC METHOD TO BE
USED IN ESTABLISHING THE OUTER EDGE OF THE CONTINENTAL MARGIN**

The Third United Nations Conference on the Law of the Sea,

Considering the special characteristics of a State's continental margin where: (1) the average distance at which the 200 metre isobath occurs is not more than 20 nautical miles; (2) the greater proportion of the sedimentary rock of the continental margin lies beneath the rise; and

Taking into account the inequity that would result to that State from the application to its continental margin of article 76 of the Convention, in that, the mathematical average of the thickness of sedimentary rock along a line established at the maximum distance permissible in accordance with the provisions of paragraph 4(a)(i) and (ii) of that article as representing the entire outer edge of the continental margin would not be less than 3.5 kilometres; and that more than half of the margin would be excluded thereby;

Recognizes that such State may, notwithstanding the provisions of article 76, establish the outer edge of its continental margin by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length connecting fixed points, defined by latitude and longitude, at each of which the thickness of sedimentary rock is not less than 1 kilometre,

Where a State establishes the outer edge of its continental margin by applying the method set forth in the preceding paragraph of this statement, this method may also be utilized by a neighbouring State for delineating the outer edge of its continental margin on a common geological feature, where its outer edge would lie on such feature on a line established at the maximum distance permissible in accordance with article 76, paragraph 4(a)(i) and (ii), along which the mathematical average of the thickness of sedimentary rock is not less than 3.5 kilometres,

The Conference requests the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up pursuant to Annex II of the Convention, to be governed by the terms of this Statement when making its recommendations on matters related to the establishment of the outer edge of the continental margins of these States in the southern part of the Bay of Bengal.

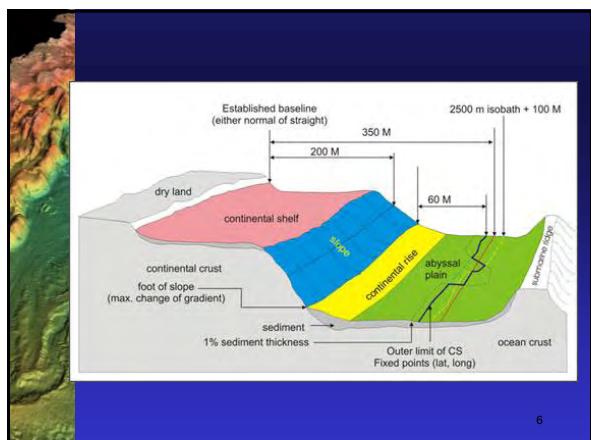
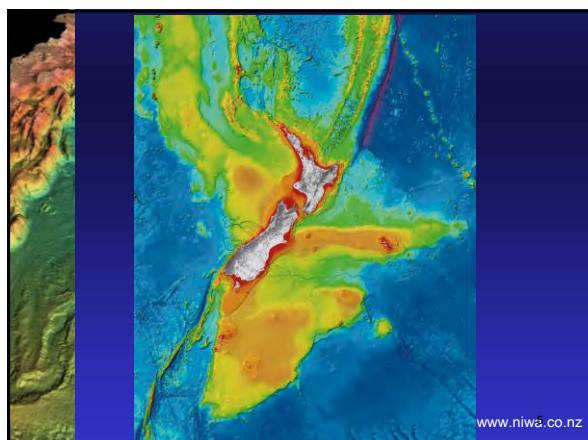
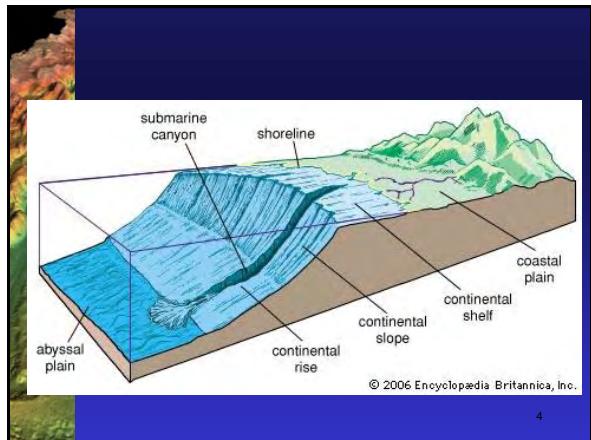
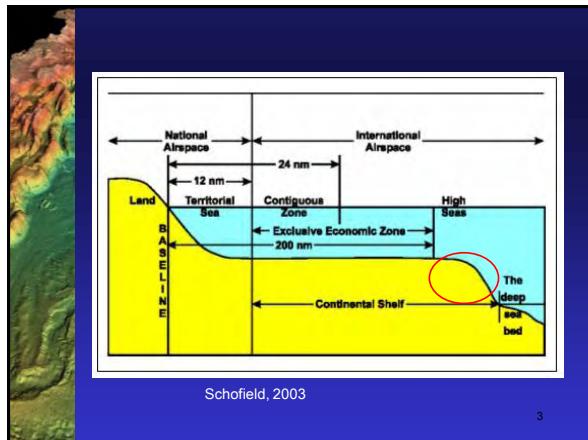
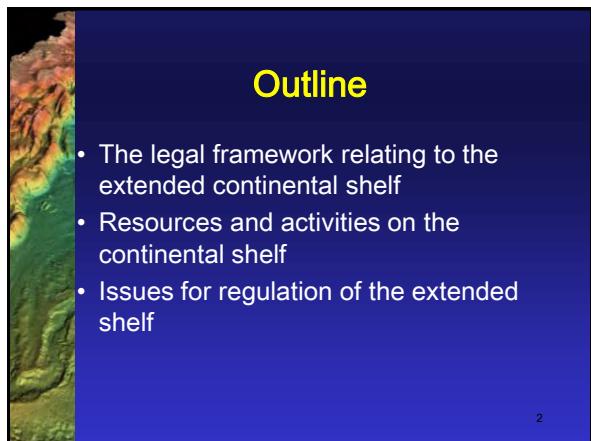
大陸棚セミナー
大陸棚延長に伴う課題
—今後の大陸棚における資源開発に向けて—
(平成 25 年 1 月 10 日 開催)

講演資料

延長大陸棚の法的枠組み：資源の探査、開発、規制に向けて
ジョアンナ・モソップ ヴィクトリア大学ウェリントン校
法科大学院講師

マレーシアから見た南シナ海の地質と海底資源
マズラン・マドン マレーシア石油公社首席地球科学研究官
大陸棚限界委員会委員

日本の大陸棚における海底資源開発に向けて
浦辺徹郎 東京大学大学院理学系研究科教授
大陸棚限界委員会委員

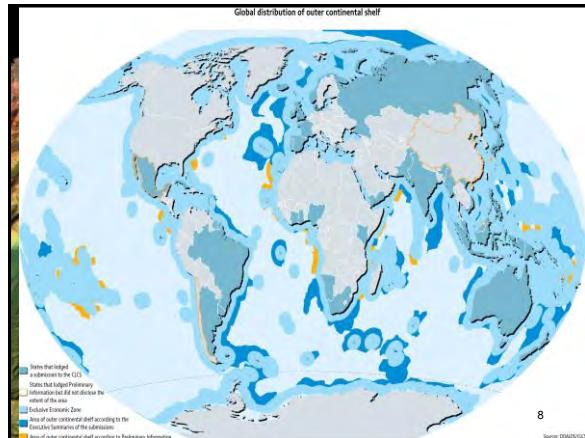




Commission on the Limits of the Continental Shelf

- 21 experts in geology, geophysics or hydrography.
- Recommendations only, but a state may rely on these to establish legally binding limits.
- December 2012: 65 full or partial submissions, 45 preliminary information.
- 18 recommendations issued

7




UNCLOS Part VI

- The coastal state exercises sovereign rights over the continental shelf for the purpose of exploring it and exploiting its natural resources. Art 77(1).
- Resources include sedentary species: those which, at the harvestable stage, either are immobile on or under the seabed or are unable to move except in constant physical contact with the seabed or subsoil. Art (77(4)).

9




UNCLOS Part VI

Article 78

1. The legal rights of the coastal State over the continental shelf do not affect the legal status of the superjacent waters or of the air space above those waters.
2. The exercise of the rights of the coastal State over the continental shelf **must not infringe or result in any unjustifiable interference with navigation and other rights and freedoms of other States as provided for in this Convention.**

11



Marine Scientific Research: article 246(6)

- For MSR beyond 200 nm, states may not refuse consent on the basis that the project is of direct significance for the exploration and exploitation of living and non-living resources

UNLESS

The state has publicly designated the area as one in which exploitation is occurring or will occur within a reasonable time.
- Note: a coastal state may still refuse consent if the MSR will introduce harmful substances into the marine environment.
- Paragraph 7: the provisions of paragraph 6 are without prejudice to the rights of coastal states over the continental shelf as established in art 77.

12



Environmental Protection on the OCS

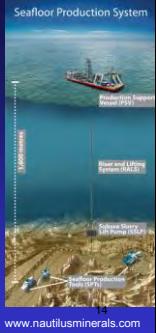
- General obligation to protect and preserve the marine environment (192, 194)
- Customary obligation not to cause transboundary harm or harm to areas beyond national jurisdiction. (*Pulp Mills, Advisory Opinion*)
- Due diligence to ensure harm is not caused including conducting an environmental impact assessment. (*Pulp Mills, Advisory Opinion*, art 194)

13



Current and future activities on the OCS

- Marine scientific research (MSR)
- Fishing
- Mining for seabed minerals
- Hydrocarbon extraction
- Bioprospecting
- Others?

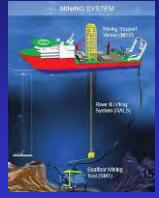


14
www.nautilusminerals.com



Mineral deposits



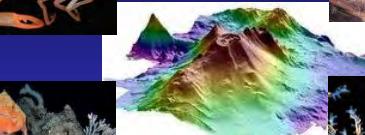


15



Biological resources: seamounts

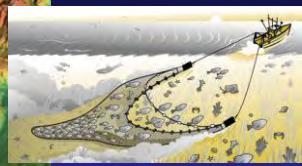



16



Bottom trawling






17



Biological resources: hydrothermal vents and cold seeps











18



Regulation of activities: what is a 'justifiable interference' with high seas freedoms?

- Potential targets for regulation include activities directly targeting continental shelf resources and activities not directed at those resources but which have an impact on them.
- Some interference with high seas rights anticipated by UNCLOS

19



How to evaluate proposed regulation

- Evidence of interference with shelf resources
- Level of harm to the shelf resources
- Relative importance of the interests
- Is the interference as minimal as possible?
- International or regional institutions and soft law instruments

20



Does a coastal state have enforcement jurisdiction over the outer continental shelf?

- No express enforcement right in Part VI
- Compare: article 25 (territorial sea), 33 (contiguous zone), 73 (EEZ for living resources), 220 (pollution).
- Exclusive flag state jurisdiction over vessels on the high seas with limited exceptions. (Art 92, 110)

21



But ...

- Right of hot pursuit includes pursuit when a vessel is "on the continental shelf, including safety zones around continental shelf installations".
- ILC Commentary to the 1958 Geneva Convention:
"The text as now adopted leaves no doubt that the rights conferred upon the coastal State cover all rights necessary for and connected with the exploration of the natural resources of the continental shelf. Such rights include jurisdiction in connexion with the prevention and punishment of violations of the law".

22



Further support ...

- Tentative academic approval of an enforcement right
- Legislation of UK, US, USSR and Australia following the 1958 Geneva Convention
- Reports of disputes suggest legal issues related to status of sedentary species, not legality of exercise of jurisdiction.

23



Conclusion

- Activities on the continental shelf beyond 200 nm face unique issues, e.g.
 - Interactions with users in the high seas
 - Different rules re MSR
 - Higher risk of transboundary harm or harm to the commons
- Coastal states, when regulating such activities, should not assume 'business as usual'. Careful consideration is required to take into account the legal differences.
- The differences should be reflected in the regulatory framework to avoid conflict with other states.

24

Geology and seabed resources in the South China Sea: a Malaysian perspective

Mazlan Madon

Petronas E&P Technology Centre, Kuala Lumpur,
Malaysia

Member of the Commission on the Limits of the
Continental Shelf

International Seminar on the Extended Continental Shelf and Seafloor Resources, Tokyo, Japan, 10th Jan 2013

Disclaimer

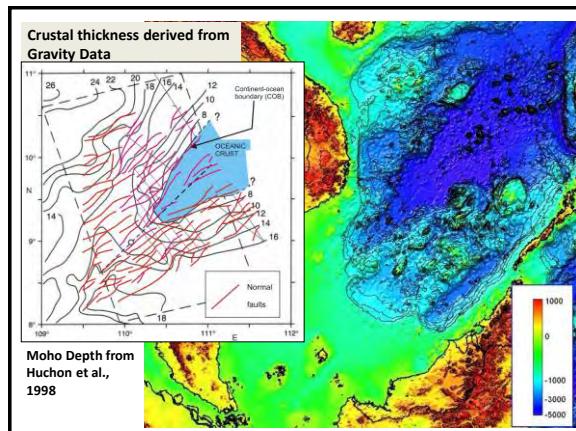
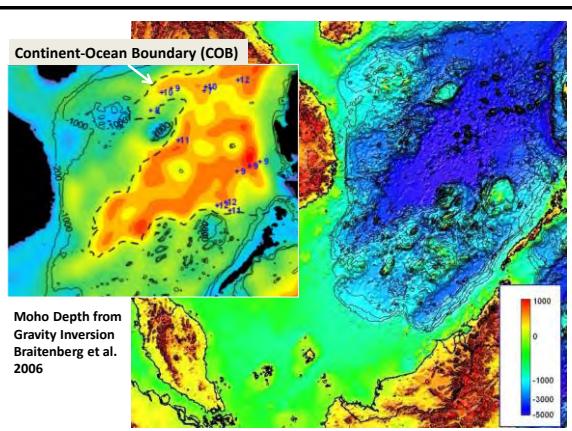
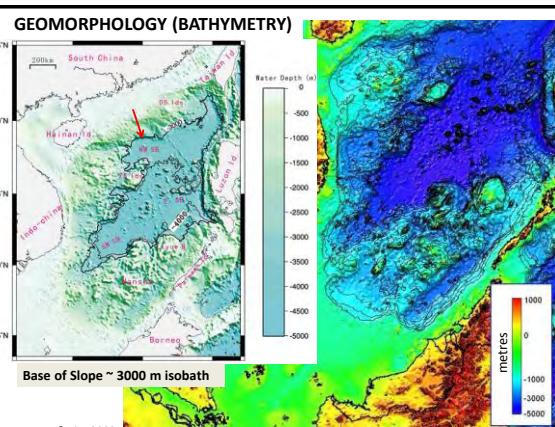
The views expressed in this document and in the presentation are solely those of the author and do not necessarily reflect the views of the Commission on the Limits of the Continental Shelf or PETRONAS or any other parties.

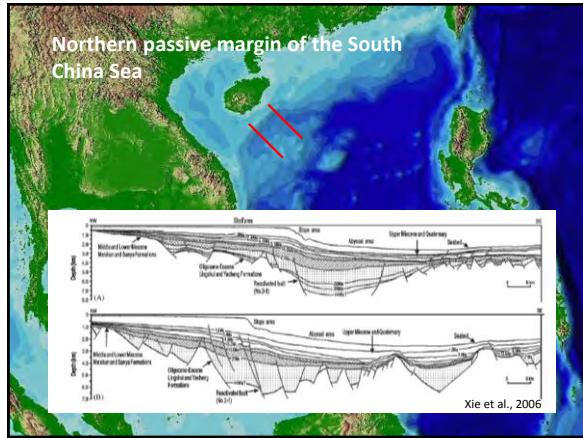
International Seminar on the Extended Continental Shelf and Seafloor Resources, Tokyo, 10th Jan 2013

Geology and seabed resources of the South China Sea: a Malaysian perspective

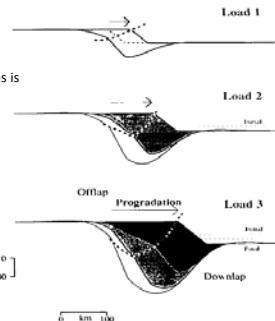
- Geology and Geomorphology
 - Northern/Southern margins
 - Tectonic Evolution
- Seabed resources activities: Malaysian perspective
 - Regional Offshore Marine Survey (1986-2010)
 - Conventional hydrocarbons – from Shelf to Deepwater
 - Unconventionals (e.g. methane hydrates)

International Seminar on the Extended Continental Shelf and Seafloor Resources, Tokyo, 10th Jan 2013





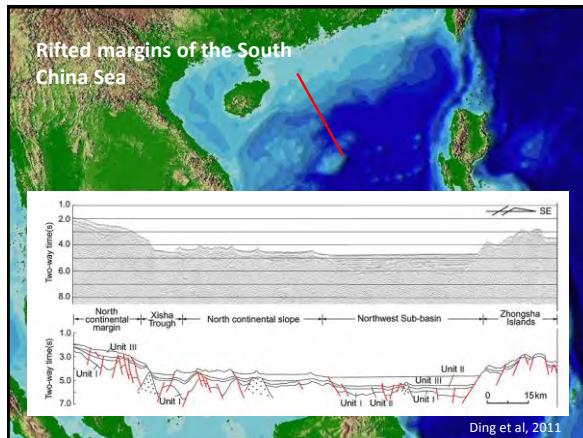
Deltaic/shelf progradation at passive margins



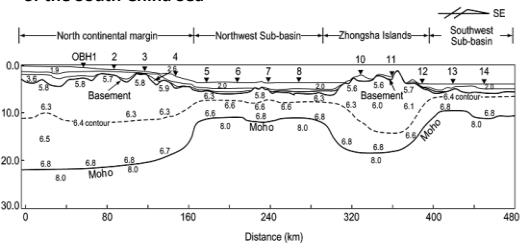
The shape of a typical continental shelf-slope profile at passive margins is determined by

- Three main controlling factors:
- Sediment supply (load)
 - Isostatic response to loading
 - Subsidence rate

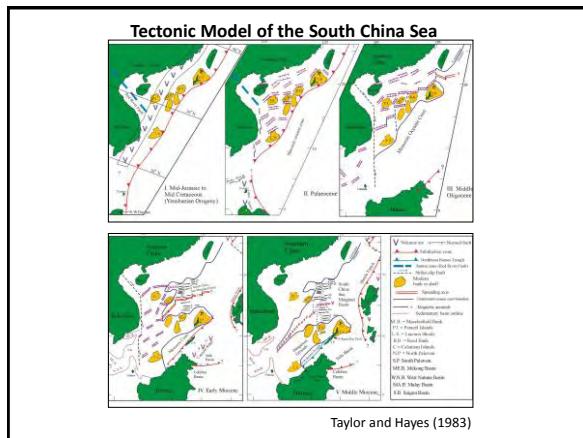
Model from Watts, 1989. *Basin Res.*



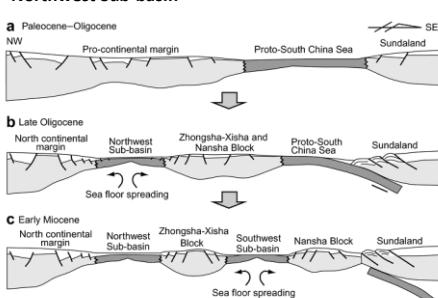
Crustal thickness variations in rifted margin of the South China Sea



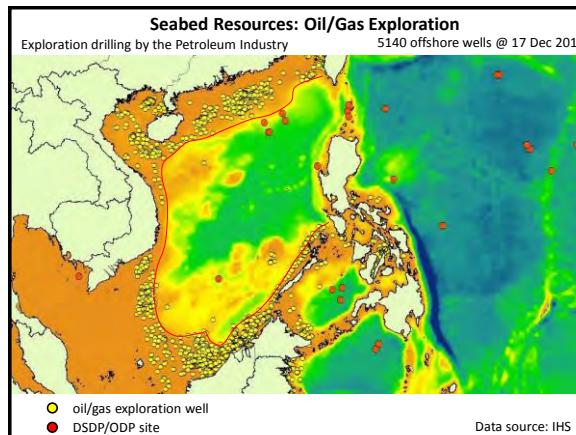
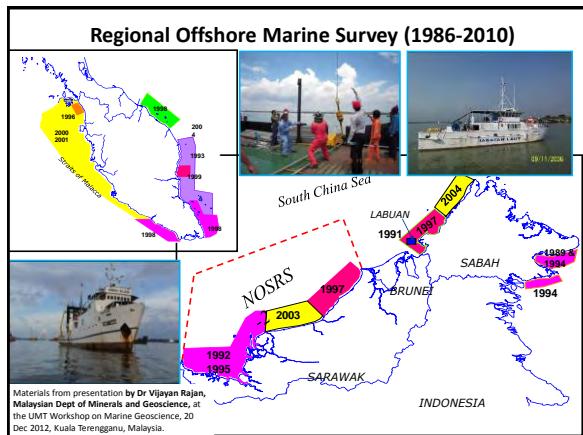
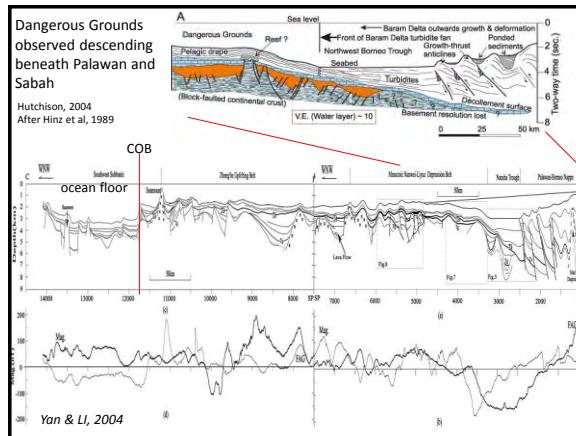
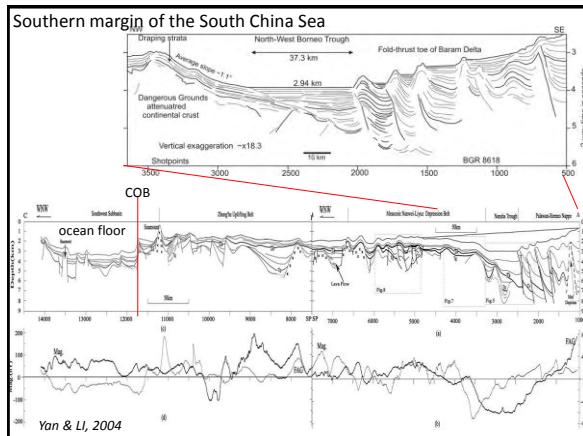
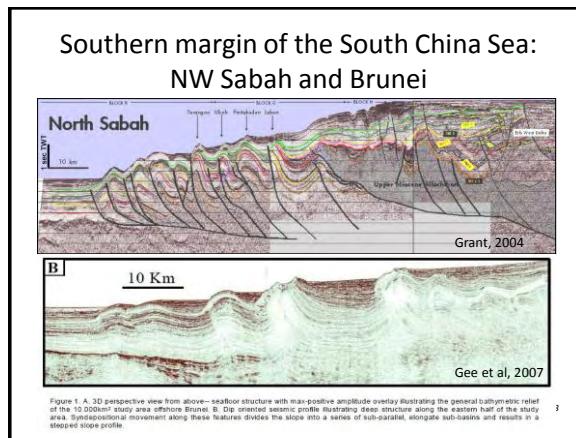
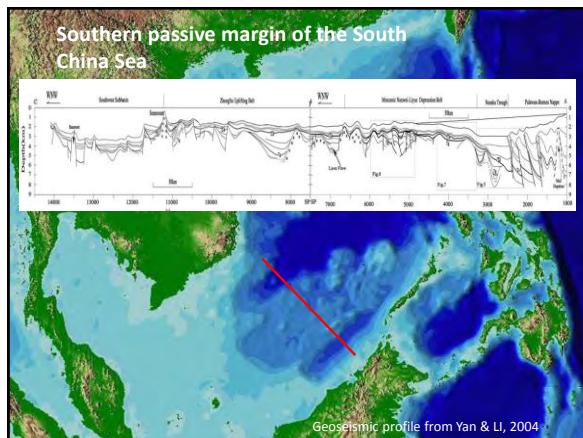
Crustal profile from Ding et al, 2011

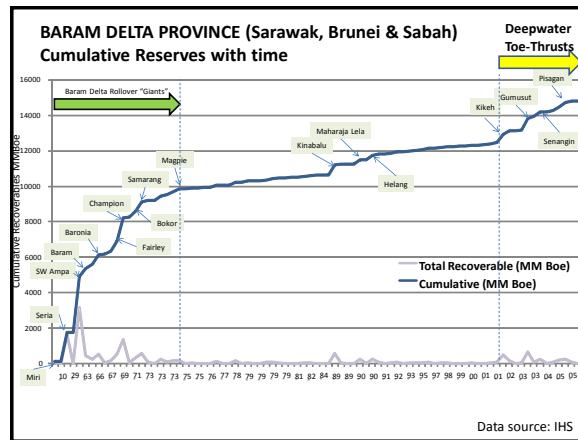
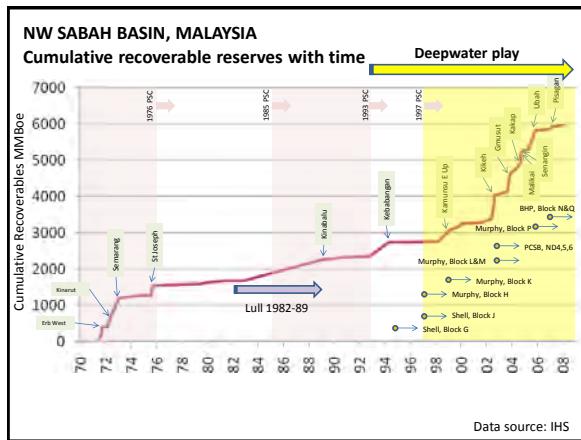
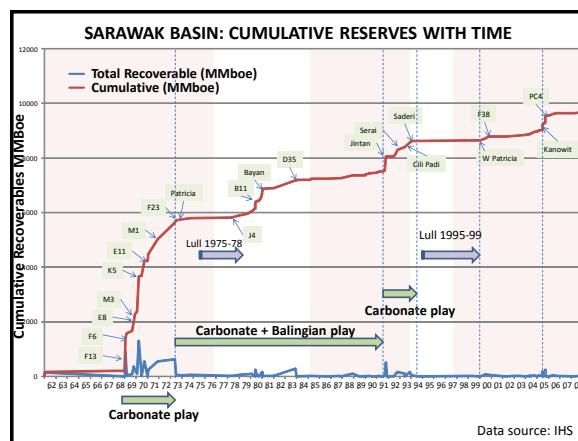
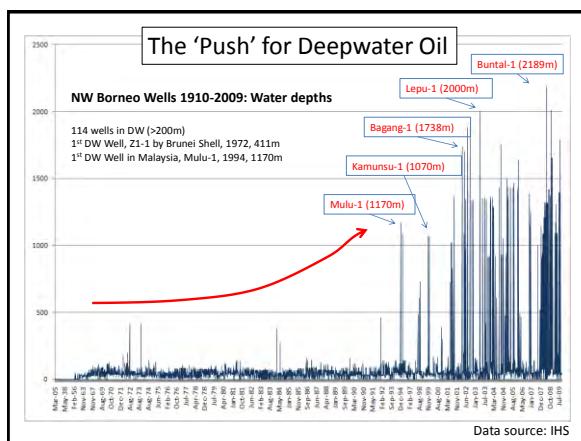
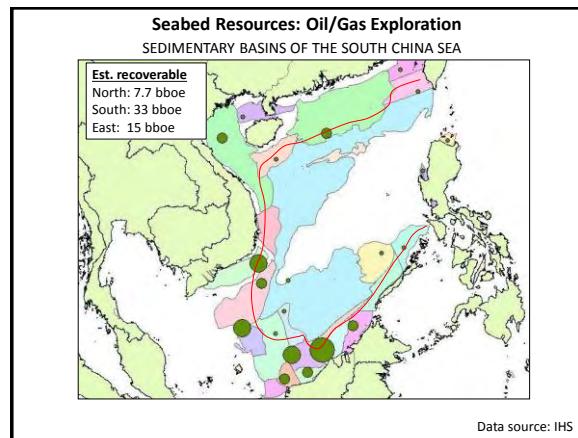
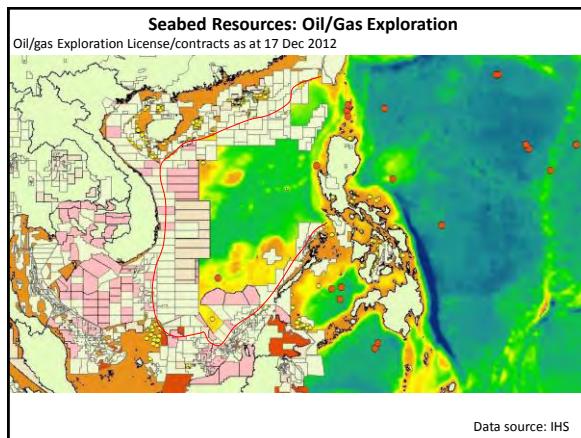


Crustal Model of the South China Sea across the Northwest Sub-basin



Ding et al, 2011





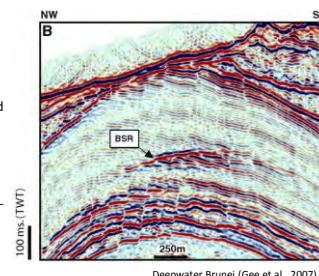
Unconventional Hydrocarbons

- Methane (Gas) hydrates
 - Gas/methane 'trapped' in ice/water molecule lattice at low temperatures
 - 98% occurrences are in 300-3000m (outer shelf and slope), 2% in continental permafrost
 - Global estimate (Johnson, 2011) – 43,000 TCF
 - Energy of the future (?)

International Seminar on the Extended Continental Shelf and Seafloor Resources, Tokyo, 10th Jan 2013

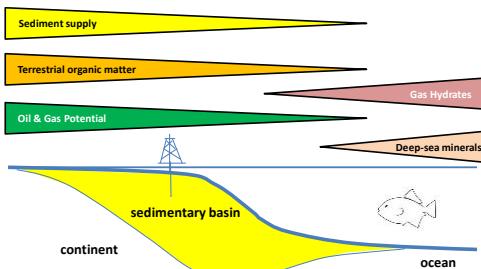
Sabah/Brunei margin: Gas hydrates

- Initial reports by BGR (late 1980s) but hardly any detailed study done; some description published (Gee et al., 2007)
- Hydrate occurrences associated with the deepwater fold-thrust anticlines offshore NW Sabah and Brunei, indicated by Bottom-Simulating Reflectors (BSR), in post-Miocene sediments 250-300 m beneath sea floor, in water depths 1100-2800 m.
- Future work needed: Volumetric Assessment and Exploitation technology



International Seminar on the Extended Continental Shelf and Seafloor Resources, Tokyo, 10th Jan 2013

CONTINENTAL MARGINS AND SEABED RESOURCES



Concluding remarks

- Geology, margin type, and **seabed geomorphology** closely related to crustal thickness (rifting history)
- **Sediment thickness** controlled by nature of basement and/or crustal thickness (therefore, margin type)
- **Seabed resources**: type (hydrocarbons or metallic minerals) and potential/risks depend on these inter-related factors (geology)
- **Seabed resource activities for Malaysia**: mainly oil/gas exploration on shelf/slope; nearshore sand and mineral exploration

International Seminar on the Extended Continental Shelf and Seafloor Resources, Tokyo, 10th Jan 2013

Thank you



DISCLAIMER

The views expressed herein are solely those of the author and do not necessarily reflect the views of the Commission on the Limits of the Continental Shelf

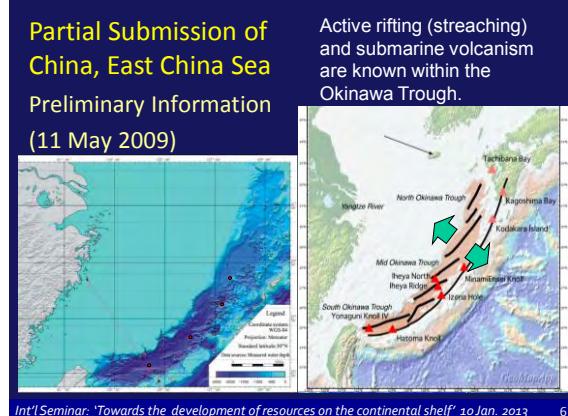
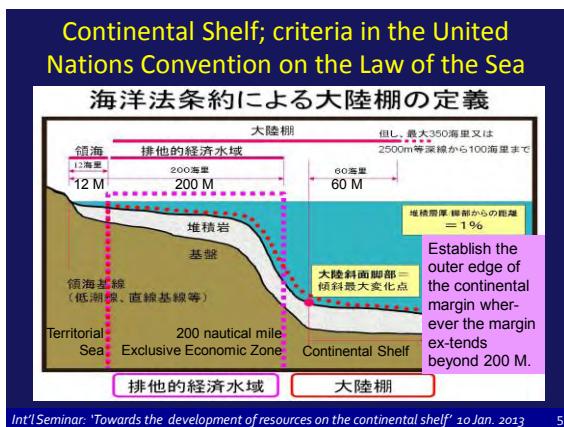
Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013, 2

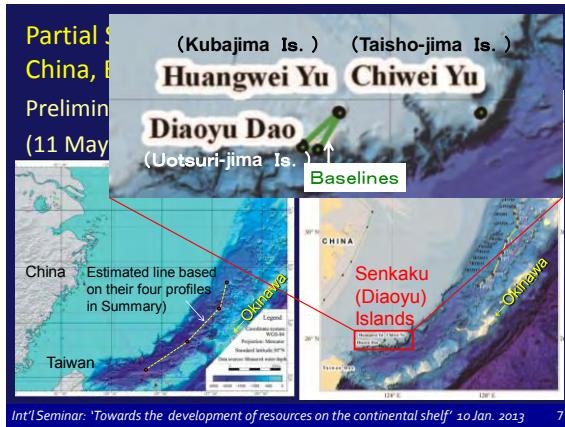


Recent submissions made by China and Korea to CLCS in East China Sea area

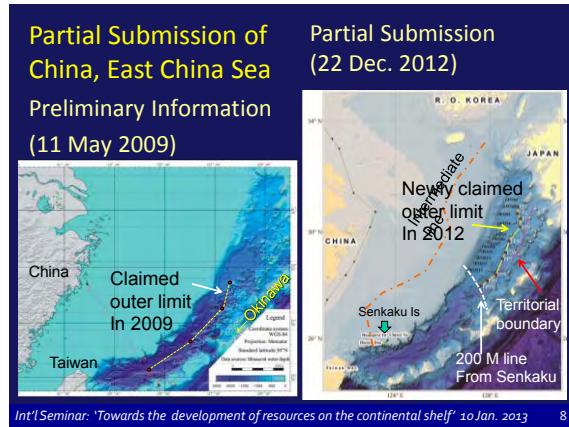
1. Two partial submissions were made recently by China (22 Dec 2012) and Korea (26 Dec 2012) both at East China Sea area.
2. These submissions claim an overlapping area in the northern Okinawa Trough within the 200 nautical mile EEZ of Japan.
3. Both China and Korea submitted Preliminary Information on 11 May 2009 in the area. However, China shifted its claim from southern Okinawa Trough to northern Okinawa Trough.
4. Korea expanded their claimed area from the southern boundary of Japan-Korea Joint Develop Zone to the limit of 12 nautical mile territorial sea of Japan.
5. China seems to change their position on Senkaku (Diaoyu in Chinese) Islands since 2009; ignored in Preliminary Information but regarded? as their territory in present Submission.

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013, 4





Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 7



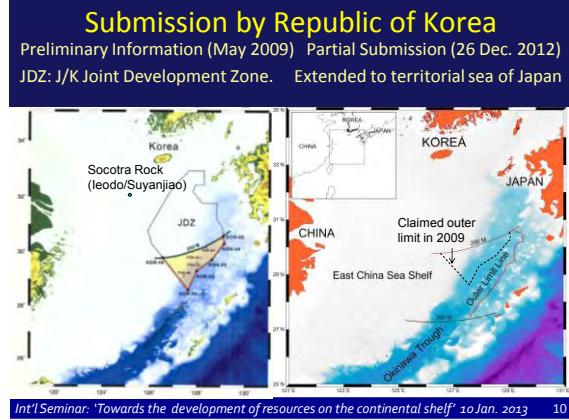
Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 8

Excerpts from Executive Summary of China's Submission ...

- The determination of the outer envelope of 60 nautical miles from FOS according to article 76 (4)(a) (ii) of the Convention confirms that ECS's continental shelf has naturally prolonged to the Okinawa Trough's axis. Considering the geographical conditions and based on the topographical change of the seafloor. The outer limits of ECS's continental shelf beyond 200 nautical miles limit is defined as the line connecting of the maximum water depth points on the axial area of the profile which is vertical to the trend of the Okinawa Trough (hereinafter referred to as the "maximum water depth points")

(要旨) 沖縄トラフまでは大陸の延長とし、その最深点を結んでいる。

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 9



Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 10

Excerpts from Executive Summary of Korea

- Korea has made efforts in good faith to assure its neighboring States that the present Partial Submission is made without prejudice to the questions of delimitation of the continental shelf in the East China Sea. The Government of Korea has consulted with the Government of the People's Republic of China, and has also made efforts to consult with the Government of Japan concerning Korea's submission.
 - The final outer limits of the continental shelf beyond 200 M from the baselines of Korea are derived from the outer envelopes of 60 M from the FOS, but adjusted so as not to impinge on the territorial sea of Japan in the East China Sea.
 - The fixed points comprising the line of the outer limits of the continental shelf do not exceed 350 M from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured.

Joint Seminar, 'Towards the development of resources on the continental shelf', 10 Jan. 2012 11

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 11

China's justification for the Submission

- “The Chinese Government hereby informs the Commission that China, the Republic of Korea and Japan are yet to complete the delimitation of the continental shelf in the area involved in this Submission. According to article 76(10) of the Convention, recommendation of the Commission with regard to this Submission will not prejudice future delimitation of the continental shelf between China and the states concerned.”

(要旨) 申請海域の境界画定は終わって居ないため、CLCSが勧告を出しても隣国の将来の境界画定に損害を与えないと説明している。

- *Personal Comments on these submissions:*
Probably, these are the first Submission ever made to try to extend the outer limit of their Continental Shelf to/along the boundary of the territorial sea of the neighboring or opposing state.

Int'l Seminar, 'Towards the development of resources on the continental shelf', 10 Jan. 2012 13

Note Verbale of Japan on 23 July 2009

The distance between the opposite coasts of Japan and the People's Republic of China in the area with regard to which the People's Republic of China has submitted preliminary information is less than 400 nautical miles. The delimitation of the continental shelf in this area shall be effected by agreement between the two States in accordance with Article 83 of the United Nations Convention on the Law of the Sea (hereinafter referred to as "the Convention"). It is indisputable that the establishment of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles in an area comprising less than 400 nautical miles and subject to the delimitation of the continental shelf between the States concerned cannot be accomplished under the provisions of the Convention.

(要旨) 日中間の間隔は400マイル以下であり、関連する国々の間で大陸棚の境界が決定される海域であることから、海洋法の規定により大陸棚の境界を画定することはできないことは議論の余地がない。

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 13

Note Verbale of Japan on 28 Dec 2012

Paragraph 5 (a) of the Annex 1 of the Rules of Procedure of the Commission on the Limits of the Continental Shelf provides that "In cases where a land or maritime dispute exists, the Commission shall not consider and qualify a submission made by any of the States concerned in the dispute. However, the Commission may consider one or more submissions in the areas under dispute with prior consent given by all States that are parties to such a dispute." In the area, which is the area which is the subject of the submission, the delimitation of the continental shelf is yet to be determined. The Government of Japan does not give such prior consent to the consideration of the submission by the Commission.

The submission contains references to the Senkaku Islands including their "baselines" that the People's Republic of China argues. These "baselines" have no legal ground under international law. Such references to the Senkaku Islands including their "baselines" are categorically unacceptable for the Government of Japan in light of the reasons mentioned above;

(要旨) CLCSは紛争海域の勧告をしてはならない。尖閣は日本領土。

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 14

Specialist's view (B. Kwiatkowska, 2012) on China's 2009 Preliminary Information

However, as these areas are within 200-mile zone of neighbouring Japan, para.11 of China's Preliminary Submission specified in accordance with UNCLOS Articles 74/83 that:

11. Following its consistent position, China will, through peaceful negotiation, delimit the continental shelf with States with opposite or adjacent coasts by agreement on the basis of international law and the equitable principles.

Japan's Note Verbale of 23 July 2009 was prompt in reserving its right to make additional comments on China's position in the future and in meanwhile stressing that:

It is indisputable that the establishment of the outer limits of the continental shelf beyond 200 miles in an area comprising less than 400 miles and subject to the delimitation of the continental shelf between the States concerned cannot be accomplished under the provisions of the UNCLOS.

This passage implies that were China to proceed with Partial (East China Sea) Submission, Japan would request the CLCS to refrain from making Recommendations on such Submission.

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 15

China also plans;

- The fact that in para.10 of its 2009 Preliminary Partial (East China Sea) Submission:
- 10. China reserves its right to make Submissions on the outer limits of the continental shelf that extends beyond 200 miles in the East China Sea and in other sea areas (emphasis added), can be construed as presaging another China's Partial (South China Sea) Submission. Such a Submission, however, seems for the time being to be unlikely given China's notorious U-shaped line claim with a view to indicating its ownership of Spratly/Nansha (Truong Sa/Kalayaan), Paracel/Xisha (Hoang Sa) and Scarborough/Huangyan Dao within this U-line and given that South China Sea disputes are long-standing, multi-state, and involve valuable resources in addition to other strategic

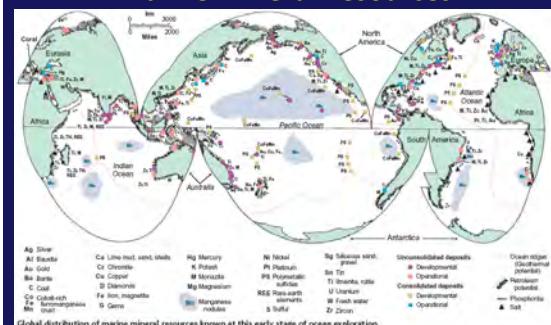
Prof. Barbara Kwiatkowska (Former Deputy Director, NILOS) (Farewell Lecture on 9 Dec. 2011): <http://www.uu.nl/nilos/onlinepapers>

Contents

- O. Recent submissions made by China and Korea
1. Non-fuel Marine Mineral Resources; Overview
2. Resources around Japanese waters
3. Conclusions

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013, 1

Marine Mineral Resources



Compiled by Rona (2008)

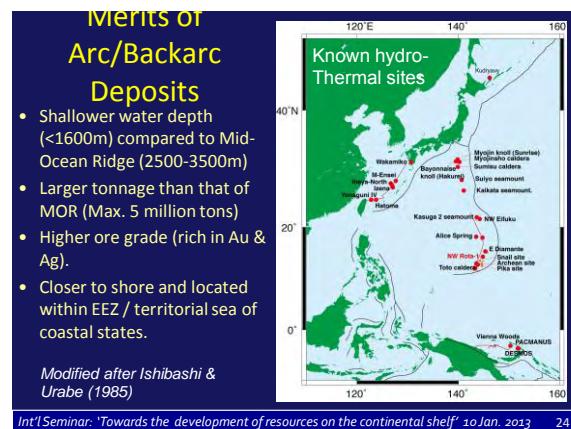
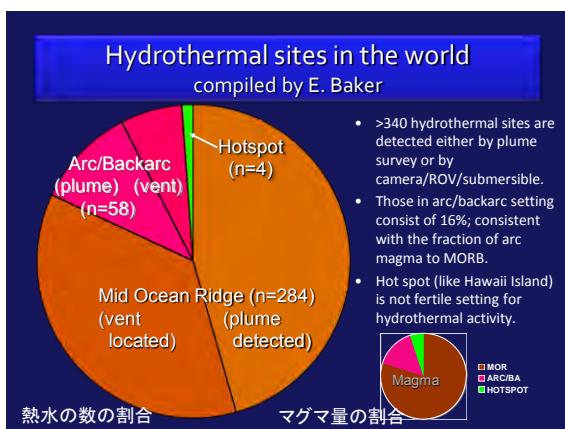
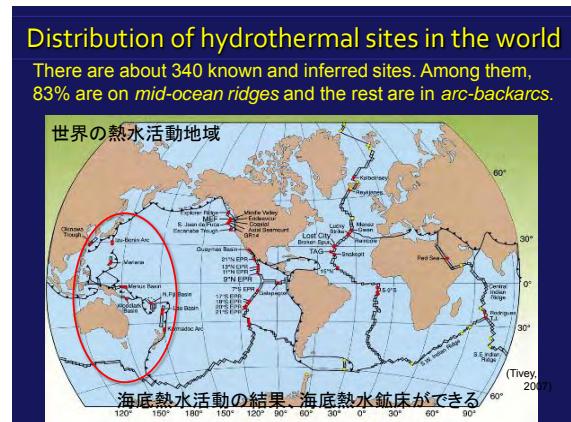
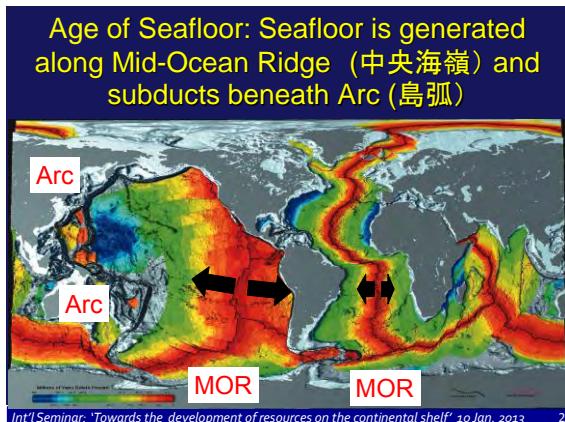
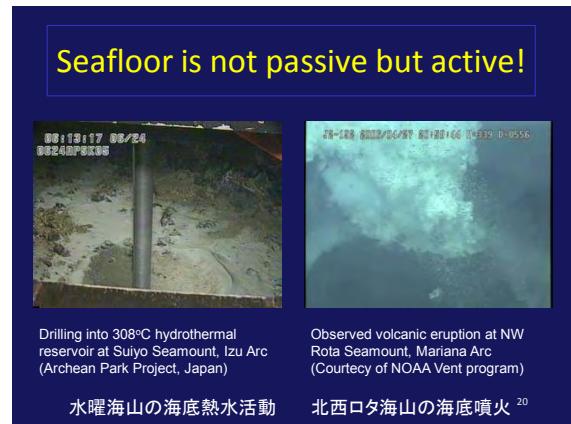
Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013, 1

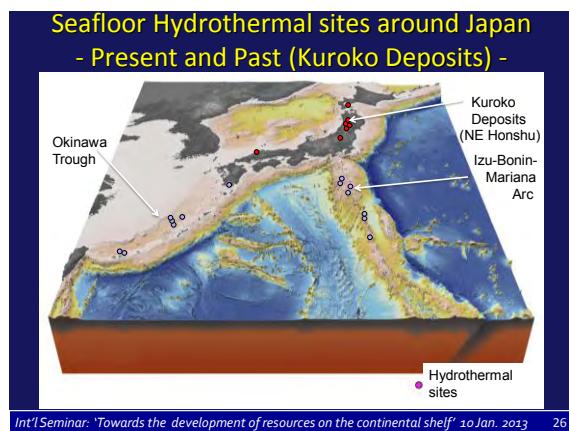
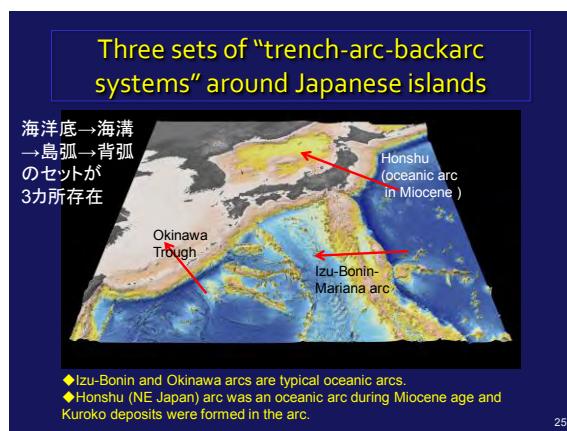
Rona ('08) on non-fuel marine minerals

- “Prior to the advent of plate tectonics, we viewed the ocean basins as passive sinks for particulate and dissolved material eroded from land.”
 - Marine placer deposits (Au, Sn, REE, and diamond),
 - Aggregates (sand and gravel), and
 - Precipitates (phosphorites and manganese nodules).
- “With the advent of plate tectonics, plate boundaries are recognized as active sources of mineralization”
 - hydrothermal massive sulfide deposits,
 - magmatic Ni–Cu sulfide, chromite and PGE deposits

inferred

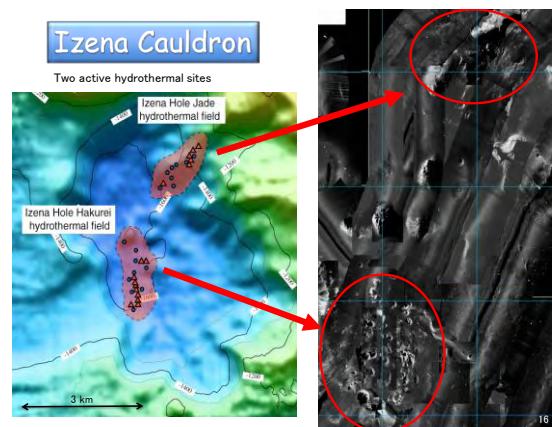
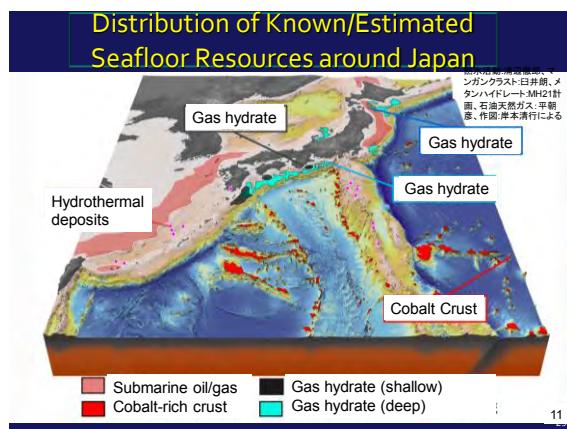
Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013





Three major deep-sea mineral resources

Name	Ferromanganese Nodule	Cobalt-rich Ferromanganese crust	Seafloor Massive sulfide (SMS)
Shape	Sphere (1-10 cm ϕ)	Coating (1-10 cm)	Chimney, mound
Major components	MnO ₂ +Fe-hydroxide	MnO ₂ +Fe-hydroxide	Sulfides + sulfates
Metals of interest	Cu, Ni, Co, Mn, REE	Co, Cu, Ni, REE, Pt	Cu, Zn, Au, Ag, Pb
Water depth	3500 – 6000 m	1000 – 3000 m	700 – 3500 m
Resources	5×10^{11} ton (?)	5×10^{10} ton (?)	10^8 ton (?)
Geology	Sediment hiatus of deep-sea floor	Bare rock area of seamount & plateau	On volcanic center of MOR and arc
Age	< 80 Ma	< 120 Ma	< 0.1 Ma
Ore genesis	Chemical precipitates from seawater	Chemical precipitates from seawater	Precipitates from high-temp fluid
Mining Technology	Developed and tested	Not yet tried	Seriously planned



**Izena Cauldron,
Okinawa Trough**

(Data after T. Ura)

1. Extraordinary clear image of seafloor was obtained.

2. Most of the mounds are proven to be sulfide edifice by ROV survey.

3. Interactive drillings have been conducted by JOGMEC using BMS (Benthic Multi-coring System)

 Side-scan Image
 ↓
 Interferometry map

(After JOGMEC, 2009)


Drilled Cores from Izena Cauldron

- The Seafloor Massive Sulfide (SMS) in the Izena Cauldron is the largest known in the world, except those in Red Sea.
- Due to the limitation of BMS drilling (<15 meters), it is difficult to estimate the reserves accurately.
- We need more investigation to calculate ore reserves and to know the genetic mechanism of SMS.

Au: 0.42-20.7ppm(3.62ppm),
 Ag: 0.17-2900ppm(237ppm),
 Cu: 0.1-5.1%(0.4%),
 Pb: 0.1-20%(2.74%),
 Zn: 0.1-30%(7.14%)
 ():Average value

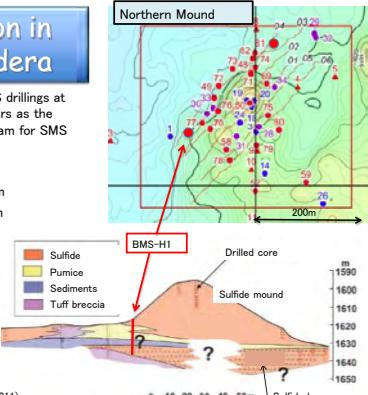
 Estimated Ore Reserve
 = 5,000,000 ton


(After JOGMEC 2009)

21

**Exploration in
Izena Caldera**

- JOGMEC conducted BMS drillings at Izena caldera three years as the national exploration program for SMS (seafloor massive sulfide).
- No. of holes: 82
- Total drilled depth=796m
- Total core length=396 m



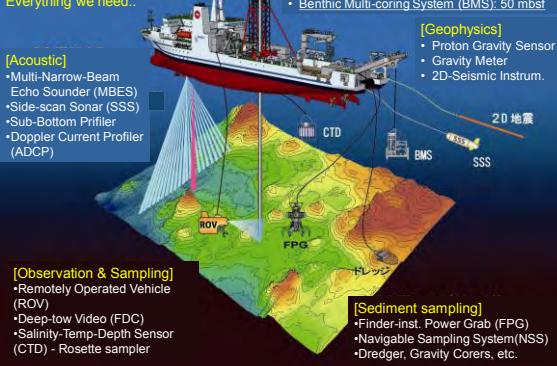
After JOGMEC's Interim Report (2011)

**New Exploration Vessel
"Hakurei" (has replaced
"Hakurei-maru No.2" in 2012)**

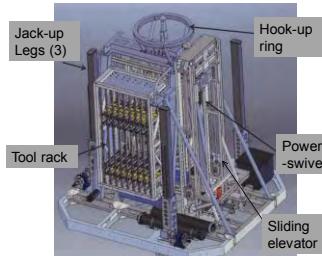
 "Dream vessel" for rock-sampling
 \$ 375 million US (including equip.)
 built by Mitsubishi Heavy Industry

Research Gears

Everything we need...


B M S - 5 0 M (Tethered Benthic Multi-coring System)

 Max. Drilling Depth = 50 mbsf
 Drilling System: Power-swivel Rotary Coring
 Core Φ = 63.5 mm (HQ), Wireline Method

 Max. Water Depth = 3000 m
 H=6.8m, L=5.7m, W=5.2m
 Weight (in air) =15 ton


Williamson & Assoc. + NGK Ocean

Conclusion 1

- "The trend of modern international law in terms of the peaceful settlement of disputes tailored to meet the needs of present-day international society" (Nelson, 2009) should be reflected also on the submission to CLCS (König & Pesch, 2012).
- Para.8 of Article 76 of UNCLOS requests coastal state that the submission shall be done "on the basis of equitable geographical representation".
- However, recent submissions made by China and Korea in the area of East China Sea is a sign of retarded and non-productive international relations in East Asia.
- Article 83 of UNCLOS: "The delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law."
- China once assured in PI in 2009, to "delimit continental shelf" "through peaceful negotiation" with opposite coast.

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 38

Conclusion 2

- Japan has vast unexplored seafloor (territorial sea + EEZ + extended Continental shelf = 451 km²) which is equivalent to India (330 km²) or Australia (770 km²) if it exists on land.
- We must continue (i) monitoring, (ii) mapping, (iii) sampling, and (iv) modelling of the ocean and its floor to meet societal (e.g. disaster, fishery), scientific (e.g. environmental, biodiversity) and management (e.g. maritime safety) purposes.
- Exploration and development of seafloor resources may take a lead to open this frontier area not only for Japan but also for global society. High resources potential around Japan may promote such activity.
- Japan should take a lead, in collaboration with ISA (International Seabed Authority), for the sustainable use of marine resources.

Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 39



Int'l Seminar: 'Towards the development of resources on the continental shelf' 10 Jan. 2013 40

Platforms used for research



41

この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成24年度 大陸棚の延長に伴う課題の調査研究報告書

平成25年3月発行

発行 海洋政策研究財団（財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-296-7